

第 7 8 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 30 年 3 月 2 日 開 会

平成 30 年 3 月 12 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 78 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（3月2日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長所信表明及び提出議案提案理由の説明	5
○選挙第1号の上程、選挙	14
○散会の宣告	15

第 2 号（3月5日）

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	18
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	18
○職務のため出席した者の職氏名	18
○開議の宣告	19
○一般質問	19
中 館 文 雄 君	19

山 田 賢 司 君	3 5
西 野 耕太郎 君	4 5
松 本 啓 吾 君	5 3
八木田 憲 司 君	6 0
○散会の宣告	6 3

第 3 号（3月6日）

○議事日程	6 9
○本日の会議に付した事件	6 9
○出席議員	6 9
○欠席議員	6 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 0
○職務のため出席した者の職氏名	7 0
○開議の宣告	7 1
○一般質問	7 1
久 保 利 樹 君	7 1
川守田 稔 君	7 7
夏 堀 嘉一郎 君	8 3
○散会の宣告	9 1

第 4 号（3月7日）

○議事日程	9 3
○本日の会議に付した事件	9 5
○出席議員	9 5
○欠席議員	9 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 6
○職務のため出席した者の職氏名	9 6
○開議の宣告	9 7

○議案第 1 号から議案第 1 8 号の上程、委員会付託	9 7
○報告第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
○報告第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
○報告第 3 号の上程、説明、質疑	1 0 0
○議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
○議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
○議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
○議案第 2 2 号から議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
○議案第 2 4 号から議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
○議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○議案第 3 0 号から議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
○議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
○議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
○議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
○議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
○議案第 4 1 号から議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
○議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
○議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 9
○議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
○議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 1
○議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 2
○常任委員会報告	1 4 3
○委員会の閉会中の継続調査の件	1 4 3
○散会の宣告	1 4 4

第 5 号（3月12日）

○議事日程	1 4 5
○本日の会議に付した事件	1 4 6
○出席議員	1 4 6
○欠席議員	1 4 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 6
○職務のため出席した者の職氏名	1 4 7
○開議の宣告	1 4 8
○議案第1号から議案第18号の委員長報告、討論、採決	1 4 8
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 4
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 6
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 8
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 2
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 3
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 5
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 6
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 1
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 3
○日程の追加	1 8 5
○町長追加提出議案提案理由の説明	1 8 6
○議案第58号から議案第59号までの上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 7
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 8
○閉会の宣告	1 8 9
○署名議員	1 9 3

平成 3 0 年 3 月 2 日（金曜日）

第 7 8 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第78回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年3月2日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長所信表明及び提出議案提案理由の説明
- 第 5 選挙第1号 南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	11番	夏 堀 文 孝 君
12番	沼 畑 俊 一 君	13番	根 市 勲 君
14番	工 藤 幸 子 君	15番	馬 場 又 彦 君
16番	川守田 稔 君		

欠席議員（1名）

10番 工 藤 正 孝 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 坂 本 勝 二 君
総 務 課 長 佐々木 俊 昭 君 企画財政課長 西 舘 勝 彦 君

税 務 課 長	金 野 貢 君	住 民 生 活 課 長	赤 石 裕 之 君
健 康 福 祉 課 長	福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君
商工観光交流課長	久保田 敏 彦 君	建 設 課 長	川 村 正 則 君
会 計 管 理 者	小 山 万紀子 君	医療センター事務長	佐々木 大 君
老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	高 橋 力 也 君	学 務 課 長	中 村 貞 雄 君
社会教育課長	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	松 橋 悟 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 里 司 次 長	夏 坂 由美子
総 括 主 査	留 目 成 人	

◎開会及び開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより、第78回南部町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（馬場又彦君） ここで、議会運営委員長から本定例会の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長根市勲君。

（議会運営委員会委員長 根市 勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市 勲君） おはようございます。

去る、2月20日議会運営委員会を開催し、第78回定例会の運営について、協議をしましたので、決定事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が、報告3件、平成30年度当初予算18件、条例等29件、平成29年度補正予算10件の議案57件であります。

平成30年度各会計 予算につきましては、予算特別委員会を設置し、審査を付託することになりました。

そのほかの案件として、常任委員会報告、委員会の閉会中の継続調査などがあります。

一般質問は8名から通告があり一般質問通告一覧表のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、3月2日から12日までの11日間としました。

なお、会期中 3日、4日 及び10日、11日は休日のため、8日、9日は予算特別委員会のため、休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（馬場又彦君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場又彦君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、14番、工藤幸子君、16番、川守田稔君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（馬場又彦君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日３月２日から３月12日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

会期は本日から３月12日までの11日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました11日間の会期中、３日、４日及び10日、11日は休日のため、８日、９日は予算審査のため休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

ただいまの６日間は休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（馬場又彦君） 日程第３、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

本定例会の上程は町長提出の議案が48件、ほかに常任委員会報告及び委員会の閉会中の継続調査の件などがございます。日程により、それぞれ議題とします。

◎町長所信表明及び提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 日程第4、町長所信表明及び提出議案提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、町長就任4期目の所信と提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第78回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに厚くお礼申し上げます。

さて、1月に行われました南部町長選挙におきまして、議員各位並びに町民の皆様から、多くのご支援を賜りましたことに対し、衷心より感謝申し上げます。引き続き、4期目の町長の職を務めさせていただくこととなり、皆様から寄せられました信頼と期待の大きさに、身の引き締まる思いでありますとともに、決意を新たにしているところでもあります。

それでは、提出案件について説明をさせていただく前に、今後4年間の町政運営についての所信を申し述べさせていただきます。

これまでの3期12年間を振り返りますと、議員各位をはじめ、多くの皆様のお力添えをいただきながら、畑を耕し、種をまき、ようやく、ひとつひとつ、花が咲き始めたものと感じているところであります。「常に町民のために」を念頭に、町民の皆様とともに、南部町のまちづくりを進めてまいりましたが、これまで実施してまいりました各種施策につきましては、その効果をしっかりと検証し、必要に応じて改善しながら、咲き始めた花を、町内全域に咲き誇らせることが出来るよう、誠心誠意、全力で、町政発展のため、努力してまいりたいと考えております。

また、この度の立候補にあたりまして、皆様にお約束した公約につきましては、この4年間でしっかりと成し遂げていかなくはなりません。

まずは、人口減少対策を最重要課題として、子育て支援や、若者の定住対策に力を入れてまいります。

具体的には、これまで取り組んでまいりました、小・中学生の医療費や給食費の無償化に加え、高校生にまで医療費の無償化を拡充し、これまでの町独自の施策をさらに手厚いものにしてまいりますとともに、若者に向けて、安価での宅地分譲を行い、若い世代が移り住みやすく、子育てしやすい環境づくりをさらに進めてまいります。

また、役場統合庁舎は、2020年度の完成を目指し、「役場統合庁舎建設基本計画書」に基づき、計画的に建設を進めてまいりますとともに、アクセス道路の整備も進めてまいります。

さらに、安心して暮らせる馬淵川整備の早期実現に向けては、私の使命として、また、「馬淵川とともに生きる期成同盟会」の会長として先頭に立ち、国・県に対し強く働きかけていくことを、お約束するものであります。

このほか、平成30年度を初年度とする「第2次南部町総合振興計画」に基づき、メリハリのあふれる事業を展開し、町民の皆様に喜ばれ、また、安心していただけるよう、計画の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

さて、選挙後に行いました職員への訓示におきまして、「将来を見据えて仕事をしていくことの重要性」について申し上げました。

将来、どのような施策が必要となるのかを見極めるためには、現在の状況を的確に把握・分析するとともに、町内外の様々な情報に意識を向けることが必要であります。こうした力を養うことは、町民の皆様のニーズに沿った、より満足度の高い、魅力あふれるまちづくりにつながるものと考えており、職員には、自ら進んで研修に参加するなど、能力の向上に努めながら、常日頃より、将来を見据え、職務に励むことを期待するものであります。

また、私の町政への基本姿勢は、就任当初から申し上げてきました「町民とのキャッチボール対話」であります。私自身、地域における各種会合に出向き、町民の皆様と膝を交えてお話しさせていただきしましたほか、平成26年度からは、地域担当職員制度を導入し、職員ともども、地域との、より密接なコミュニケーションを図ってまいりました。町民の皆様の声に耳を傾け、また、私たちの考えをお示ししながら、皆様とともに歩むまちづくりを、これからも継続してまいりたいと考えております。

このように、事業を進めるにあたりましては、町民の皆様のご意見を伺いながら、議会における闊達な議論を持ちまして、より良い事業の展開を図ってまいる所存でありますので、今後とも、議員各位におかれましては、ご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります、報告3件、平成30年度一般会計ほ

か、各特別会計予算案18件、条例の制定等29件、平成29年度一般会計ほか、各特別会計補正予算案が10件の、合わせて60件でございます。順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず始めに、報告第1号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法施行規則の一部改正に伴い、本条例において引用している条項を改める必要が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、平成29年度南部町一般会計補正予算（第5号）であります。ふるさと納税寄附金の増に伴う返礼品等の経費として、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億4,486万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ101億6,210万2,000円とすることについて専決処分したものであります。

次に、報告第3号、専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについてであります。平成29年10月4日、南部町大字下名久井字田端地内で発生した公用車の車両への接触事故及び平成29年12月11日、南部町大字鳥舌内字沢田地内で発生した、公用車の車両への接触事故の2件に関し、相手方と和解を成立させ、損害賠償の額を決定することについて専決処分したものであり、地方自治法の規定に基づきこれを報告するものであります。

次に、議案第1号、平成30年度南部町一般会計予算から、議案第18号、平成30年度南部町名久井岳財産区特別会計予算までの当初予算についてご説明いたします。

最初に、議案第1号、平成30年度南部町一般会計予算であります。当町の歳入の中で大きな割合を占める普通交付税につきましては、平成28年度から合併特例措置の段階的縮減が始まっており、平成30年度においては今年度より約1億7,000万円の減額が見込まれます。

このため、平成30年度の予算編成にあたっては、限られた歳入の中で、歳出全般について、真に必要なものであるか、また、効果を検証せずに継続しているものがないかなど、従来の計上方法にとらわれることなく、ゼロベースで見直しを行い、町民の皆様幸せを感じていただける、また、子どもたちに生まれて良かった、住んで良かったと実感していただけるよう、真に必要な施策に重点的に予算を配分することを基本姿勢として、編成を進めてまいりました。

その結果、予算の総額は101億4,000万円となり、前年度と比較しますと4億7,000万円の増額、率にして4.9%の増となっております。

主な事業といたしましては、統合庁舎建設に係る基本設計及び実施設計並びに中央公民館解体工事等の統合庁舎建設事業として2億96万円、2つの地域の集会施設の新築工事等を行う地域集会施設新築整備事業として1億413万円、子育て支援事業の一つとして、これまで、中学生まで

を対象としていたものを、高校生にまで拡充する医療費無償化事業として2,750万円、1歳から18歳までのインフルエンザ予防接種費用を新たに助成対象に加えた予防接種事業として5,586万円、若い世代の移住を後押しするための、剣吉中学校跡地の宅地造成事業として1億4,910万円、消防費では、消防ポンプ自動車の更新事業として2,742万円屯所と集会施設の複合施設一棟の新築事業として5,093万円また、子育て支援事業の一つである小中学生の給食費無償化事業を継続するために5,618万円などを計上させていただいております。

次に、特別会計につきましては、予算額と前年度との比較のみ説明させていただきます。

議案第2号、平成30年度南部町学校給食センター特別会計予算につきましては、予算総額1億6,310万円、前年度より265万8,000円の減額、率にして1.6%の減となります。

議案第3号、平成30年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算につきましては、予算総額8,311万5,000円、前年度より604万8,000円の減額、率にして6.8%の減となります。

議案第4号、平成30年度南部町国民健康保険特別会計予算につきましては、予算総額22億9,150万円、前年度より6億5,217万6,000円の減額、率にして22.2%の減となります。

議案第5号、平成30年度南部町介護保険特別会計予算につきましては、予算総額27億2,700万円、前年度より3,535万6,000円の減額、率にして1.3%の減となります。

議案第6号、平成30年度南部町介護サービス事業特別会計予算につきましては、予算総額2,990万円、前年度より114万8,000円の減額、率にして3.7%の減となります。

議案第7号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額2億1,770万円、前年度より2,551万6,000円の増額、率にして13.3%の増となります。

議案第8号、平成30年度南部町病院事業会計予算につきましては、収益的支出の予算額を11億4,200万円とし、前年度より1,200万円の増額、率にして1.1%の増となります。

議案第9号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計予算につきましては、予算総額2億8,330万円、前年度より2,050万円の増額、率にして7.8%の増となります。

議案第10号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、予算総額2億5,850万円、前年度より7,350万円の減額、率にして22.1%の減となります。

議案第11号、平成30年度南部町営地方卸売市場特別会計予算につきましては、予算総額34億6,400万円、前年度より200万円の減額、率にして0.1%の減となります。

議案第12号、平成30年度南部町介護老人保健施設特別会計予算につきましては、予算総額3億4,190万円、前年度より2,190万円の減額、率にして6.0%の減となります。

議案第13号、平成30年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算につきましては、予算総額

5,250万4,000円、前年度より200万円の増額、率にして4.0%の増となります。

議案第14号、平成30年度南部町大字平財産区特別会計予算につきましては、予算総額381万円、前年度より320万円の増額、率にして524.6%の増となります。

議案第15号、平成30年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算につきましては、予算総額1,600万4,000円で、前年度と同額であります。

議案第16号、平成30年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算につきましては、予算総額2,670万4,000円、前年度より210万円の減額、率にして7.3%の減となります。

議案第17号、平成30年度南部町大平財産区特別会計予算につきましては、予算総額206万円、前年度より13万5,000円の減額、率にして6.2%の減となります。

議案第18号、平成30年度南部町名久井岳財産区特別会計予算につきましては、予算総額2,646万3,000円、前年度より6万2,000円の減額、率にして0.2%の減となります。

本職からは以上、概要のみの説明とさせていただき、各会計当初予算の詳細につきましては、議案審議の際、改めて企画財政課長及び各担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第19号、南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。各種交流施策を通じて、人口減少対策を効果的に推進していくため、交流推進課を新設するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号、南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。個人情報の保護に関する法律等の改正趣旨に則り、個人情報の定義の明確化を図るなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号、南部町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本条例において引用している要綱等の規程名を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号、南部町集落農業研修センター条例を廃止する条例の制定について及び、議案第23号、南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。集落農業研修センター条例の規定により管理していた6つの施設を、集会所条例に所管替えするとともに、今年度、ひろば台団地内と大字剣吉字上町地区に建設した集会施設を、集会所条例に追加するものであります。

次に、議案第24号から第27号、指定管理者の指定についてであります。平成30年3月31日に指定期間が満了する公共施設、及び、今年度建設した集会施設における指定管理者を指定するも

のであります。

次に、議案第28号、南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります、南部町消防団南部第4分団屯所、及び、福地第4分団屯所の移転新築に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第29号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得可能な期間の延長について規定するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第32号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります、町議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合について、県の改正に準じて改めるとともに、青森県人事委員会からの、職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第33号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります、国が交付する農地利用最適化交付金を反映した報酬を、農業委員会委員 及び、農地利用最適化推進委員に支給できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号、南部町承認地域経済牽引事業計画に従って設置される施設に係る 固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります、地域経済牽引事業の促進による 地域の成長発展の 基盤強化に関する法律に基づき、八戸圏域連携中枢都市圏において、協議を進めてきた基本計画が、平成29年12月22日に、国の同意を得たことに伴い、工場施設等の固定資産税の課税を免除する規定について、構成市町村において、八戸市と同様の規定に改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、平成30年度から始まる、国民健康保険の都道府県単位化に対応できるようにするとともに、国民健康保険税の賦課限度額を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第36号、南部町老人福祉センター条例及び南部町保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります、名川老人福祉センター、ぼたんの里、及び、ゆとりあ

の3施設について、浴場使用料におけるサービスの統一化を図るため、所要の改正を行うものがあります。

次に、議案第37号、南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、南部町後期高齢者医療における、住所地特例の規定を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第38号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、本条例の規定を整備する必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第39号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、第7期介護保険事業計画に基づき、今後、3年間の介護保険料を定めるとともに、保険料の軽減措置を、引き続き実施するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第40号、南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、厚生労働省令の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の諸基準を定めている本条例を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第41号、南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び、議案第42号、南部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、介護保険法の一部改正に伴い、それぞれの条例において引用している条項を改めるとともに、厚生労働省令の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス、及び、指定地域密着型介護予防サービスの諸基準を定めている、それぞれの条例を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第43号、南部町営地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、市場の活性化並びに買受人業者の育成のため、市場施設の使用料を見直しすることとし、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第44号、南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、道路法施行令の一部改正に伴い、本条例において規定する、道路占用料を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第45号、南部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正により、本条例において引用している案内標識の識別番号を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号、南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。公営住宅法の一部改正に伴い、認知症患者等の町営住宅入居者の家賃の決定に関し、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第47号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてであります。青森県新産業都市建設事業団における、平成30年度の設置団体負担金額の変更について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第48号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第6号）であります。予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,473万2,000円を減額し、予算の総額を100億4,737万円とするものであります。

主な補正要因であります。歳入では、起債事業の決算見込みにより、町債を1億603万9,000円減額し、歳出では、決算見込みによる減額分を、基金へ積み立てすることとし、公共施設整備基金積立金の増として2億1,999万円を計上し、また、入札執行による事業費の精査により、住宅建設費を1,976万8,000円減額したほか、各種事業費の確定などにより、歳入歳出予算計上額を調整したものであります。

次に、議案第49号、平成29年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）であります。給食センターで使用する機器の修繕料等の増として、歳入歳出予算の総額に、それぞれ103万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億6,679万7,000円とするものであります。

次に、議案第50号、平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。決算見込みによる保険給付費や共同事業拠出金の減額など、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億6,684万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ28億2,161万8,000円とするものであります。

次に、議案第51号、平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。決算見込みによる保険給付費や地域支援事業費の減額など、歳入歳出予算の総額から、それぞれ7,883万9,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ27億2,390万円とするものであります。

次に、議案第52号、平成29年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）であります。決算見込みにより、介護サービス事業費を減額することとし、歳入歳出予算の総額から、それぞれ74万5,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3,113万8,000円とするものであります。

次に、議案第53号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります
が、決算見込みによる後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額など、歳入歳出予算の総額から、
それぞれ55万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億9,982万8,000円とするものでありま
す。

次に、議案第54号、平成29年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります
が、決算見込みによる下水道事業の工事請負費の減額など、歳入歳出予算の総額から、それぞれ
1,697万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ2億4,582万6,000円とするものであります。

次に、議案第55号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でありま
すが、決算見込みによる施設管理委託料や工事請負費の減額など、歳入歳出予算の総額から、そ
れぞれ2,947万8,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3億252万2,000円とするものでありま
す。

次に、議案第56号、平成29年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）であります
が、新規買受人1名の保証金について、買受人保証金管理基金に積立てるための積立金の増額な
ど、歳入歳出予算の総額に、それぞれ9万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ34億6,609万
9,000円とするものであります。

次に、議案第57号、平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）でありま
すが、決算見込みによる臨時職員の賃金や社会保険料の減額など、歳入歳出予算の総額から、そ
れぞれ387万5,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3億5,514万円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました、議案の概要について、ご説明申し上げましたが、議事の
進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説
明いたしますので、慎重審議の上、何卒、原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し
上げます。

なお、会期中に、南部町教育委員会委員の任命、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任に
ついての人事案件を、追加させていただきたいと思いますので、付け加えさせていただき、提案
理由のご説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長所信表明及び提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎選挙第1号の上程、選挙

○議長（馬場又彦君） 日程第5、選挙第1号、南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

ここで、会議資料配付のため、暫時休憩といたします。

（午前10時46分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時47分）

○議長（馬場又彦君） ただいま配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

選挙管理委員会委員には、佐々木登志雄君、藤田克弘君、松井吉男君、佐藤正彦君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

ただいま指名しました、佐々木登志雄君、藤田克弘君、松井吉男君、佐藤正彦君、以上の方が南部町選挙管理委員会委員に当選されました。

選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、夏堀徳八志君、第2順位、稲葉勇君、第3順位、和田進君、第4順位、荒谷真人君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

ただいま指名しました、、第1順位、夏堀徳八志君、第2順位、稲葉勇君、第3順位、和田進君、第4順位、荒谷真人君、以上の方が順序のとおり、南部町選挙管理委員会補充員に当選されました。

.....

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

5日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前10時49分）

平成 3 0 年 3 月 5 日（月曜日）

第 7 8 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第78回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成30年3月5日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

9番 中 舘 文 雄

1. 町政運営と総合振興計画から見る町の将来展望について
2. 町政推進の過程で提示され議論されてきた事案に対する今後の取り組みについて

7番 山 田 賢 司

1. ふるさと納税の現状と使い方について
2. 農産物のブランド化と販売戦略について

6番 西 野 耕太郎

1. 南部町内における外国人労働者の雇用状況について
2. 南部町職員の給与水準について

1番 松 本 啓 吾

1. 今後の南部町小中学校の部活動体制について

8番 八木田 憲 司

1. 昨年特別栽培米としてデビューした南部達者米の現状および課題、それに対する取り組みについて
2. 私道の生活道路整備について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番 松 本 啓 吾 君	2番 久 保 利 樹 君
3番 夏 堀 嘉一郎 君	4番 坂 本 典 男 君
5番 滝 田 勉 君	6番 西 野 耕太郎 君

7番 山 田 賢 司 君
 9番 中 舘 文 雄 君
 11番 夏 堀 文 孝 君
 13番 根 市 勲 君
 15番 馬 場 又 彦 君

8番 八木田 憲 司 君
 10番 工 藤 正 孝 君
 12番 沼 畑 俊 一 君
 14番 工 藤 幸 子 君
 16番 川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	金 野 貢 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君
商工観光交流課長	久保田 敏 彦 君	建 設 課 長	川 村 正 則 君
会 計 管 理 者	小 山 万紀子 君	医療センター事務長	佐々木 大 君
老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	高 橋 力 也 君	学 務 課 長	中 村 貞 雄 君
社会教育課長	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	松 橋 悟 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 里 司	次 長	夏 坂 由美子
総 括 主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） ただいまから第78回南部町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告のあったものだけを認めます。質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。

これから通告順に順次発言を許します。

9番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（9番 中舘文雄君 登壇）

○9番（中舘文雄君） おはようございます。今回、冬季オリンピックに出場した日本選手の姿に感動と勇気を得ながら、活躍した選手に背中を押されているような爽やかな思いで質問に入りたいと思います。

私は、今定例会に臨むに当たり、今日までの町政運営の12年間を振り返りながら、総合振興計画への具体的な取り組みや、町長就任4期目のスタートに当たり、町の将来展望や節目となる町誕生から20年目に向けての決意と重点的に取り組むべき政策等をお尋ねし、また、特に果樹の里南部町を維持、継続していくためにも重要だと思われる農業経営や労働力確保の施策など、基本的な考え方について、あわせて、過去12年間の中で町政推進の過程で議論されてきた中から数点を取り上げ、今後の取り組みについて通告に従いまして順次質問してまいります。

初めに、町政運営と総合振興計画から見る町の将来展望についてであります。

町政運営の中心的な考えは町の総合振興計画により示され、その実現のために具体的に政策を掲げ、町政が運営されて実績を上げてきたことはご承知のとおりであります。工藤町長は、合併協議からその中心的な役割を果たしてきましたし、合併し南部町が誕生してから3期12年間にわたりリーダーとして町政運営に取り組んできたその姿には心から敬意を表するものでありますし、今後の活躍もまた期待するものであります。

その立場から、1点目として次のことをお尋ねいたします。

町の誕生から12年間の歩みを振り返り、町長として4期目の就任に当たり、20周年を目指すまちづくりの展望と課題についてお尋ねいたします。

次に2点目として、我が南部町は農業を基幹産業として位置づけられており、そのために今日までの総合振興計画では主要事業も21項目にわたり実施していることは承知しております。町内外にも果樹の町南部町として広く認知されていることは誰しも認めるところでありますが、今日の現状を見ますと、振興計画でも指摘されているように、担い手の減少や従事者の高齢化による労働力の低下、耕作放棄地の増加などが見受けられるとともに、農産物輸入自由化などに伴う農産物価格の低迷により、農業経営環境は一段と厳しさを増していると総括されています。

そのことを見据えて、農業生産基盤の整備、農業の担い手の育成、担い手の農地集約や後継者の発掘、育成、確保などを含め、効果的、安定的な農業経営の確立と農村の活性化を図る必要があるとうたっており、その方向性は示されておりますが、今の現状を見ますと、稲作につきましては圃場整備事業等により基盤の整備が進められ、また、農地中間管理機構を活用するなど、それなりの対策は進められていると思いますが、畑作、特に果樹等の樹園地における将来展望に対する声は切実なものがあります。今まで家族により守り続けてきた果樹園を何年続けられるのか不安という声や、自分の代で終わりだろうとの声も聞くようになりました。もちろん町内にも将来展望を持って活躍されている方々もおりますが、農地を守り続けてきた生産者の声は現実的なものがあると思います。農地や財産は個人の所有であり、対応には難しい問題があるかもしれませんが、果樹の里南部町を守り続けるため、また、国内で唯一とされる町営地方卸売市場の運営に及ぼす影響は大きなものがあると思います。労働力確保の問題については、第64回定例会において私は人材支援センターの設立を提言した経緯はありますが、行政の立場からこうした一連の課題に対して関係者を含め農業政策の重要な課題として積極的に取り組む必要があると思いますので、次のことをお尋ねいたします。

基幹産業と位置づけられる農業政策において、生産労働力の確保問題への対応と集落営農への取り組みについてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、今日までの町政推進の過程で提示され議論されてきた事案に対する今後の取り組みについてお尋ねいたします。

1点目は、介護老人保健施設の運営形態の方向性についてであります。

この事案については、第73回定例会において検討を進めていくとの回答を得ておりますが、検討の進捗状況をお尋ねいたします。

2点目は、町道虎渡・広場線の改良についてであります。

この道路は名久井農道として開設された道路であり、農地への利便性、また、住宅環境の改善を目的として整備されたため、現存する道路や農地への出入り口に基準を合わせた道路でありました。しかし、馬淵川または如来堂川の氾濫による災害が発生することにより問題点が指摘されてきました。現在は町道1級路線として幹線道路となっております。

町道の整備等は、町道整備計画等の問題もあると思いますが、重要な課題として検討する必要があると思いますので、今後の改良に向けての方向性についてお尋ねいたします。

3点目は、現在、調査、整備が進められている聖寿寺館跡の整備後の活用についてであります。

平成5年から発掘調査が進められている当地ですが、ここ数年、重要な発掘成果が出ており、適時整備が進むものと思います。重要な史跡でありますので、整備後の活用が南部町の文化、歴史等を観光事業にも生かす大きな拠点となるものと思います。町の観光、また、広域観光等に向けて、整備後の活用についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

4点目は、町の観光協会の位置づけと運営のあり方についてであります。

現在、県または八戸圏域連携中枢都市圏の構想の中でも広域観光に対する検討が進められている中、当町の観光協会の活動の中心は町からの委託されたイベントの消化に重点が置かれているように思われます。今後いろいろな分野で広がるであろう観光政策を進める上で、運営のあり方について行政が中心となるのか、民間力に重点を移していくのか、関係者と積極的な協議をしていくべきと考えますが、今後の観光事業政策についてお尋ねいたします。

5点目は、未使用または利用率の低い公共施設等の廃棄を含めた整備統合についてであります。

各自治体では、公共施設等総合管理計画を策定し、総合管理、また、運営に当たっていることは言うまでもありませんが、合併自治体においては、現在の少子高齢化に伴う人口減少の社会にあつての公共施設のあり方、また、広域連携時代における公共施設の運営などを含め、持続可能な公共施設をめぐる、多くの自治体が本格的な取り組みを住民の理解を得ながら進める必要があると言われております。

当町でも、地域の集会所や消防関係施設等は別としても、今後重要な課題だと思います。当町でも統合による名川南小学校の開校を初めとして学校給食センター、ふるさと運動公園、陸上競技場のオープン、南部町浄化センター、町医療健康センターなど、新たな整備がなされてきました。

政策の中で、必要な整備は当然のことです。適切な整備等が進められていることは承知しておりますが、他の自治体と同様に未使用または利用率の低い公共施設等の廃棄を含めた整備統合について、今後どのような方針のもとで進めていくのかお尋ねいたします。

以上、当町の20周年を迎えるに当たり、まちづくりと活性化のために重要な事案だと思いますので、通告に従いまして順次質問してまいりました。町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、町の誕生から12年間の歩みを振り返り、町長として4期目の就任に当たり、20周年を目指すまちづくりの展望と課題についてでございますが、平成18年1月1日に旧名川町、旧南部町、旧福地村の3町村が新設合併してから、はや12年がたちました。

この間、合併時に策定した新町建設計画に基づき、旧町村の持つ個性を生かした新町の基盤づくりを平成18年の町村合併から進めてきました。

平成20年度からは、少子高齢化の進行、また、厳しい財政状況を踏まえ、計画期間を平成29年度までとした南部町総合振興計画を策定し、「名久井岳と馬淵川に抱かれ自然・環境・福祉に恵まれた交流のまち」を将来像に掲げ、あらゆる分野で基本とする4つの基本理念と将来像を実現するための6つの基本方向を定め、町政運営に取り組んでまいりました。

具体的には、保健、医療、福祉の包括ケアサービスの提供拠点施設として医療健康センターの整備、町民の交通手段を確保するため多目的バスの運行、子育て支援として小・中学生給食費無償化事業、子ども医療費助成事業、若者の移住・定住促進策としての旧剣吉中学校宅地造成事業など、総合振興計画の基本方向の達成のため、さまざまな事業を計画的に実施してまいりました。

また、「計画的・効率的な行財政運営を目指すまち」、この基本方向の達成のため、職員数削減による行政のスリム化、職員手当の見直しなどを実施した結果、平成28年度末基金残高は合併

当初の平成18年度より約81億円増の100億8,482万円となり、同じく地方債現在高は臨時財政対策債分を除き、約82億円減の75億4,298万円となっております。

このほかにも、町民のコミュニケーションの推進を目的とした「鍋条例」の制定、また、人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢であっても、町民が魅力を感じ、誇りを持てる持続可能なまちづくりに取り組んでいくため、総合振興計画後期基本計画で掲げた持続可能な4つの理念を踏まえ、平成28年度には南部町人口ビジョンと南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略を人口減少の抑制策として策定するなど、さまざまなまちづくり計画に基づき、町民の皆様からご協力をいただきながらまちづくりを進めてきたところでございます。

現在の総合振興計画はことしの3月で計画期間が終了することから、基本構想を平成30年度から平成39年度までとした第2次南部町総合振興計画を策定しております。

なお、この基本構想を受け、目標実現に向けた政策を計画的に示した前期基本計画は平成34年度までの5カ年計画とし、さらに基本計画に掲げた施策をより計画的かつ効果的に実施していくために示した実施計画は平成32年度までの3カ年計画とされております。

また、各種事業の取り組み内容、成果や進捗状況は、毎年度、事業担当課による内部評価と第三者による外部評価により検証し、実施計画においてはPDCAサイクルにより事務事業の見直しを行いながら目標実現に向けたまちづくりを進めていくこととしております。

この第2次南部町総合振興計画は、人口減少の進行による地域経済の低迷、地域コミュニティの維持、存続など、人口減少に起因した複雑化した課題、また、長寿社会に対応する取り組みも重要であることから、まちづくりの基本理念を、将来的な人口減少や長寿化の中で多様化する価値観やライフスタイルに対応しつつ、町民が住み続けられる持続可能なまちづくりと、町に住む人と訪れる人が安全・安心や幸せを実感し、未来に希望が持てるまちづくりの推進とし、将来像を「みんなが達成者に暮らす笑顔あふれるまち南部町」と定め、この将来像の実現に向けて「達成者村プロジェクト」、「人づくりプロジェクト」、「暮らし向上プロジェクト」の3つのプロジェクトを戦略的に打ち出し、取り組んでいくこととしております。

歳入の根幹である地方交付税は平成25年度から今年度まで連続して減額になっている中、当町においてはさらに普通交付税が合併算定替の適用期間の終了により平成32年度まで段階的に削減されます。

また、普通交付税算入率の高い過疎対策債や合併特例債の発行も平成32年度で終了することから、財政運営に当たっては非常に厳しい運営を余儀なくされることが予想されるところであります。将来を見据えた財政運営計画に基づき、町の最上位計画である第2次南部町総合振興計画

の基本理念の実現に向け、職員一丸となり一緒に考え、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、基幹産業と位置づけられる農業政策において、生産労働力の確保問題への対応と集落営農への取り組みについてお答え申し上げます。

生産労働力の確保や集落営農への取り組みは、町総合振興計画の施策の大綱である「活力に満ちた産業の振興」に即し取り組んでいるところでございます。

初めに、生産労働力の確保につきましては、全国的に少子高齢化が進む中、当町の人口も減少の一途をたどっており、人材確保、経営改善が喫緊の課題と認識しております。町といたしましては、国、県の各種補助事業と町単独事業を組み合わせ、経営改善による農作業の効率化や省力化、新規就農者への支援により生産労働力の確保に努めているところであります。

経営改善による作業の効率化、省力化といたしましては、国庫補助事業の担い手確保・経営強化支援事業や経営体育成支援事業、県単独事業の特産果樹産地育成ブランド化確立事業、野菜等産地強化総合対策事業など、町がかさ上げをしている事業などがございます。このほか、農地中間管理機構の活用による農地集積・集約化により経営改善を図っているところでございます。

また、人材育成・確保につきましては、農業経営・生産技術研修会などの開催情報の提供や、担い手を支援するための機関として町認定農業者連絡協議会や町担い手育成総合支援協議会、若年農業者を支援するための「南部農夢」を設置し、意欲ある農業者の育成、農業就農者の支援を行っているほか、新規就農者の確保、育成として、国庫補助事業の農業次世代人材投資事業と町単独事業の新規就農者支援事業により労働力の確保に努めております。

農業次世代人材投資事業につきましては、平成24年度に国の事業制度が始まったと同時に取り組み、現在までに個人10人と夫婦5組の計20の方が新規就農者となっております。町の新規就農者支援事業につきましては、国の事業展開に先立ち、平成19年度から独自に実施しており、現在までに43の方が新規就農者となっております。

平成19年度から現在までの新規就農者の累計人数であります。町の事業から国の事業に移行した方もおりますので、その重複分を除きますと、56の方が新規に農業生産においてご活躍されているところでございます。

次に、集落営農への取り組みについてですが、現在実施している事業は、集落営農関連事業といたしましては中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金があります。どちらの事業も、リーダーの多忙やリタイアなどにより事業を取りやめる組織が増加しております。それによりまして、次の段階である集落営農組織や法人化がなかなか進まない状況であります。

また、集落営農組織活動は「人・農地プラン」の延長線上の一つにあり、集落、地域の農業を

どうするか、集落、地域の農業を誰に託すのか、また、中心となる経営体以外の兼業、自給的農家などを含めた地域農業のあり方について具体的に農地の提供、経理などの一元化など、農家同士のしっかりとした話し合いのもと進めていかなければならないと考えております。

生産労働力の確保や集落営農への取り組みにつきましては、現在の少子高齢化という社会情勢や農業を取り巻く状況を見ますと非常に難しい課題であると認識しておりますが、町といたしましては、国、県及び関係団体と連携しながら、基幹産業である農業の活性化を図り、現在行っている事業を引き続き実施するとともに、町にとってどのような施策が効果的かを模索しながら、農業者が魅力を感じ、誇りが持てる持続可能なものになるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護老人保健施設の運営形態の方向性についてお答え申し上げます。

老健なんぶでは、医療センターを主とした協力病院と連携を密にし、利用希望に対する受け入れと利用者の状態に応じた措置など、高齢者の在宅支援を目指したサービス向上に努めております。

現在の施設の利用状況であります、1階で入所利用と通所リハビリテーションの利用を行っております。施設入所定員は70人、通所定員は15人ですが、入所利用は現在38人、通所は1日平均9人の方が要介護度に応じてリハビリをしております。平成29年3月は、1階と2階の利用で入所利用は44人、通所は1日平均9人の方が利用しております。夜勤対応臨時職員が不足している中、さらに夜勤者が退職したため、平成29年11月から1階のみで対応しております。

1階利用の理由といたしまして、夜間、少ない職員で見守りが必要な利用者の安全を第一に介護するため職員の目が届くようにしたことと、介護職員の夜勤帯の勤務が月の半分にもなり体調不良になるなど、職員の健康管理のための措置であります。日勤を希望する方はおりますが、このように夜勤対応が可能な臨時職員を確保することは難しくなっております。

また、町内には介護関連施設が多くあり、臨時職員から待遇のよい施設へ正職員として就職する傾向が見られ、求人の広報活動は続けておりますが、このような状況は今後も見込まれ、入所利用者をふやすことは難しいのが現状であります。

建物の取得であります、今年度、平成29年6月に老健なんぶと旧南部病院との切り離し工事が完了し、7月には調理室、ボイラー室などの建物の取得、所有権移転などの登記手続を行い、町単独の施設になりました。

建物は25年以上経過し、老朽化による修繕が頻繁になっていることや部品調達も難しいなどの理由で管理費が多くなる傾向にあり、さらなる経費節減に努めてまいります。これらの条件の中

で一定の区切りがつき、平成30年度は次の段階へ進むことができます。

今後の方向性として、民間による委託指定管理での運営、民間の方に募集をかけ完全民営化の方向、常勤医師を置かない29床以下での運営のこの3つの中での運営になると考えているところであります。また、民間での方向になりますと、老健職員の受け入れなどの処遇について調整が必要になる課題もあります。

先ほど申し上げたとおり、職員の確保が難しい状況にありますので、町としては今後できるだけ早い時期に方向性を示していきたいと考えております。

次に、町道虎渡・広場線の改良についてお答え申し上げます。

町道虎渡・広場線は、虎渡地区の国道4号と広場地区の一般県道櫛引・上名久井・三戸線を結ぶ延長1,614.9メートルの1級町道であり、沿線に名川中学校、医療・健康センターが隣接する主要幹線道路であります。しかしながら、ご承知のとおり馬淵川洪水の際には道路が冠水し、通行どめになるときがございます。

現在、馬淵川洪水対策としては、馬淵川中流部の河川改修事業について国・県関係機関へ要望し、着実に河川改修工事が進捗している状況であります。洪水時に本路線が冠水し、通行どめにならないよう道路改良工事が必要であると考えておりますので、平成30年度に現地調査をし、検討してまいりたいと思っております。

次に、聖寿寺館跡の整備後の活用についてお答え申し上げます。

聖寿寺館跡は、室町時代から戦国時代にかけて南部氏の威容を示す数多くの貴重な資料が出土し、平成16年9月30日にはその価値が認められ、国史跡に指定されました。

国指定に伴い、平成17年12月には、積極的に文化財としての価値を高め、理解を深め、地域住民がより親しみ、活用できる史跡公園として整備するよう保存管理計画書に定めました。

平成24年12月には、史跡公園として整備するために、考古学などの専門家と中舘議員も委員になられておられました議会の代表者、正寿寺町内会長、役場関係者で構成する整備基本計画策定委員会を発足させ、平成26年3月に整備基本計画書を策定しました。

その整備基本計画書を具現化するため、整備基本計画策定委員会委員に町民の代表を加え、調査整備委員会とし、平成27年度から5カ年で整備するための整備実施計画を平成27年3月に町単独事業として策定しました。

これまで整備事業としては、平成27年度は倉庫、工房の遺構表示、平成28年度は史跡聖寿寺館跡案内所建設、平成29年度は井戸跡遺構表示などを行ってきたところであります。

公有化事業として、平成17年度から平成29年度まで約4万694平方メートル、公有化予

定面積の49.78%を公有化いたしました。

発掘調査事業においては、館跡の全容解明のために主要部分を平成5年度から平成29年度まで約1万6,200平方メートル、史跡聖寿寺館跡指定面積9万1,383.96平方メートルの17.7%を発掘調査いたしました。

平成28年度においては、建物跡の全容は確認できないものの、確認された建物跡だけで東北最大規模であることがわかり、平成29年度の調査では、さらに東側に建物跡が続いていること、新たな重要な施設の発見などがあり、これらが平成27年3月に策定された整備実施計画に記載されていないことなどが調査整備委員会でもたびたび話題になっておりました。

このような状況の中、平成29年度の文化庁調査官の現地視察において、平成30年度と平成31年度は整備事業を一時中断して発掘調査だけに専念し、その調査の成果を踏まえ、平成32年度に整備実施計画にかわる国庫補助事業での整備基本設計を策定するよう指導を受けたところであります。

それを受け、去る2月8日開催いたしました調査整備委員会において、文化庁調査官との経緯などについて協議、ご承認を得たところであります。

整備後の活用については、今後、調査整備委員会の中で議論されることになりますが、保存管理計画書、整備基本計画書をベースに、新たな整備基本設計に基づいて行われる事業とあわせ、地域住民がより親しみ、活用できる史跡公園を目指すとともに、南部町、青森県という小さな枠にはめることなく、全国での中世南部史研究の拠点として位置づけされるようなものにし、保護と活用を図りたいと考えております。

次に、観光協会の位置づけと運営のあり方についてお答え申し上げます。

観光協会は、観光資源の開発や観光事業の発展を図り、地域経済の振興に寄与することなどを目的として設置されているものでありまして、町では多くのイベントを委託しておりますので、気持ちを同じくして事業を推進している重要な組織であると位置づけております。

現在、観光協会の事務局は商工観光交流課内にありますが、平成25年4月には南部町観光協会改革検討委員会が「観光事業の窓口一本化と、民間に移行し事業実施すべき」との答申を出しておりますし、これまでも議員各位からご質問、ご指摘をいただいております。各地域において実行委員会の方々の創意工夫のもとで開催されているたくさんのイベントをますます盛り上げていくため、また、増加傾向にある外国人旅行者への取り組みも必要であり、将来的には八戸版DMOの具体的な立ち上げも予定されておりますので、そのような状況を考えましても、運営のあり方について協議すべき時期に来ているのではないかと考えております。

町としまして、観光協会や実行委員会の方々からご意見を伺ってまいりましたし、先般も観光協会正副会長会議において観光協会のあり方について話し合いの場を持ったところであります。

これからも、イベントの地域性やこれまでの経緯なども考慮しながら、観光や地域経済の活性化のためにどのような運営形態が望ましいのか、観光協会の皆様や地域の方々と一緒になって、南部町発展のためという共通認識のもと、良い形になるように協議に加わってまいりたいと考えております。

次に、未使用または利用率の低い公共施設などの廃棄を含めた整備統合についてお答え申し上げます。

当町が保有する普通会計の公共施設は210施設となっております。このうち、建設時の用途で使用されていない18施設を一時的に防災資材倉庫や物品保管倉庫として有効活用しているところでございます。

人口減少及び少子高齢化に伴い、公共施設などの利用や需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、平成28年度に公共施設の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことを目的とした公共施設等総合管理計画を策定しております。

建設時の用途で使用していない施設については除却することを基本とし、耐用年数に達した施設については、利用状況を勘案し、議員の皆様や町民との合意形成を行った上で施設の更新や集約化などを行う必要があると考えております。

また、今後は、厳しい財政状況の中で必要な施設を建設し、管理運営を効率的に行うため、施設の複合化や官民協働による手法を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますが、再質問等、詳細につきましては私または担当課のほうから答弁してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありませんか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 町長のほうからも一番最初の12年間を振り返ったことは、私もいろいろな資料、その他ですね振興計画に基づいて掲げた事業については95%以上の着手率ということで、それに向けて進めていることはもう承知しておりますので、この辺については問題ないと思います。

ただ、今後、南部町、これから新たにまた発表される振興計画の中にどういう形で来るか、こ

れは後で、我々はまだ知らない段階ですから、その辺についてはもっと重点的に見ていきたいなと思っています。

この農業政策のほうで今、町長からもいろいろ答弁がありましたが、人手不足、これはだから商業、工業ではなくて農業にも人手不足ということをよく聞くんですよ。このままだとやれる人がいなくなる、町で何か考えているのかという話がよく出る。この問題については後で同僚議員もいろいろな角度からの質問があるようですから、深くは質問しませんけれども、これは農林課、農業委員会のどっちになるか、例えば果樹園、10年前に比べて今実際に放置されている果樹園、どの程度というように調査しているのか、また、どうしているのか、その辺についても数字があれば、というのはやっぱり目に見えるんですよね。道路を走っていても、ここもそのまま投げられたような果樹園その他が見られますし、また、木を伐採している。その後にもまた次のいろいろありますから、これは町として田んぼとかそういうものよりもこの果樹、畑に、特に果樹園に対する調査といいますか、認識をどの程度までしているのか。まず、これは一つお聞きします。

といいますのは、合併前は、例えば葉柴山は相当な県の予算で事業をして、あそこは山を畑にしたという場所がある。また、五日市団地の向かいもそういう場所ということで、果樹の里南部町のために相当町でも力を入れ、県でもそういう事業を振り分けてくれて整備されてきた経緯があります。

ですから、これから、さっきちょっと質問の中で触れましたけれども、例えば市場のそういう農産物が、というのはやっぱりある会合に出たら、だんだん出す人が少なくなってきた。いつも元気に出してくれた方がやっぱり「もうおらは無理だ」という人がふえてきたという話も聞いたんですよ、仲卸の方々から。その辺を考えますと、どうしてもこの南部町果樹の里ということで売り出している南部町ですから、この辺についてももう少し行政のほうでも積極的に乗り込んでいって、どうすればそうしたものを維持していけるかということを検討して、さっき町長もいろいろな形でいろいろな方々の意見を交換しながら協議を進めたいということですが、着手しているのかもしれませんが、その辺についてももう少し具体的に何か考えがあれば、その現地の調査数字とともに今後こういう方法が南部町として考えられるというものがあれば、あるんじゃないかと思いますので、その辺は担当者でもいいですし、そういうところを一つお聞きしたいと思います。

次に、各事案に対することの考え方も、さっき老健については再三再四やってきた中でそういう検討に入っていくということですから、あれですけども、その中に例えば「なくする」とい

う検討は行政としてはなかったのかどうかですね。前の議会でも一応このまま維持していくか、29床にして医師を確保しない設備にするか、または民間に委託するかを検討するという、さつき町長の答弁の中で1階だけを利用して人数を限定してきたということですが、これだけ民間のこうした事業を進められている中で町として、例えばこれは各施設に入所者を配分して、町とすればこの事業からは手を引くという検討がなされなかったのかどうか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

それから、町道については調査するというものですから、調査の結果に基づいて整備するという前向きな考え方であるという、これはその辺の確認の質問です。その辺、調査して必要なところはもう改良に入っていくという前提の調査だと、どうかという調査ではなくて、改良を前提にした調査であるだろうと思いますけれども、その辺について担当者のほうから調査した結果に基づいて改良に順次入っていくんだということなのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、聖寿寺のほうに私も委員として行っていますけれども、ただ、これが今からどういう形で観光資源という形で位置づけるかというのは、いろいろな形でいろいろな場で発言して、また、PRもしていかなければ、急にできましたからどうぞ来てくださと言われてもなかなかできないでしょうけれども、この辺についてももう少し具体的に観光事業に生かす方策というのは担当者のほうでは考えてはいるだろうと思いますけれども、この辺について何か具体的な考えがあればお聞きしたいと思います。

それから、観光協会も協議を進めていくということですから、何年か前にも何回もこれは私は発言していましたが、いろいろな形でこれはもう早急に結論を出して、役員の方々にもその気になってもらわれなければ、やっぱり事務局が幾ら頑張っても役員の方々が「そんなのは嫌だ」となれば実現しないことですから、役員の方々の意識改革というものも一つ、事務局を中心にした形で進めるべきだと思いますけれども、その辺に、役員の認識がどの程度だと思っているのか、その辺についても担当課がもし聞いているのであればお聞きしたいと思います。

以上、ちょっと時間があれですからあれですけれども、あとは公共施設のほうについては、これはもう確かにあるものをなくするとなると猛反対、「町長、何だ」ということになるので、なかなか一概には簡単に、ここの公民館を1つなくしてここにするなんていうことはなかなかできないと思いますけれども、ただ、余り遠くない将来に恐らくこういう問題が出てくだろうと。民間に対しては空き家を何とかしろと指導する立場ですから、やっぱり行政は行政として自分たちでも整理していくという、率先してやっていかなければいけない面もあるかと思いますので、

その辺、例えば公共施設の中には道路維持、橋、いろいろありますけれども、例えばチェリリン村にある龍神タワーなんていうものはもうあれは使われていないんですよ、今現在は。利用していないですよ。見られることは見られるけれども、町民には使えないような状態にたしかになっていたような気がしていたんですけれども、ああいうものを、だからそのままにしておくということも、やっぱり使えるようにするのか、ああしたシンボルとしてあれはそのまま生かしていくか、その辺はちょっと私はいろいろなことを調査した中で、やっぱりこの辺は行政として率先してやるべきことをやっていく、金がかかることですからそう簡単ではないと思いますけれども、その辺をやっぱり全体として見てどういう人にとにかく、これはこれとして別問題として庁内の中でも検討会議、その他でやっていく必要があると思います。その辺についても考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 答弁。農林課長。

○農林課長（東野成人君） まず初めに、果樹園の耕作放棄地の面積ということでありますけれども、農業センサスにおいては水田、それから畑地の面積は集計しておりますけれども、耕作放棄地につきましては普通畑、樹園地の区別がなく、耕作放棄地として取りまとめております。推計にはなりますけれども、樹園地の耕作放棄地等の面積を昨年調べたことがあるんですけれども、きょうこの場に資料をお持ちしていないので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

それから、樹園地の対策についてですが、大変難しい問題だと考えております。樹園地につきましては、農地中間管理機構等も含めまして貸し出し等は出ておりますけれども、果樹に対しては貸し出されている品目が違うとか、リンゴ等でいえば年数が経過して、大分年数がたっている果樹だということで、なかなか農地の貸し借りとか耕作放棄地の対策は進んでいない状況にあります。

ただ、その中であって改植事業につきましては、毎年度多くの方が品種を変えて、新しい品目に変えたりしているという状況で、田んぼと違って借り手の方がなかなか自由に品目を選択できないという理由からなかなか進んでいないんですが、少しずつは進んでいるという状況にあります。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 答弁。社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木高弘君） 聖寿寺館跡の観光資源の活用については、あくまでも基本的には整備調査委員会の議論の中でお話ししていただくことですが、私どもといたしましては保存管理計画書、整備計画書等においても積極的に活用するということで進んでいますので、その方向性でいきたいと思っております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（久保田敏彦君） では、商工観光交流課関係の点についてお話ししたいと思います。

まず、今、社会教育課長からもお話がございましたが、まず聖寿寺館の活用につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、調査整備委員会で議論するというのがまず基本でございます。ただ、商工観光交流課の観光担当としましては、やはり歴史というものは観光としましても非常に大きな重要なコンテンツの一つだと考えております。現実的に法光寺との組み合わせ等でもございまして、今年度もそのような形でのツアーを試験的に実施したりしております。

つまり、観光のコンテンツとしては非常に重要だと考えておりますが、やはりただ、そこで観光一本でやるのではなくて、やはり先ほどの答弁のとおり、調査整備委員会で議論していただいてどのような形で観光に生かしていくかということ、それを活用を生かしてまいりたいと思っております。

あともう一つ、観光協会のご質問についてお答えしたいと思います。役員の意識はどのようなものかと、認識はどのようなものかというお話でございましたが、私も事務局として観光協会の正副会長会議にも出席させていただきました。観光協会の役員の方々は非常に強い意識を持ってございまして、前にございました、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、以前出された改革の提言についても十分認識しております。そして、総論としましてやはり今のままではだめだという強い認識は共通でございます。

しかし、ただ、その先に進むとなりますと、やはり各イベントを実行している実行委員会の方々というのが実際にございますので、そこの方々とも十分お話を進めて、決して町がこうしたい

というような町の意見を押し通すのではなくて、観光協会の方々、そして実行委員会の方々と一緒になって進めていくというような、これは役員の方々と共通認識だというふうに考えております。

また、最後に公共施設の部分でチェリリン村の龍神タワーのお話がありました。確かに議員ご指摘のとおり、現在龍神タワーは以前のような龍神タワーに登るというような形では活用してございません。これは、年1回そのような設備の点検をするんでございますけれども、その中でどうしても修理をしたとしてもアスレチックのような使い方はできないというようなそのような調査結果をいただきましたので、やむなく現在は使用してございません。それを壊すかどうかということも当然検討させていただきました。ただ、本体についてはまだまだ何十年ももつという結果が出ておりますので、あれを我々としてはシンボルタワーとしての位置づけ、そしてそこを活用したさまざまな別事業をやることによってチェリリン村全体を盛り上げていきたいと、そのような形で今年度も予算要求をさせていただいていると、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（藤嶋健悦君） 先ほどご質問のありました老健、なくする方法または民間への振り分け等がないかということでございましたけれども、まず老健の機能といたしまして訓練の施設であること、あとはご利用なさっているご家族の方、就労を目的としたりして、どうしても近くの施設を利用したいということ等がございます。

また、あとは機能訓練ということから料金設定ですね、介護老人保健施設は比較的料金が安いこともありまして、民間の施設等、また、用途の違う施設を利用するとなると新たな負担がちょっと伴う場合があります、老健を希望される方がございます。

あとは、施設の中では病院のほうからおりてくる利用者さんもいますけれども、経管栄養、直接口から入られない医療者さん等がございまして、そちらの利用者さんがおりますけれども、なかなかそういう利用から手間がかかるということで、ある程度受け入れ対応ができない施設等もございまして、老健のほうではそちらのほうはお断りすることなく受け入れている状況にあり、これらの状況からニーズが今のところ合っているものとしております。

これらの課題等を調整できないうちはなかなか、なくするという方向性、そちらのほうにいくにはまだ検討、課題等がいろいろあるかと思います。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 虎渡・広場線の改良事業が前提としてあるのかということについてご説明申し上げます。

この路線は、先ほども言いましたとおり1,615メートルありますけれども、その中で600メートル区間が冠水の工事であるということで、ご指摘のとおり重要路線となり、また、新庁舎に伴いましてこの路線がかなりの重要度になるということから、通行止めになるというようなことがないようにしなければならないという前提のもと、2月16日も産業建設常任委員会とともに現地も視察し、指摘されたところでありますので、今後どのような条件でやっていけばいいのかということ馬淵川、如来堂川及び道路の関係を十分検討してその状況を定めていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 公共施設の整理ということで庁内のほうでも率先してという先ほどの質問ですけれども、先般、公共施設等総合管理計画が策定されましたので、あの計画はまず全体の計画でございます。今後、分散あるいは統廃合の関係等々の、個別に計画のほうも進めていかなければならないと考えております。そのことについても先般その計画書のほうには掲げておりますので。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 質問はありますか。（「いいです」の声あり）いいですか。（「終わります」の声あり）

これで中舘文雄君の質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩といたします。

（午前11時00分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

○議長（馬場又彦君） 続いて、7番、山田賢司君の質問を許します。山田賢司君。

（7番 山田賢司君 登壇）

○7番（山田賢司君） おはようございます。

工藤町長におかれましては、1月の選挙において無投票当選、おめでとうございます。これからの4年間も町民のための政治をしていただくことを期待しております。

さて、平昌オリンピックが終わり、パラリンピックが開催されます。日本人の活躍は、前回のオリンピックを上回る成績でありました。中でもカーリングは、日本中の多くの人が競技に興味を持ち、おもしろさを味わったと思います。女子は、北見を拠点として地元の選手が地域に愛着を持ち活躍していると聞きました。北見を全国に発信し、地域の盛り上がりは相当なものだと思います。スポーツによる地域再生もあるのではないのでしょうか。南部町の子供たちのスポーツ環境も考えさせられました。

国もようやく部活動について考えるようになりました。少子化により学校単位での活動の難しさ、教員の過重労働の実態。その他の改善策として、外部指導者による子供たちの部活動指導を考えているようです。一番の問題は、学校単位でしか出場できない公式戦があります。スポーツクラブでは中体連等には出場できません。このことについて同僚の松本議員が今議会で一般質問をされるようですが、今後どのような政策が出るのか注視していきたいと思っています。

子供たちの医療費の無料化についても、国はいろいろなことを言っていましたが、国の負担を軽減しませんでした。地域がアイデアを出し、実行する政策について、国は大きく関与する必要はないと思います。これから先、日本全国で移住対策、子育て支援、高齢者対策にいろいろなアイデアを出してくるでしょう。その対策は徐々にエスカレートしていくかもしれません。

今回、私が質問するふるさと納税もその一つです。返礼品の金額が高まり、総務省が一定の歯どめをかけました。当町の返礼品を見ると、総務省からの指摘はないと思います。昨年度の実績を見ますと、この地域では人気も高く、納税額も高かったと思いますが、今年度の実績はどのようになっておられるのでしょうか。また、その使い方については一般の方々にはわかりづらいものではないのでしょうか。使途の中で大きなものはどのようなものなのでしょうか。今年度に納められた税金は、来年度の予算においてどのように考えておられるのかお聞きします。

2つ目の質問ですが、サクランボの新品種ジュノハートの販売についてであります。4年後ぐらいには収穫期を迎えるわけですが、ブランド化に向けた取り組みは議論されていないように思います。サクランボの主産地、山形でも大粒の新品種が開発されたとマスコミ報道になりました。予想では、出荷されるのは当町と同時期になるように思います。首都圏での物販などで感じることは、当町のきれいなサクランボと山形の少し価格の高いサクランボが並んでであると、私の感覚であれば、価格が安く、きれいなサクランボに手が行くように思いますが、多くの人が山形に手を伸ばします。これがブランドの強みと痛感させられました。よく聞く言葉は、「青森県でもサクランボが収穫できるのですか」との言葉です。いかに人々に「サクランボといたら山形」とのイメージがあるかということです。

このイメージを変えることは非常に困難だと思います。それに費やす時間と費用は多額のものになるでしょう。ジュノハートはこのイメージを少しでも変えられる一つではないでしょうか。数年先を見据えて、今から販売方法を考えることは必要と私は強く思っています。

戦略の中でもう一つが生産量の確保だと思います。需要があったとき品物がないということは、大きなイメージダウンになると思います。生産者の声を聞くと、雨よけハウスのことをよく耳にします。町では補助金を出して個人の負担を少なくし、園地の拡大を考えていますが、問題があるように聞きます。現在ある木を切って、新たに植樹する生産者は少ないと聞きます。ジュノハートが収穫できるまでは、今の佐藤錦による販売で収入を安定させようと考えています。そのことにより、新たなハウスが必要となります。ハウスの設置も農家の要望に応えられていないように思います。設置業者が少なく、限られた面積になってしまいます。業者も、人手不足などの問題から要望に応えられていないのが実状と考えます。この問題の一つの解決策として、助成金を生産者に直接支払いをし、生産者の方々が自分たちの手でハウスを建てていくことは考えられないでしょうか。助成金の中身を詳しくわからない私ですが、生産者の方たちと話をしているとこのような声も聞きます。

商品の販売戦略を考えるには、売り方、生産量、価格が大事に思います。一般的に、量が多いと価格は下がります。量が同じでも品質が高ければ、価格は上がります。価格に関して言えば、個々の生産者が決める場合と市場による場合があります。ブランド化を目指すには、ある程度の市場調査による価格設定も必要です。青天の霹靂は、青森県が力を入れ、生産地、品質をある程度限定して、生産者の意識を高めてきました。ジュノハートの場合にも、県がやらなければ、町が生産者の方たちと話し合いを重ね、ある程度のルールを決める必要があると思います。まだ先の話で具体的な事項はないと思いますが、現時点でジュノハートの販売についてどのように考え

ておられるのかお聞きします。

カーリング女子の吉田選手が地元の人たちに向けた言葉に、「この町、何もないよね。小さいころは、ここにいたら夢はかなわないんじゃないかと思っていました。でも今は、この町じゃなきゃ夢はかなわなかったと思います」、私はこの言葉に強く感動しました。多分、皆さんも感動したのではないのでしょうか。私も政治にかかわるものとして、子供たちが夢を持てるまちづくりに努力したいと思います。

以上、2つの質問についてお聞きします。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、山田賢司議員のご質問にお答え申し上げます。

まず最初に、ふるさと納税の現状と使い方についてのご質問でございますが、今年度のふるさと納税の金額は、2月18日現在で前年度実績額の約2倍相当に当たる1億9,787万7,000円のご寄附をいただいております。

次に、納税者の意識についてであります。ふるさと納税のご寄附の際にお答えいただきました522件のアンケート結果に基づきお答え申し上げます。

当町に寄附をされたきっかけについて一番多かったものは、「返礼品が欲しいから」が426件であり、アンケート全体の82%を占めております。続いて、「南部町の事業に協力したい」が75件で14%となり、「南部町にゆかりがあるから、縁があるから」が21件で4%となっております。南部町に対する思いについて最も多く寄せられたものは、「ふるさと納税をきっかけに南部町を知り、いつか訪れてみたい」というもので、中には「リンゴの木を見てみたい」、「広域観光の中で収穫ツアーがあるといい」という意見もございました。

また、返礼品に農産物が多いこともあり、「おいしいフルーツをたくさん生産してほしい」、「特産品の品質確保に頑張してほしい」、「世界に通用するおいしいリンゴをつくってほしい」、「農家所得の向上、後継者を育てる施策に力を入れていただきたい」、「私たちの食を支えてもらっている農家さんのご支援になれば」という農業施策への活用を願う多くの意見がございました。

さらに、「地域産業の発展や高齢者の方々を大事に若い人たちが集うまちづくりを進めてほしい」、「寒い地方なので、冬でも仕事ができるような産業を考えてほしい」、「若者の後継者が

育つようなまちづくりができるようお願いします」といった地域産業の振興を願う意見も届けられております。

数多くの自治体の中から南部町に縁のない多くの方々にご寄附をいただいております、ふるさと納税の返礼品を通して当町の魅力を身近に感じ、訪れてみたいきっかけとなり、全国への情報発信につながっていくものと認識しております。

人口減少が進む今日であります、住民が元気で明るく過ごせるようなまちづくりに対する多くの願いや思いが込められたふるさと納税のご寄附に感謝しながら、大切かつ有効に活用していきたいと考えております。

次に、その使途としてどのように考えているのかについてであります、寄附金の管理運用についてはふるさと寄附金要綱により定められており、寄附金をいただく際は要綱に基づき使途を指定していただいております。

平成28年度に寄附していただきました1億53万円の寄附金は、平成29年度事業に、旧剣吉中学校跡地宅地造成事業、子ども医療費助成事業、新規就農者支援事業などの財源として使わせていただいております。

今後も、第2次南部町総合振興計画で定めた将来的な人口減少や長寿化の中で、多様化するライフスタイルに対応し、町に住む人と訪れる人が安全・安心して住み続けられる、未来に希望を持っていただけるまちづくりを推進していくため、必要となる事業費の財源として寄附金を活用してまいりたいと思っております。

平成29年度に活用した内訳は約1億円、その中で宅地造成が6,700万円ほど、子ども医療費に920万円ほど、中学生海外研修に約500万円ほど、果樹生産推進事業に約500万円ほど、聖寿寺館跡に360万円ほど、あと新規就農者等々を合わせて1億53万円となっております。

平成30年度、新年度の予算の活用予定でございますけれども、子ども医療費に1,200万円ほど、宅地造成に1億2,000万円、給食費無償化に5,500万円、スプレアの助成金に500万円、農村整備に700万円、観光イベントに100万円、2億円の計画をしております。

なお、平成29年度の当町への寄附金、約1億円は県内でたしか4番目に多かったんじゃないかなと思っております。平成28年度が先ほどですね、平成29年度が約2億円ですので、3番目になれるか4番目、県内で非常に高い。その返礼品ですが、一番多いのはリンゴでございます。恐らく8割方がリンゴ、人気がございます。期間が長いということもありますし、サクランボは意外と少ないのは、やはり取り扱い期間が短いということがあるようでございます。このようにやはり期間が長いということもありますし、リンゴのほうも選んだ、値段もしっかりとしたすぐれた

リンゴを贈っておりますので、そういう間違いのない製品が届いているということも人気につながっているのかなと思っております。

次に、桜桃新品種ジュノハートのブランド化と販売戦略についてであります。まず最初に、ジュノハートは、県が平成25年12月に品種登録し、リンゴに次ぐ青森ブランドとする施策のもと、県内限定で苗木の販売を開始したものでありますので、県のブランド化に向けた取り組みに沿った町のブランド化を推進しなければならないものであることを申し添えさせていただきます。

初めに、県のジュノハートブランド化についてご説明申し上げます。

ジュノハートは、大粒で甘く、ハート形であるといった特徴を持ち、他県のサクランボと差別化できるようなプレミアム感がありますことから、生産者はもとより関係団体、流通・販売関係者と一体となって、県産品の牽引役となるトップブランドとして大切に育てられております。

このため、県ではジュノハートの生産拡大と栽培技術の確立、普及のため、平成28年1月に「おうとうジュノハート普及促進研究会」が設立されております。当研究会は、研修会などを年に数回開催しており、町内からも多くの農家が参加し、栽培管理技術の向上が図られているところでございます。

また、生産、流通・販売関係者を構成員として平成28年12月に設立いたしました「おうとうジュノハートブランド化推進協議会」において、ブランド化のための全体戦略を今年度中に策定することとし、現在、実務レベルでの検討を進めているところであります。この全体戦略では、ジュノハートがブランドとして目指す姿を明確にするとともに、高品質生産の実現と生産量の拡大のほか、ブランド確立に有効な販路の開拓やプレミアム感を持ったイメージの確立、さらには効果的な情報発信など、認知度や評価の向上につながる取り組みの方向性を明らかにするものであります。

なお、県の「おうとうジュノハートブランド化推進協議会」には、当町並びに当町の桜桃生産者団体の方も当協議会の委員として参画しております。

次に、当町におけるジュノハートに関する施策の現在の状況をご説明申し上げます。

平成27年度から産地化、安定供給、耕作面積の確保を図るために行っておりますジュノハート苗木購入費助成事業（補助率3分の2）でございますが、3年間で1,574本、助成額で361万円ほどとなっております。また、平成30年度も当初予算に計上、400本分としておりますので、よろしくお願いをいたします。

平成30年度末には、約2,000本のジュノハートが町内のサクランボ畑で栽培されることとなりますので、産地化に向けて着実に進んでいるものと確信しているところでございます。なお、町

全体の桜桃作付面積は149ヘクタールで、ジュノハートは約13ヘクタール、8.7%となる見込みでございます。

また、ブランド化について町内の生産者団体と打ち合わせを重ね、昨年3月に「町おうとうジュノハートブランド化推進委員会」を設立し、議論を重ねているところでございます。

さらに、生産者が高度な栽培技術を習得するための事業についてですが、昨年9月に「町ジュノハート生産者部会」が設立されております。現在の会員数は65名で、平成30年度は剪定講習会や視察研修を予定しておりますので、品質の高いジュノハートの生産が図られるものと期待しているところでございます。

なお、山形県でもサクランボの新品種が開発されたとの報道がございますが、本格的に市場に出回るのは、ジュノハートは平成32年、山形県の新品種は平成34年の見込みとのことで2年の差があります。町といたしましては、この機会を逃さぬようブランド化の確立に向けて邁進したいと考えております。

当町の桜桃作付面積は、県全体の約5割を占めており、言うまでもなく県内最大の桜桃産地であり、さらにジュノハートの産地化も着実に進んでおります。

最初に申し上げましたとおり、ジュノハートは県において品種登録が行われているため、県の取り組みに沿った町のブランド化を推進しなければならないものでありますが、県がジュノハートを重点事業としてブランド化の推進に取り組むこととしたことは、当町の農業振興にとって大きなチャンスでありますので、「ジュノハートのまち南部町」と言われる産地化を目指し、苗木確保や作付面積の拡大、さらに栽培技術の向上を図りながら、県と綿密なかかわりを持って進めてまいりたいと考えてございます。

県のほうの委員にも当町の団体、農業者が選ばれているわけですが、人数にしても全体からすると非常に南部町の委員は多い人数を入れてもらっております。私も知事、また、県の部長、三八地域県民局には強く言っております。青天の霹靂、これは津軽を中心として進められていると。我々県南には青天の霹靂は種が合わない。しからば、今回のジュノハート、まさにこれは県南、我々南部町が中心に今までも進めてきたサクランボであると。これはぜひ県南に力を入れてもらわなければならない。こういうことをあらゆる会合でも申し上げてきました。そういうことも一つは我々の南部町から委員を多く選んでいただいていることにもつながったのかなと私は思っておりますし、ジュノハートについては特に県でも南部町を相当意識していただいております。また、苗木のほうも3分の2という補助、これは県内どこでも3分の2の補助をやったところはないと思っておりますし、その分、本数の確保も間違いなく当町が一番確保してお

ります。その分、しっかりと力を入れていきたい。そういう中でいろいろ農家の方々からも聞きました。3分の2の補助、それといわゆるコルトのダイ、これを何とか補助してもらえれば非常に助かるということで、その分も補助を進めております。

今、山田議員から雨よけハウスの要望があったということ、私は直接その要望は聞いておりますが、ただ、制度的には県の補助事業で雨よけハウスを建てておりますので、その制度に沿っていかなければならないと思いますので、これは担当課のほうから私が間違っていたら訂正しながら補足してもらいたいと思いますが、私の記憶であれば、やはり補助事業ですので、勝手に活用して助成金を出してという流れにはなっていないのかなと。町単独でやればそういう融通もきけるんですが、その辺は補助事業という制限もある。町が出しているのは、県が出している補助金にかさ上げをしておりますので、町単独の事業じゃないので、制度は県の補助事業の制度に従わなければならないと思っています。そこで若干農家の方々がこういうふうになればなと言うのは、少し補助を活用するのであれば、どうしてもそういう制限も出てくる中で活用させていただいているなと思っておりますので、ただ、我々もジュノハートについても役員の方々等も本当にコルトの分の補助というのは、これもどこもやっていないわけですし、非常に手厚くしてもらっているというふうには言っていないでおります。

平成32年に向けて相当な注目を集めるだろうと思っておりますので、ただ、ジュノハートの面積をふやす面積というのは、私はある程度限られるだろうと思っています。一般の方々がなかなか買えない金額になりますので、そこを果たしてこんなに多くふやして、今度は次の問題ということを考えると、佐藤錦の面積はやはりまだまだ圧倒的にこれは必要であると思っておりますが、そこに高級ブランドとしてジュノハート、ここをしっかりと確保して、ただ、他の町村以上には必ず確保して生産していかなければならないと、こう思っておりますので、今後の農家の希望、また、県のほうの考え、そういう部分をしっかりと私どももキャッチしながら、南部町、桜桃といえども南部町なんだと、ここだけは負けないように取り組んでいきたいと、こう思っております。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありませんか。山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 答弁ありがとうございました。

ふるさと納税、県でも上位に入ということで、大変興味を持っていただいている地区だと思うんですね。地区というか、町だと思うんです。やはりこれを、もう一つ上を目指すために、私

は先ほど質問の中でも言いましたが、関東圏、首都圏でやはり物販等をやってもなかなか南部町という部分をわかっていただけない部分もある。その辺をもう少しもう一つ上に上げて、もっとPRできるような場所、機会、そういうものを考えたらどうかなという思いもあります。年間2億円、たばこ税が大体1億円と言いますから、相当な金額が入っている、皆さんに納付していただいているのかなと、興味を持っていただいているなど、そういうふうな感じを受けているわけですが、そこをもう少し何か一つ変わった事業というか、そういう事業を使ってもう少し町のPRをすれば、また相乗効果が出るのではないかな。ふるさと納税だけでなく、ふだんの購買にもつながるような施策というのは考えられないのかなという思いもちょっと持っていました。

2つ目の質問でジュノハート、今検討、いろいろ話し合いをしながら進めているわけですが、私がやっぱり危惧しているのはやはり山形の今開発された新品種、先ほど町長から2年後、時差は2年ぐらいあるんじゃないかという話をお聞きしました。2年あればそれ相応の認知度はできるのかなと。でも、やっぱりある程度、今の段階でいろいろな部分を考えていかないと、もうできたから物を売るんだ、そういうものであれば大変もう後手に回ってしまう部分があると思うんです。

私は仙台のイチゴの農家の方々、イチゴハウスを見学に行ったときに、そこにプレミアムイチゴというものがあるんですね。1個400円ぐらいします。ほかのイチゴとは、もう極めて大きい粒で、それもネット通販しかしません。その場にはないんですよ。ネットで買わないと買えないと。だから、先ほど町長がおっしゃるとおり、販売量もどれくらいあればいいのか、私の質問の中でもやはり量をどの程度のものにするのか、また、それをどのようにして販売していくのか、大変重要な部分があると思うんです。その中でジュノハートだけでなく、そのイチゴは品種を限らないんですよ。その時期時期で「とちおとめ」にしる、仙台であれば「もういっこ」というイチゴ、また3種類ぐらい種類があるんですが、その時期に一番いい、おいしいものをプレミアムイチゴとして品種にはこだわらず出荷していくと。そういう考え方をしているようであります。私どもがまねるわけではないんですけれども、ジュノハートという品種にこだわらず、そのときに佐藤錦がいいものであれば佐藤錦のいいものをプレミアムサクラランボとして出荷していく、ジュノハートができるまでにちょっと時差があるようにお聞きしておりますので、その辺を考えながら販売戦略を練っていったほうが、またもう一つ上の値段設定をして、高価な農家販売になるとやはり農家の収入もふえるのではないかなと思っております。

その辺を含めながら、今、ユウイ検討中であると思いますが、なかなか難しい部分があると思います。今言った雨よけハウスの件も、やはり県の事業に上乘せしている格好で町が助成金を出

しているわけですが、それは県の事業は県の事業として、町単独でその助成金は違う名目でもって農家さんに出すとか、そういうふうな仕組みをすれば、県の事業は事業として取り入れることができるし、農家の方々は自分たちが使い勝手のいいような助成金になると、またサクランボだけでなく、いろいろな農業の改善をすとかあれすとか、いろいろなものに使える。そうすることによって、やっぱり生産者の方々、また、後継者の方々もいろいろな面でやりやすくなると、農家をやってみようかなという気持ちにもなると思うんですね。

だから、補助金に上乗せしてやっていくのはすごいことだと思うんですけども、その補助金に上乗せする部分をもっといろいろなものに使えますよという町単独の補助金、助成金、そういうものにして、農家のもらった方というか、申請してなった方々に使い勝手があるようなそういう助成金制度も必要ではないかなと、今後いろいろな面でですね。

先ほど質問でも私も言いましたが、国が今もう一つ考えているのが、基金の積み立て残高が多いところの市町村からは交付税を減らそうかなという話題に一時になりました。今それは何か取り下げられたみたいですけども、行く行くは多分その方向で国は考えているんだろうなと思うんですね。だから、その国が考えている方向を見据えて、今のうちにやはり我々が使えるある程度の基金の積み立てはありますから、その辺を含めてやっぱり町の将来を考えてそういう政策というものも必要ではないかなと思うんですよ。私の勝手な意見で申しわけないんですけども、そういうふうな仕組みづくりというか、そういう助成金一つにとってもやっぱり町で単独で使い勝手がいいような助成金の仕組みをつくとか、そういうものをこれから進めることによって農家経営者、また、商業、農業の経営者等にもそれが波及されるのではないかなと思っておりました。

質問は、再質問の中身とすると、何か特化したふるさと納税の施策は考えておられないのか。あともう一つは、ジュノハートに対してもそういう町単独の助成金というのは考えられないのか。その2つについてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、ふるさと納税の特化ですけども、これは考え方でございまして、その分を別なほうに特化したものに使えば、こっちでやっている事業は一般財源で見るということですので、町からすると金庫の中身は一緒になるわけです。ですから、財政的な中身はもう同じですので、これはふるさと納税だからこれに使えますよというのは、何かのPRの一つにはなるかもしれません。そういうきっかけにはなるかもしれませんが少し考えてみますけれども、

金庫の中は結局はもう同じだと。こっちにふるさと納税を使えば、こっちは一般財源でやらなければならないということもありますので、そこはご理解いただきたいと思います。

それから、ジュノハートでございますけれども、補助金、町単独で今までもやって、県でやっていないものは町でやるものを単独でするようにしています。スピードスプレアにしても県ではありません。そういうものは町単独でやはりしていますが、できれば県であるものはそこに足して、そして負担を少なくしたいなという考えで今までやってきております。

山田議員がおっしゃるように、県の方は県の分、じゃ県から3分の1しか来なかったら3分の1だけでやってください、その半分まで持っていく部分を町がかさ上げしていましたので、その部分だけを今度は別に補助にあれしていますよとなったときに、恐らく県のほうは別なものの補助されているのであれば該当にならないとか、補助事業というのはいろいろ制限がありますので、そうになってしまうと、今度町の予算のときだと、使い勝手はいいんだけど必ず金額をふやしてくれということの要望になってくるんです、農家さんは。

ですから、そこは少し勉強させていただきたいと思ひますし、相当町のほうも農家については町単独を含めて通常の補助事業にほとんどはもうかさ上げをして支援してきておりますので、農家さんもやっぱりみずからもちゃんと負担をしていかないと、失敗しても町が面倒を見てくれると、ちょっとどうしてもそういう安易な部分も絶対出てきます。自分でお金を払っていると、やっぱりその分の損はできないと思うから頑張るんですけれども、だからそういう部分は農家さんにもしっかり持っていて、ただ、町もしっかり町としての支援はしていきますよと、そういう農家自身の意識改革も持っていて、そこに町も支援していくという形で進めていきたいと思ひますので、少し我々も、ただ、これが100%のやり方だとは思ひていませんので、いろいろ工夫はしていきたいと思ひております。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問。山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 質問ではないんですけれども、町長がおっしゃるとおり、農家の人たちも含めて一般の人たちというのはやはりこれでいいんだということはないですよ、いろいろな給食費の無料化にしてもいろいろなものにしても。もっともっと、1つをやると、それをもう一つ上をもらえないかなとか、いろいろなものが出てくるのが世の中の常でありまして、その辺を私も農家さんとは話をさせていただくんですけれども、その中で一つやはり、じゃ自分たちで建てたらどうだと、自分たちが労力を出して建てろとそういう話もちょっとさせていただいている

部分もあるんですけれども。

だから、先ほど中館議員のほうからやはり観光協会もなかなか意識改革が進んでいないようなそういう話もあったんですけれども、やはり中にいると、やもすれば町オンリー、町だのみ、誰かがやってくれるんじゃないか、そういう風潮ができてくるわけですね。その意識改革を変えらるというのは大変難しい話であって、オリンピックのさっきの話ではないですけれども、「この町、何にもないよね。でも頑張ってよかったね」という感じになかなかないと思うんですね。じゃ、この町に何もなければ出ていくか、それで終わってしまうともう本当に少子化の一途をたどるしかないわけでありまして、いろいろな意味でいろいろな施策を考えておられると思いますが、その中で一つのアイデアを出していただいて、またよりよいものをつくっていただければなと思っておりました。要望で申しわけないんですが、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（馬場又彦君） これで山田賢司君の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩とします。

（午前11時51分）

○議長（馬場又彦君） 休憩を解きまして、会議を再開します。

（午後1時00分）

○議長（馬場又彦君） 一般質問を続けます。

6番、西野耕太郎君の質問を許します。西野耕太郎君。

（6番 西野耕太郎君 登壇）

○6番（西野耕太郎君） お昼が過ぎましてちょっと眠い時間ですけれども、一般質問を行いたいと思います。眠い時間ですけれども、若干おつき合いいただければなというふうに思います。

第78回南部町議会定例会において一般質問の機会を与えていただき、感謝申し上げます。

さて、工藤町長は、先般1月の町長選挙において当選され、南部町4期目の町長に就任されました。南部町発展のため、また、住民サービスのためにご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、一般質問に入らせていただきます。

南部町内における外国人労働者の雇用状況についてお伺いします。

1点目は、県内の外国人労働者の雇用は平成28年10月末で483事業所、2,141名が雇用され、そのうち製造業の雇用者が一番多く、農林業に携わる雇用者は少ない状況であります。町内の外国人労働者の雇用状況について知っている限りでよろしいですので、お知らせいただきたいと思います。

2点目は、農業は今後、少子高齢化が進むため雇用者の確保が難しくなると予想されるので、外国人労働者の雇用について、町として県、JA関係機関等に働きかけを行う考えはないかお伺いします。

次に、大きく南部町職員の給与水準についてお伺いします。

総務省は2017年4月1日時点の地方公務員給与水準、ラスパイレス指数を公表しましたが、青森県は98.0で全国で42位、南部町は92.8で県内の市町村の中でも低い状況にあるように見受けられます。三戸郡でもちょっと低いのかなというふうに思っていました。合併して10年が過ぎ、職員の定数も減っておりますが、業務量は決して減っていないと、逆にふえている可能性があるのかなというふうな気がしています。こういうことから、適正化について進めていくことが必要と考えますが、また、町として検討しているのかお伺いします。

以上、大きく2点についてご質問いたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、西野耕太郎議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、町内における外国人労働者の雇用状況についてであります。厚生労働省が発表している外国人雇用状況では、議員ご案内のとおり、青森県内の外国人労働者は、平成28年10月末現在で2,141人、平成29年10月末現在では2,614人となっております。また、平成30年1月末現在であります。当町に就労目的で在留している外国人は25人となっております。

労働者の確保は、産業界にとってまさに死活問題となっているものであります。当町におきましても、この労働者不足という状況の中で、製造業を中心とした中小企業において外国人労働者を受け入れるなど、労働者の確保対策を始めている状況であります。

次に、町として農業に従事する外国人労働者について、県、JAなどに働きかける考えはないかについてお答え申し上げます。

ご質問の雇用の確保につきましては、少子高齢化が進む中で国、県がそれぞれ対策を講じてい

るところであります。

国におきましては、平成30年度の新規事業といたしまして生産体制・技術確立支援事業を実施することとしております。内容といたしましては、生産体制・技術面での課題を克服するため、作業ピーク時における労働力不足を解消することを目的といたしまして、労働力の確保、調整、産地間のマッチング推進、実需者と連携した新品種、新技術の導入、ICT導入効果の定量的な分析、周知などの支援を行うとのことでございます。

また、農業における外国人労働者につきましては、国家戦略特区農業支援外国人受入事業があり、国家戦略特別区域内において農作業などに従事する外国人材を受け入れ、企業が雇用契約に基づいて受け入れる事業になるもので、関係法令は平成29年9月から施行されております。

国によると、産業全体の外国人労働者は増加傾向にあり、平成29年は約61万人となっており、全労働者約5,000万人の1.2%に相当するとのことでございます。ただし、不法就労者についても増加傾向であり、不法就労者約4万6,000人のうち、農林水産業関連は1.9%の851人となっております。

次に、県においては、平成29年度から労働力不足対策につきまして、JAによる労働力の確保の取り組み、機械化による労働力の軽減の取り組み、地域特性を考慮した外国人技能実習制度などの活用に関する要望などを実施しております。

労働力の確保の取り組みでは、昨年5月に青森県農業労働力不足対策協議会が設立されており、農業分野における労働力不足について、実態把握に関すること、解消に向けた対策に関すること、その他解消を図る上で必要な事項に関することを検討することとしております。

なお、県では、外国人技能実習制度などの活用により、研修生受け入れに関する取り組みは予定されているものの、外国人労働者の受け入れにつきましては今後の議論次第であると思われま

す。

さて、外国人労働者の受け入れのメリット、デメリットについてですが、まずメリットとしては、人手不足の解消とそれに伴う農業の活性化、また、食料自給率の維持や向上が挙げられます。デメリットとしては、日本人の就農にマイナスの影響のおそれがあること、また、言葉や習慣の問題、また、支払われる給料などが十分な額であるかどうか、将来の世代交代の際に課題が生じるおそれがないかどうか、長期的に見ると課題の先送りのおそれがあるなどが挙げられております。

ご質問の外国人労働者について、県、JAなどに働きかける考えはないかにつきましては、現在、県においても検討、模索している段階でありますので、町といたしましては、今後の動向を

注視し、どのような施策が必要か、また、将来的な町の農業のあり方などを考慮し対応してまいりたいと考えております。

全国的に少子高齢化が進む中、労働力の確保につきましては、当町だけでなく全市町村が抱える課題であり、町単独での対応は困難な部分もございます。また、これは農業だけでなく全産業の課題でもあると認識しておりますので、今後におきましても引き続き総合的に判断し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、南部町職員の給与水準の適正化の検討についてお答え申し上げます。

初めに、ラスパイレス指数についてご説明申し上げます。

ラスパイレス指数とは、4月1日現在の地方公務員の一般行政職の給料月額と国家公務員の行政職俸給表の俸給月額とを学歴別、経験年数別に比較算出し、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示した指数であります。

総務省では毎年、地方公務員の給与水準をラスパイレス指数で公表をしております。また、県内市町村のラスパイレス指数につきましても、青森県のホームページで公表されております。

三戸郡内の町村においては、階上町を除く5町村は県内でも低い傾向にあり、当町の平成29年のラスパイレス指数は県内40市町村中、下位から5番目となっており、西野議員のご指摘のとおり県内市町村の中では低い状況であります。参考、三戸郡内におきましては、一番低いのが五戸町、そして次が南部町というふうになってございます。

ご質問の職員の定数は減少し、業務量は増加していることなどから、適正化を図る必要があると考えるについてであります。合併翌年度からの病院会計などを除く普通会計の職員数の推移につきましては、平成18年度が247人、各年度減少しまして、平成29年度は164人となっております。ただいま申し上げましたとおり、病院会計などを除く普通会計の職員数は83人減っております。1年間の平均でいくと、大体7人ぐらいが減少しているという数値になります。

職員数の削減につきましては、旧3町村の合併直後から南部町集中改革プラン、南部町行政改革大綱、南部町行政改革大綱実施計画を策定し、合併後の行政のスリム化を図るよう組織機構の簡素化や事務の効率化などにより、職員数を大幅に削減し、事務事業の抜本的な見直しを行い、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう取り組んできたところでございます。

また、平成26年3月に策定した第2次南部町行政改革大綱では、「職員改革」を改革の柱に据え、行政改革推進のため、定員管理の適正化、給与等の適正化を改革事項として定め、取り組んでいるところであります。

定員管理の適正化につきましては、病院などを含む全職員数の平成29年度の数値目標303人に対しまして285人と目標を達成しておりますが、今後も職員一人一人に課せられる業務量は増大することが予想されることから、さらに業務の効率化、人員配分を見直しながら進めてまいります。

給与等の適正化につきましては、さらに各種手当の見直しなど、給与等の適正化に取り組み、定員管理の適正化とあわせて進めてまいりたいと思います。

職員の給与は税金で賄われておりますので、今後も町民の理解と納得が得られるよう給与水準の適正化に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） どうも答弁ありがとうございました。

今回の私の質問でございますけれども、まず年々厳しくなっていく農家の後継者の問題、そしてまた高齢化ということで、農家だけではないんでしょうけれども、日雇いの生産労働力が大変不足してきているということからこういう質問をしているわけなんですけれども、労働力の不足問題というのは、町長も言ったとおり農業だけではありません。いろいろなところで今は労働力が不足しているということで、やはりこれは日本の産業の一つのひずみみたいなものかなというふうに感じていますが、少子高齢化も一番の問題でしょうけれども、このままでいきますと、私は今回農業についての質問ですけれども、特に果樹栽培の方々は大変、田んぼはまず機械化で結構やっていけるんでしょうけれども、果樹栽培はやはり日雇い労働とかそういう方々が結構必要になると。ということになりますと、やはり雇用者が雇えなくなるということになれば、当然高齢者の方々ですのでやめざるを得ないとなれば、耕作放棄地がふえていくということで、私は76回のときも質問していますが、そういうこともありまして、やはり大変この耕作放棄地が多くなっていると。

先ほど山田議員、それから同僚の中館議員も言っていますけれども、サクランボについてもそうですし、中館議員が言っているように生産する労働力の日雇いを受ける方々がなくなっているということが大変懸念されるんだということで、今思うと日本人の方々はもう頼めないのではないのか。そうすれば、やはり外国人の労働者を受け入れざるを得ない立場に来ているのではないかなということでちょっと調べてみたんですけれども、そうしたら昨年9月の県議会の一般質問

でむつ市選出の菊池議員が、さらには12月の県議会では平川市選出の山口議員がこの外国人労働者の雇用について、農業について質問しております。特に山口議員は、今回町長も言っていましたけれども、国が示した農協が行う外国人技能実習生の運用改善の内容と県の対応について質問しております。これに対して県では、町長がもう言っていることなんですけれども、農協が組合員農家の作業を請け負う方式であれば、複数の農家での実習が可能となるような改善をして、農作業から集出荷施設や加工施設等までの技能を取得できるようにしたいと。ただ一方で、第三者管理協議会の設置が義務づけられる、これは国が多分言っている制度だと思うんですけれども、これを踏まえて県では農協中央会と検討すると答弁しております。町ではどうですかということだったんですけれども、県の農協中央会とか県がこういうふうにやるということですので、町も一緒になって今後協議の中に入っていいただければなというふうに思います。

次に、職員の給与水準についてですけれども、町長は当然管理者でございます。ラスパイレス指数については毎年公表されていますので知っているわけですが、南部町の指数は、合併当初は90.6と大変低い状況だったということを私も記憶しておりますけれども、年々まず上昇はしてきております。でも、昨年度のそれで92.8ですが、先ほど町長が言いましたとおり、一番低いのが三戸郡の中では五戸町、その次が南部町と県内でもまず低い状況にあります。

やはり私は、職員の生活給でありますので、職員の定数をこうして減らしているということになれば、それなりにやはり職員も給与表の見直しをかけながらラスパイレスを上げていくことが必要ではないのかなとこう常々思っていましたので、これをやることによってまた職員の勤労意欲も湧いてくるのかなというふうに思います。もちろん給与は全て税金で賄ってはおりますけれども、やはり職員も生活給でありますので、そこについては町長側の寛大な気持ちで、せめても県の平均ぐらいいまで上げていただければと。これを一回に上げることはなかなか難しいと思いますので、順序に上げていっていただければなというふうに思います。

なぜといいますと、八戸市が98.0ぐらいなんです。ですので、県の中で八戸市が高いほうです、98.0です。ですので、すぐ隣に八戸市がいて、同じ隣接する五戸町と南部町がちょっと低いと。これは余りよくないから、できれば一挙にはいかなくても、せめても県平均ぐらいいまではいけると、年数を踏んでいけばできますので、何とか職員のためにも理事者の方々によろしく願いたいなというふうに思います。

ラスパイレスの給与水準についてはそういうことでお願いしたいと。それから、こっちの外国人の労働者の雇用対策については、農林課長のほうで何かあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） じゃ、私から最初に答弁したいと思います。

まず、外国労働者を含めて労働力不足の確保、これは本当に当町に限らず深刻な課題になっております。農業者に限らずでございますけれども、今県のほうと進めようとしている部分、町も一緒になってこれは進めなければならない。どこの町村も単独でというのは非常に困難だろうと思っております。ですから、県全体で進める考えと、例えば三戸郡で一つになって、外国人労働者を確保するためには例えば海外のほうにそれぞれ町村長も行って、郡として働きかけを考えていくとか、そういう部分も私は必要だなと思っております。

今、八戸学院大学さんが今フィリピンに高校ですか、開業して、6月13日に開校式があるということで、何とか南部町と八戸学院大学さんとフィリピン、連携したものを考えたいなと。この前実は大谷学長さんとちょっと懇談する機会がありまして、あそこはもうほとんど果物はマンゴー一筋。南部町は果物が非常にいっぱいといえるところなので、そういう果物の拠点みたいなものも考えたかどうかということで、6月に一緒に行けたら向こうの大学、また、役所の関係者の方にもお会いしてほしいというような話をいただいております。

そこで、直接農業だけでなく、いわゆるフィリピンの高校生、今度、当然、八戸学院大学のほうに留学に来ます。そのいわゆる住まいを南部町でどこかないかと、こういう話もいただいておりますので、そうすると八戸学院大学さんですので、あとは福祉関係です。そっちに住む生徒たち、そっちのほうの確保とか、そういうことも考えていきたいというふうにもちょっとお話をいただきましたので、どこまでの農業者を含めた労働力確保になるのかはまた未知数なところがありますけれども、当町も一緒になってという大変ありがたいお話もいただいておりますので、そういう部分もぜひ活用しながら、そこからまた広げて何かの縁で労働力を確保できるようにならないとか、そういう部分も模索していきたいと思っております。

それから、ラスパイレスの件については非常に私も、職員も83名減らして、合併して職員も本当に大変な状況でございました。まずは3町村の取り組み方が全部違うものを統一しなければならないと、一つに条例もまとめなければならない、そういう作業をしながら職員も毎年平均で7人ぐらいを減らしながら、そしてまた、ラスパイレス指数を見ると非常にうちは低いということで、職員もそういう中において我慢してやってきてくれたなと思っております。これは職員だけでなく、今の基金をふやすことができたこと、また、借金を減らすことができたことも、町民の皆さんも我慢もしていただいたこともありますし、議員の皆さんも削減もしていただきまし

た。我々行政側もそういう中で我慢もしながらやってきました。今、安定的な財政に何とかなれておりますので、ただ、交付税はまた減っていきますので油断はできない状況ですが、今のところは他町村の財政状況よりは非常にいい状況の中で職員は非常に低いということでありますので、どのぐらいまで持っていけるのか、職員の給料というのは非常に全体の歳出から見ると大きくなりますので、何%上げればどのぐらい毎年人件費が膨らむのか、その辺をちょっと勉強させていただいて、今のままでは決して職員もモチベーションが上がらないだろうなというのは私もわかっていますので、職員にも少しはモチベーションを高めてもらえるような状況に持っていかなければならないなと思っておりますので、具体的な数字は今のところは申し上げられませんが、それなりの数値を目指していけるようにしていきたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） 西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） それでは、最後の質問になります。

まず、町長には前向きな答弁ありがとうございました。

1週間ぐらい前だと思うんですけども、愛媛県のポンジュースが値上がりするというのを見た方もあると思うんですけども、あれを聞いていましたら、その値上がりの原因は生産量の減少だと。その生産量の減少の裏側には、生産農家の方が言っていましたけれども、高齢化と雇用不足によるんだと。愛媛県のミカン農家というのは大体傾斜地が多いわけですけども、その傾斜地に働く方々というのを特に収穫期のときに首都圏とかからアルバイトを頼んでいると。ところが、そのアルバイトの方々も減ってきているということで、このままだとミカン農家もう終わりですよという話をテレビでやっていたけれども、これはまさしく何もミカン農家だけではないわけで、我々果樹農家といいますか、ここのリンゴ農家、サクランボ農家にも全く当てはまることだというふうに思っております。

といいますのは、特にサクランボなんですけれども、サクランボの雨よけは設置するとき結構なお金がかかります。かけて、そこから生産するわけですけども、ビニールの雨よけをかけるビニールです。あれは高いところでやるわけですけども、なかなか一農家1人、2人でできる、例えば10アールをやりますよという場合においては、やはり結構な時間がかかるし、高いところでやりますのでなかなか日雇いの方々を募れないというのが、ここでそういうサクランボをやっている方々はわかるんですけども、できないんですよ。なかなかその人を見つけれない。でするので、私もまずちょっとやっていますけれども、もう67歳にもなりますと上に上がること自体

がおっかないという事態になってきますので、そうすると当然もう耕作できなくなるわけですよ。現に我々の町内あたりでもそういう方々がもう出ています。ですので、耕作放棄地になってきています。雨よけはそのまま野ざらしの状態というふうなことが出てきていますので、やはりそういう、その雨よけをやるだけではなくて、例えばリンゴの収穫でも何でもそうなんですけれども、結局もう我々でしゃべる「手間取り」です、手間取りを頼めない状態が続いていると。これは何としてもやはり外国人労働者の方々をこれから受け入れていかないと、その方々を見つけれない状態が続いてきているんじゃないのかなというのが、私も町内の中で話をしているんですよ。いろいろとそういうことが聞こえてきます。ですので、早いうちにそういう検討をいただければ何とか、それでも時間がかかると思うんですよ。すぐ、はい、あした来ます、あさって来ますというわけにはいかないものですから、やはりそういう面での技能実習という形で、例えば開発途上国の方々とかそういう方々を、やはり今町長が言ったとおりに入れていかないと、そういう方々が南部町に来ることによって、もちろん言葉も違いますし、習慣も違います。しかし、考えてみたら、日本は島国で、そういう点からいくとそういう外国の方々に余り親しみがなないのかもしれないんですけれども、私もちょっとテレビで見えていましたら、町長も行ったことがありますシンガポールです。シンガポールはあの島国の中、小さいものですからあれですけども、経済大国のシンガポールに今はなっているわけですけども、あそこの人口は、シンガポール人というのは2割だけだそうです。あとの8割は全部出稼ぎの方々、要するに外国人なんだそうです。そういう国でそういうふうにして国が成り立っているということですので、やはり我々も、いろいろな意味で例えば外人が来ることによって変な者が入るとかということがあるというふうには言っていますけれども、それはそれとして、やはり全員がそういうわけではございませんので、やはりこれからはそういう外国人労働者というものを我々農業者、ここの地域でも考えていかざるを得ないのかなということで質問しようと思っていましたら、たまたま県議会でもそういう質問が出ていましたので、今後これを検討する要素が本当にあるのではないかなというふうに思い、質問した次第です。

まず町長からはいろいろと前向きに検討しているということですので、ひとつよろしく願いを申し上げ、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（馬場又彦君） これで西野耕太郎君の質問を終わります。

続いて、1番、松本啓吾君の質問を許します。松本啓吾君。

(1 番 松本啓吾君 登壇)

○1 番 (松本啓吾君) こんにちは。

先ほど各議員から今回の平昌オリンピックの話題等が出ていましたが、今回、平昌オリンピックでは日本は過去最多となるメダルを獲得しました。これは、小さいころ、子供のころからスポーツに触れ、自分に合ったものを見つけ、長所を伸ばし、努力した結果ではないかと私は思います。

先ほど山田議員からもお話があったように、現在の部活動は深刻な問題を抱えております。そこで、今回、私は今後の南部町小中学校の部活動体制について質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

現在、日本は深刻な高齢社会となっています。1930年の人口ピラミッドを見ていると、きれいな三角形をしていましたが、1960年ごろから徐々に出生数が減り始め、2005年には先進諸国に多く見られるつぼ型になっております。今後も出生数は減少していくと予想されています。この少子化という問題は教育現場にも影響を及ぼしています。

小中学校では年々生徒数は減少しており、その影響で学級数のみならず、学校数も現在までに徐々に減少しています。部活動が学校に存続した場合、生徒は混乱なく部活動に参加することができます。また、部活動顧問が学校教員ならば、日常的なコミュニケーションがとれ、生徒の部活動外の行動や心の変化が把握しやすくなります。そのため、その時々適切な指導がしやすいのではないかと思います。そのほか、保護者は、送迎や活動中の見守りのほか、経済的な負担が少なく、子供たちに運動の機会を与えることができます。

しかし、少子化が進み、学校数が減少している今日、一つの学校の中で部活動を正常に行うことは困難になってきています。そのため、近隣の学校が合同で部活動を行ったり、休部や廃部にしてしまう学校がふえてきていると聞いていますが、南部町において小中学校の部活動の現状はどのようなになっているのでしょうか。これまでの部活動の休部や廃部の状況、そして今後一つの学校単位での部活動存続推移はどのようなになっているのでしょうか。

また、昨年末、文部科学省は学校における働き方改革に関する緊急対策を公表しました。その内容の中には、将来的には地方公共団体や教育委員会において学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動にかわり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取り組みを進め、環境が整った上で部活動、学校単位の取り組みから地域単位の取り組みにし、学校以外が担うことも検討するとあります。これは、教師の勤務負担の軽減や生徒への適切な部活動指導

の観点から、部活動指導員や外部人材を積極的に参画させるように促すと、部活動の外部委託を一層進めることが提言されていました。

小中学校の部活動のあり方については、第73回議会定例会において久保議員が一般質問で町と総合型地域スポーツクラブとの連携について質問していましたが、今回、政府は現場の問題点、声を取り上げ、緊急対策として公表しました。「地域で部活動にかわり得る質の高い活動」という表現にあるように、外部委託というよりも部活動を学校から切り離して、地域単位の取り組みに移行させる、このことにより教員の長時間労働が解消される可能性があるほか、部活動にかわる活動を学校外に求めるというのは、部活動改革の新たなステージの始まりだと思います。

学校における働き方改革に関する緊急対策を受け、今後の南部町において小中学校の部活動実施体制や取り組みはどのようなになっていますでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） 松本啓吾議員にお答え申し上げます。

町の小中学校の部活動の現状に対するご質問であります。平成29年、昨年9月、第76回南部町定例会一般質問において、中舘議員より「文部科学省から省令で公布された部活動指導員の対応について」のご質問がありまして、県教育委員会の対応と町の現状など取り組みについて答弁を行っております。

その際の答弁の中で、町の小中学校の部活動の現状と取り組みに関しての部分が今回の答弁と一部重複する部分もございますが、再度、町の状況と取り組みについてお答え申し上げます。

小学校の部活動の現状であります。小学校にはスポーツクラブと文化クラブの2つがございます。

まず、スポーツクラブですが、クラブ活動の運営につきましては、各小学校単位に結成されているスポーツ少年団が主体となりましてクラブ活動を実施している状況でございます。平成29年4月1日現在におきましては、スポーツクラブは16のスポーツ少年団で活動を行っております。

活動の形態は、学校単独でスポーツ少年団の活動をしているもの、近隣の学校と合同でスポーツ少年団の活動をしているもの、総合型クラブとなつちスポーツ少年団に加入して活動しているものと、活動の形態はさまざまでございます。

また、文化クラブ数ですが2種類ございまして、ブラスバンドは5校が実施し、3校で実施していない状況となっております。書道は1校で実施しているのみでございます。

次に、中学校の部活動の現状ですが、現在22の部活動がございます。

部活動の種類としまして、まずスポーツ関係としましては、陸上、バスケットボール、バレーボール、サッカー、野球、ソフトテニス、剣道、卓球の8種の部活動がございます。文化関係としましては、吹奏楽、文芸の2種類で合わせて10種の部活動が実施されております。いずれの部活動にも教職員が顧問としてついて実施されております。

また、22の部活動のうち、教職員の指導者のほかに外部指導者がついている部活動は、11の部活動がございまして、男女合わせて15名の外部指導者がおります。現在、教職員と外部指導者が協力をしながら活動している状況であります。

これまでに休部や廃部になったものについては、5年前と平成29年4月1日との比較を行いましたが、いずれもスポーツ関係の部活動ですが、小学校では休部、廃部が1種目、中学校では休部、廃部が3種目となっている状況であります。そして、小学校2校では部活動からスポーツ少年団に名称を変更し活動している状況であります。

町としましては、文化、芸術、スポーツなどの専門知識や技術を持っている地域の方々の情報の集約と、各個人が持つすばらしい専門知識と技術を地域において有効に活用するためにも、学校が求めるすぐれた指導者や知識などを持つ外部人材の掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。さらに、学校及び地域に対しましては、外部指導者の職務などについて広く周知を行い、共通理解を図ってまいりたいと考えております。

平成29年8月29日、国においては、学校における働き方改革特別部会から学校における働き方改革に係る緊急提言がなされております。

部活動の適切な運営について、教員の負担軽減や生徒の発達を踏まえた適切な指導体制の充実に向けて、休養日を含めた適切な活動時間の設定を行うとともに、部活動指導員の活用や地域との連携など必要な方策を講じることとされております。

また、国においては、部活動指導員の配置促進及び部活動の運営に係る指針作成が平成30年度予算に要求されている状況であり、国及び県の動向も注視しながらこれから取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありませんか。松本啓吾君。

○1 番（松本啓吾君） 答弁ありがとうございました。以前の中館議員の質問と重複した部分がありましたことを申しわけなく思っております。

先ほど答弁いただいたとおり、5年前と比べて小中学校においての廃部の数は少しずつ出てきているのかなとは思っております。今後、やはりこの入学者の数等を見ると、この休部、廃部のほうが多くなってくるのかなと私のほうでは思っておりました。そして、小学校においてはもう部活動というのはスポーツ少年団のほうに全部移行していたということで、今度は中学校のほうもそういった動きに政府のほうからの公表を受けて取り組みをしていくのかなとちょっと思っております。

私がちょっと調べたんですけれども、連合総研が2015年に公立中学校教員に実施した全国調査では、部活動を「教員の本来業務だと思う」と回答したのは38.1%で、「本来業務だと思わない」と回答したのは43.3%でした。また、「部活動指導を他職種に移行すべきでない」と回答したのは44.6%で「移行すべき」と回答したのは55.4%と拮抗していました。一方、2017年にスポーツ庁が運動部生徒の保護者に対して実施した全国調査では、公立中学校保護者の場合、「部活動を学校教員が担う」が43%、「地域の活動へ移行」はわずか7%でした。

教員の中には部活動を指導したいという方がいる一方、部活動で時間を奪われることが多大なストレスになっているという方もいます。しかし、保護者は仕事をしつつ、送迎や活動中の見守りのほか、大会等の各種手続や指導員確保が困難との考えから、今までどおりの部活動を学校で実施してもらいたいとの思いが強いと思われます。

これを解決する一つとして、もう小学校では実施していると聞きましたが、スポーツ少年団やスポーツクラブへの移行があると思います。これらの団体は多様なニーズに応じてプログラムづくりをしています。しかし、現状としては、先ほど教育長から話もあったとおり、指導者確保や運用に当たっての費用、指導者等の人件費確保が困難なほか、保護者においては参加費などの経済的負担や送迎などの負担があります。

部活動を学校から切り離して地域単位の取り組みに移行させるためには、受け皿となる地域団体の整備や指導者確保、また、保護者負担軽減のための送迎や団体運用に当たってのシステムの構築が必要不可欠だと思いますが、町側としてはどのようにお考えでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） ご質問にお答え申し上げます。

まず、部活動についてなんですが、部活動とは学校が教育活動の一環として設定し、指導体制を整備し、校長が認めた指導者、顧問のもと、主に授業後や休日等に行われる任意の課外授業であるということを示されてございます。これを行うに当たって、今、松本議員からご指摘をいただいたようないろいろな問題が出てきてまいりました。

まず、その問題点としては、ご指摘のとおり、生徒数の減少というのが一つ挙げられるわけですが、また、教員の多忙化ということも一つ挙げられるところでございます。この多忙化については、教員の多忙化により部活顧問のなり手が不足しているという面が一つございます。そして、競技経験がない場合、専門的指導が困難であるという問題もございます。そしてさらに、教員の平均年齢が上昇しているという背景もございます。

この問題点を解決するためということでございますが、国のほうからまだ、これから指摘になるところでございますけれども、示されている部分でお話をいたしますと、「地域と連携しながら、勝利至上主義のみにとらわれない多様な目的を持った生徒の受け皿となるような体制をとること」、そして「部活動の運営に当たっては、法令を遵守し、意思決定の透明性を確保し、特に注意し、それらの情報については関係者について積極的に開示すること」とございます。そしてさらに、「部活動の運営は、顧問に任せっきりにするのではなく、地域住民などによる外部講師などを活用するなど、学校を中核としたグループ形成をして、学校全体で進める体制を構築すること」ということ示されてございました。これらを踏まえて、南部町では部活動を行う体制づくりを改めて構築していかなければならない時期に入っているのではないかと想着てございます。

平成29年度、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインが示されまして、部活動指導員の配置促進及び部活動の運営に係る指針作成が平成30年度に示されるということでございますので、教育委員会としては国、県の動向を見ながら今後対応していきたいと考えているところでございます。

さらに、きのう付の新聞でございますが、「学校から地域主体に」ということでの見出しで、これは自民党の改革案ということで掲示になってございましたけれども、先ほどの松本議員からのご案内のとおりの方の形での記事の内容になっておりまして、将来的には部活動には地域を受け皿として行っていくのが今後の進むべき方向という形で案としては上げられてございました。そういうものも含めまして、今後、南部町ではいろいろなこと、方面を考えまして進めていきたいと

思っています。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかにありますか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） ありがとうございます。

課長がおっしゃったとおり、少子化によって生徒数が減少している、それはもう部活動としての運用が多分難しくなっているとも思います。運用ができない、また、合同の部活動だと、課長がおっしゃったとおり、いろいろな大会に出場する制限等々も出てくるといった部分で、やはり国、県等の動きを見て、南部町も何か取り組みをしていただければと思っております。

今までこの部活動に関してはいろいろなところで話がされておりました。1990年代後半ごろから、開かれた学校づくりの取り組みの中で外部指導者の活用という形で部活動の外部委託が徐々に進んできたものの、地域において受け皿がほとんど整備されていないがために、従来どおり全体として教員が部活動を引き受けるという事態が続いています。

システムの構築や移行、また、国、県等の動き等を見てシステムをつくるというのには時間が多くかかると思います。ですが、生徒数減少による部活動継続が不可能になるスピードも速いと思われます。部活動をしたいと思う生徒の、スポーツをしたいという生徒の願いをかなえるためにも、受け皿体制の整備は必要と思います。

また、学校教員を定年された方の中には、学校が終わった後、寺子屋的に子供たちに勉強を教えたいという方もいます。学校終了後、現在も文化系の部活があるようですが、スポーツのみならず勉強や音楽、絵画やIT関連を子供たちが学べる環境があってもいいのではないかと思います。

生徒たちが自分がしたいスポーツを選択して行える、保護者の負担が少なく、安心して仕事ができる環境が構築されることは、少子化対策の一つになり、魅力的な南部町になるのではないかと私は思います。

スポーツ等において数多くの輝かしい成績を残してきた実績のある南部町、これから南部町を担う未来ある子供たちのためにも、南部町独自の取り組みを積極的に行っていただければと思います。

私の質問はこれで終わります。何かあれば、よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。

これで松本啓吾君の質問を終わります。

ここで、2時10分まで休憩とします。

（午後1時54分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時11分）

○議長（馬場又彦君） 8番、八木田憲司君の質問を許します。八木田憲司君。

（8番 八木田憲司君 登壇）

○8番（八木田憲司君） 5人目ということで、大変皆さんお疲れのところ申しわけありません。暫時の間おつき合い願いたいと思います。

そして先般、1月の選挙におきまして、工藤町長におかれましては4期当選しましたこと、大変おめでとうございます。まず耕し、種をまき、花を咲かせるというこの4期目ということで、ぜひこれからの行政手腕にご期待して、見事な花を咲かせていただけるように頑張っていたきたいと思います。

それでは、通告しておりました2点の項目に対しまして質問させていただきます。

1点目の質問といたしまして、昨年、特別栽培米としてデビューしました南部達者米の現状及び課題、それに対する取り組みについてお伺いいたします。

平成16年4月の食糧法改正により、米の流通は原則自由になりました。それに伴い、生産者の販売価格は、農協などへの販売委託、米穀卸業者との直接取引などで決定しております。

南部達者米として栽培している「つがるロマン」の平成29年度産の相対取引価格は、12月の速報値で玄米60キロ当たり税込1万5,118円となっております。平成26年度産の「つがるロマン」の相対取引価格は、同じく玄米60キロ当たり税込1万円を割るところまで落ちておりました。ここ3年かけてようやくもとの水準、平成25年度の値下がり前の価格水準まで戻ってまいりました。平成29年度の販売価格ですと、米生産農家の経営に少しではありますが明るさが見えてきたように感じております。

しかし、平成29年度まで続いてきました米の生産調整がことしから廃止になり、今まで生産調整参加者に支払われておりました10アール当たり7,500円の直接支払交付金がなくなりました。

交付金がなくなることにより、米栽培農家の所得も当然少なくなります。それとともに、これまでの生産調整がなくなることにより米の生産が過剰になり、また、価格が下がるかもしれないという不安もあります。

そうした中、特別栽培米としてデビューした南部達者米は、同じ銘柄の通常栽培に比べまして、地域ブランド米としてのブランド力を上げることにより、販売価格も同じ銘柄の通常生産米より高く販売できますので、南部達者米生産農家の経営安定につながっていくのではないかと考えております。

そうした観点から、次の3つにつき伺いいたします。

(1) 2017年に生産しました南部達者米の作付面積、総収穫量、生産者からの販売価格及びその販売先について伺いいたします。

(2) 南部達者米の生産量と販売先をこれから拡大していくための課題、それに対する取り組みについても伺いいたします。

(3) として、南部達者米を特別栽培として減化学肥料、減農薬で栽培ということになりますが、除草作業等の通常の栽培方法より農作業量が大変ふえるのではないかと考えております。農作業の省力化を図るために農機具を導入することが必要になるのではないかと考えております。今、米生産費の中で農機具費は2割を占めていると言われ、削減が必要ではないかと言われております。南部達者米の生産者の負担を減らし、生産を拡大していくために、生産者が共同で利用できる農機具の購入に町からの助成ができないか、伺いいたします。

続きまして2点目の質問といたしまして、私道の生活道路整備について伺いいたします。

今、町における道路整備の状況は町道、農道など、それぞれの基準に合った路線を豪雨などによる土砂崩れなどの災害復旧によるときの整備と、そのほか町内会などから出されました町道整備要望に対し、調査検討をして評価をまとめ、優先順位の高いところから順番に道路整備を行っていると思います。

今回の質問に取り上げました私道の道路整備に関しましても、私道路線が町道認定基準の条件に該当していれば申請により町道に認定することができ、町による道路整備が可能になると思います。

ここで町道路線の認定基準の一例を挙げてみますと、道路幅員は原則として4メートル以上とする、袋状道路（行き詰まり道路）は車両が回転できる場所、35メートル以内に1カ所があることなど、さまざまな項目があり、その認定基準をまずクリアしなければ町道に認定されることはありません。しかし、今現在、生活に密着した集落路線でありながら、現在の町道認定基準に当

てはまらない道路、そういう道路沿いに住んでいる住民は道路整備の要望を出せない状況にあると思います。

救急車、消防車などの緊急車両がスムーズに通行でき、交通の安全を確保して、安心して暮らせる生活環境の向上を図るために道路整備が必要ではないかと思いますが、町としてできる対策がないか伺いたいします。

町長の答弁をお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、八木田憲司議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、平成29年に生産した南部達者米の作付面積、総収穫量、生産者からの販売価格、販売先についてでございますが、議員ご案内のとおり、昨年10月29日に南部達者米をデビューさせており、年内に完売しております。

作付面積でございますが50アール、総収穫量は精米ベースで1,513キロ、生産者からの買い取り価格は1俵当たり1万6,000円でございます。

販売先につきましては、町内外のスーパーマーケットの店舗前、東京駅構内及び横浜市栄区民まつりにおけるイベント、町内の商店で1キログラム当たり400円の販売といたしました。また、町内の小中学校の学校給食で提供しております。

次に、南部達者米の生産量、販売先を拡大していくための課題、それに対する取り組みについてですが、平成29年度は初めての販売の年でもあり、PRを重点としてイベント販売を中心に行いました。

また、平成30年産の南部達者米は、新たに3名の方に賛同いただき、6名の生産者で作付面積も106アールとなり、生産量が拡大いたしますので、販売先確保に向けて商談も昨年12月から随時進めているところでございます。

今後の規模拡大方法については、平成30年産の販売状況を踏まえながら、南部町産米ブランド化推進委員会及び南部達者米生産者部会と連携し、進めてまいりたいと考えております。

次に、南部達者米を特別栽培することにより、ふえる農作業の省力化を図る農機具などの購入助成につきましては、生産者部会において買い取り価格設定の際に農作業の増加などを加味した価格に決定しております。

今後、南部達者米生産者部会の会議などにおいて、そのようなご意見、ご要望が出されましたら、現在行っている国や県の補助事業の活用を含めどのような施策が効果的か、また、町単独での支援が必要かを総合的に判断してまいりたいと考えております。

去年は初年度3名で50アールと、決して多くない面積なわけでございますけれども、最後は学校給食にも活用したということで、私も個人的に購入、また、町のほうとしてもPRしたいというので、販売、当初は買えましたが、学校給食に出したらもう全て完売ということで、その後はもう買うことができませんでした。平成30年産は6名にふえて、作付面積もちょうど倍ということでございますので、今後販売先をしっかりと確保しながら、もうちょっとふえてほしいなと思ってございます。味のほうも評価も悪くありませんし、おいしいと言ってもらっておりますので、何とか少し軌道に乗るような確保にしたいなと、できればなと思っております。

それと、農機具の件でございますが、前に生産者部会のほうからも特別なそういうところは農機具要望が出ておりませんし、特別栽培だから特別な農機具が必要だということではないと思いますので、ここは今後要望を見ながら、必要であれば国なり県なりの事業もありますし、そこは生産者部会の方々と相談しながら進めてまいりたいと思っております。

次に、私道の生活道路整備についてのご質問にお答え申し上げます。

現在は、南部町土地開発に関する指導要綱により、1万平方メートル以上の面積の宅地分譲などの土地開発に関しましては、道路などについて事前に町と協議し、協定を締結して整備しなければなりません。

しかしながら、1万平方メートル未満の面積の宅地分譲などについては町との協議が不要のため、土地の所有者及び不動産会社がおのおの宅地分譲をしており、私道として土地の所有者や不動産会社名義の道路となっております。

小規模な民間で宅地分譲した箇所については、事前協議が不要のため、町として箇所数などを把握していない状況であります。町内に道路が私道となっている箇所は数カ所ある状況であります。

これらの個人での宅地売買の際に前面道路の種類が公道か私道か確認しているのはもちろんのことであり、現況の道路幅員や舗装か砂利かの路面状況をご承知の中でご購入されていると思われます。

私道はあくまでも私有地でありますので、所有者の方々に道路の管理、整備について検討するものと考えてございます。

それ以外の町道等でも狭いところもあります。いろいろな安全対策等も含めて、いろ

いろな要望もいただいているものも多くございます。一気にには当然できませんので、特にそういう道路については住宅が関係してきますので、非常に予算の問題、いろいろな部分で難しい部分があるんですけれども、できるものからやっていかなければならない。

ただ、今のような私道の場合は、もう正直なところ、その条件をわかって購入して、その後に狭いので町で何とかしてくれというのは、少しこれは多少違う部分があるのではないかなと。そこはやはりそこにした方々も状況がわかっていながら購入しているものですから、町としてそれを全部、じゃ町がわかりました、やりましょうということも、課題も生じてくる部分もあると思っていますので、それは現状の状況も町も把握しながら、確認しながら、いろいろなケース・バイ・ケースがあるかと思いますので、その状況によって考えてまいりたいと、こう思っております。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） 答弁ありがとうございました。

まず、達者米に関しましてですけれども、来年度は倍の106ヘクタールまでふえるということですので、徐々にではありますが、こうふやしていくことによりやっぱりお米生産者は、南部町農業生産額にとってみれば、調べてみたら大体0.9%ぐらいしかないんですけれども、まずそれでも金額にすれば結構な金額でお米生産は行われているわけです。

先ほど最初の質問の中で話をしたとおり、今現在は1万5,000円ちょっとで普通のアキタロマンなんかは買い取りができていますけれども、これが下がっていくおそれもあるかもしれないということもあるし、そういう中でやはり選ばれる米ということで達者米ということは、これは大変これから差別化して減農薬、低減化学肥料ですか、そういうもので栽培していくことがブランド力を上げていくものにつながっていくのではないかなと思っています。そういうもので支持される米、そして達者村のこのブランドをまずいただいて売る米として、やっぱり南部町から発信する、安心なおいしい米ということでこれからどんどん拡大して、それなりの値段で売っていければかなと思っています。

先ほどの農機具のことに関しましては、私、誰から、あれなんですけれども、個人的に考えた中で低農薬にすることによっての草取りの労力がちょっとかかるのかなみたいな、そういう部分とかで除草の機械とかそういうもので労力をちょっと少なくしていくことも必要になってくるんじゃないかなと思っていました。それとか肥料とか、さまざまそういう確保とかの意味でも大

変手間がかかってくるんじゃないかなという感じはいたします。それでも価格にそれは作業代としての転嫁部分があるというお話もいただきましたので、そういう苦労を重ねながら一般の通常作付周りよりは高く売っていけるんだよという部分に関しましては、これからもまず進めていってもらいたいと思います。

そして、農機具の助成に関しては、これは必要、必要じゃないかはこれから部会のほうからもお話が出てくるのではないかなと思いますけれども、たまたま私は新聞でこの間、産地パワーアップ事業というものが17年補正で447億円がついているという記事を読みまして、これは前にも昨年ですか、南部町で何社か手を挙げた中で2社ぐらいしか採択していただけなかったという、そういうものと同じものかなと考えていますけれども、そうした国、県の助成、先ほど町長の答弁の中でもまずやっぱりそういう国の助成に対してのかさ上げとか、県の助成に対してのかさ上げ、こういう部分で町が対処していくという方針もあるかと思いますので、こういう助成金のをいち早く察知して、逆に言えば今度それを採択いただけるような体制づくりですかね、農家の方がまずどういう条件であればそういう補助をうまく採用できるのかなという、その部分もちょっとこれから考えていただきたいなと思いますので、そういう体制づくりのほうでも指導をしていただければと思っております。

達者米に関しましては、特別、今の答弁で大体のことはわかりました。これから販売拡大に対して期待しております。

そして、次の私道の整備に関しましてですけれども、やはり個人のものに対して町がどうのこのすることは多分まずできないというのは私も重々わかります。知ってそういうところに住宅を求めたのもやっぱりその人の責任でもありますし、大変何とも言えないところなんですけれども、ただ、町道の認定の基準に合うような道路を確保できる、例えば6メートル、4メートル以上の幅員があるとか、そういうところは基準を満たしていれば、町道には検討した中で認定いただけると思うんですよね。ただし、そういう本当に幅員も狭い、立ち退きとかそういう、じゃ道路を広げてまたつくる、袋小路になっている、そういうところはもう一生そういう町の支援みたいなものというのはもうできないわけですね。

ですので、私はこの質問を、私も町道でなければ町では整備できないんだなというのは前々から考えていましたけれども、昨年の議員研修が五戸であったときに、階上町長の事例発表の中で階上町私道等整備特別対策事業というものがありまして、これは平成19年3月から実施していて、ちょうど10年になったわけなんですけれども、大体事業はおおよそ完了したということでお話を聞きました。これの中身はどういうことかといえ、やっぱり私道路の整備を、あそこも住宅が

どんどん乱立というのか、既成以外の住宅がどんどん建った中でそういう整備が追いつかなかった部分を補助したのかなと思っております。要綱を見ますと、幅員が2.5メートル以上のものということで大分町道認定よりは緩和されておりまして、あとさまざま、あくまでもこれは町道に認定できなかったところの部分に救済の意味でやった事業かなと思っております。

それで、こういう部分も含めてこれから何とかそういう対策をとれないか、新しい条例でも何かつくるなりして、救済の意味も込めてそういうところをつくっていけるような体制というのはこれから考えられないでしょうかね。まず、先ほどの答弁ではできないという答弁だったんですけれども、もしその辺、町長、何かこれから考えられることがあればお願いしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず最初に達者米のほうからですけれども、機械のほうについては前に国のほうの補助事業で該当した方が農業法人2社だけでございまして、非常に厳しい状況でございました。もっと国のほうではいろいろ楽に申請できるような話でしたけれども、ふたをあけてみたら、やはり厳しかったということで、ただ、1法人の方は現在の達者米の生産会3名の中に入っている方が対象になって、この方は1台、2台ではない、数台ぐらい、たしか申請が認められたはずでございます。

農機具については取り組んでいる方々がどういうものが必要になってくるのか、また、パワーアップ事業とかいろいろありますので、それを活用していただく。特別、例えば達者米に取り組んでいる方はかさ上げを、少しパーセントをアップするとか、そういうことは町の中でできるのかなと思っておりますけれども、正直、今のところうちの議員の中、久保議員がそのメンバーにも入っておりますので、控室でも聞いていただければ一番わかりやすいかなと思いますが、今のところは機械については私どものところに具体的には課題の中には来ておりません。今とにかくふやしてもらってということで、あと販売方法ですね、私もスーパーにも行きました。一緒に行って売りました。栄区の区民まつりでも売りました。少し静かだな、おとなしいなど。もっと積極的に売って、栄区でもリングはいっぱい、もうあっという間に人が群がりましたけれども、なかなか正直達者米のほうには目を向けてもらえませんでしたので、私もこの性格ですから黙っていらなくて、リングを売っているメンバーからリングをもらいまして、達者米1袋にリングを1個つけると言ったら、あっという間に完売しました。来年は達者米のメンバーもリングを買って持って行って、そして売れば、すぐ売れるよというふうに話をしたんですけれども、やはり元

気に、特にイベントのときは久保議員が売っていただければなと思っており、私もそれには一緒になって販売に力を入れたいと思ってございますので、よろしくお願いをいたします。

あと私道路でございますが、ここは少し勉強させてください。さっき最後に私は「ケース・バイ・ケースがある」という言い方をしました。というのは、100%だめだということではなくて、やっぱり状況があるだろうと。例えば袋小路になっていても、その先のほうに例えば将来町の何かが建つ予定ができたとかということになると、途中でとめるわけにはいかないですから、それはつなげるとか、そういう部分も生じてきたりします。ですから、ある部分では、ただ、「全て私道をやります」と言ったら、皆さん、町民は「あそこの私道をやったのに、うちのそばの私道はやってもらえないのか」と必ずこう来ますので、正論を持って我々は言える。そうなったときにはもうやれないことはないと思っていますので、階上町のときは私は行けなかったものですから聞いておりませんが、今後、建設課のほうにでも、今課長は聞いているわけですから、階上のやり方はどういうやり方なのかちょっと勉強させて、どういうふうにまでできるのかというのは少し勉強させていただければなと思っております。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。

これで八木田憲司君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月6日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午後2時42分）

平成30年3月6日（火曜日）

第78回南部町議会定例会会議録

（第3号）

第78回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成30年3月6日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

2番 久保利樹

1. 基幹産業である農業者の現状と対策について

16番 川守田 稔

1. 図書館の整備について

2. 高校卒業後の若者の地元定着数について

3番 夏堀 嘉一郎

1. 新庁舎までのアクセス道路について

2. まちづくりについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
3番	夏堀嘉一郎君	4番	坂本典男君
5番	滝田勉君	6番	西野耕太郎君
7番	山田賢司君	8番	八木田憲司君
9番	中舘文雄君	10番	工藤正孝君
11番	夏堀文孝君	12番	沼畑俊一君
13番	根市勲君	14番	工藤幸子君
15番	馬場又彦君	16番	川守田 稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	金 野 貢 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君
商工観光交流課長	久保田 敏 彦 君	建 設 課 長	川 村 正 則 君
会 計 管 理 者	小 山 万紀子 君	医療センター事務長	佐々木 大 君
老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	高 橋 力 也 君	学 務 課 長	中 村 貞 雄 君
社会教育課長	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	松 橋 悟 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 里 司	次 長	夏 坂 由美子
総 括 主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） ただいまから第78回南部町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

これから通告順に順次発言を許します。

2番、久保利樹君の質問を許します。久保利樹君。

（2番 久保利樹君 登壇）

○2番（久保利樹君） おはようございます。一般質問2日目、トップバッターではありますが、よろしくお願いいたします。

第78回南部町議会定例会におきまして一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

質問に入ります前に、まず1月の南部町長選挙におきまして当選いたしました工藤町長にお祝いを申し上げます。3期12年の実績とこれからの南部町のかじ取りを託したいと思う町民の意思であると確信しております。4期目も南部町のリーダーとしてご健康に留意していただき、ご尽力をお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

今回、私は南部町の基幹産業である農業、農業者の現状と対策について質問させていただきます。南部町は果樹の里として果樹農家が多い町です。サクランボから始まり、リンゴまで年間を通じてさまざまな果物がとれ、通年農業観光はもちろん、農家民泊などのメニューとして南部町の観光分野でも大きな役割を担っていると思います。町営市場におきましても、南部町産の果物が多方面にわたり取引され、また、きのうの一般質問の中で工藤町長の答弁にもありましたふる

さと納税の返礼品においても約8割がリンゴ、そして県内においても上位のふるさと納税額ということでもとてもすばらしいなと感じておりました。また、新品種ジュノハートにおきましても、昨日の山田賢司議員の一般質問で、いち早くサクランボの産地として確立した南部町を先頭にブランド化の推進、販売戦略の確立を目指すことに共感し、賛同の思いです。

そういった南部町の基幹産業である農業ですが、昨日、先輩議員の方々の一般質問の中でもありましたが、後継者問題や人材不足、従事者の高齢化など、農業分野だけでなく、その問題は広い範囲で大きな課題となっています。農業分野、特に稲作、畑作においては、人材不足に対応するために農業機械を用いての作業の簡易化、コストを抑える栽培方法等を用いての規模拡大に対応できることもありますが、やはり農業機械ありきでの話になります。また、農業機械自体が高額であることもあり、作付面積の拡大が容易でない農家は、購入費用が人件費を上回ることも考えられます。農業機械購入における国の補助金は、法人化、集落営農など、組織化が実質最低限の条件となっています。ここまでは稲作や畑作の話になってしまいましたが、逆に考えますと、簡単なことではありませんが、農業機械を購入し、作付面積の拡大が可能であれば、稲作や畑作は大規模化が可能です。しかし、果樹農家の場合、苗木を植樹してから、ある程度の収穫量を確保するまでに数年かかります。また、果樹においては1年でも手入れを怠ると、木の再生もなかなか難しくなるようです。稲作や畑作は条件が整えばその年の作付面積を拡大できますが、果樹栽培においては、農業機械や選別機械において簡易化や身体的な労働負担の軽減はできますが、作付面積の拡大には限界があるように思います。果樹農家の場合、農家1戸当たりの作付面積の拡大の限界があった場合に、農家戸数の減少は主要農産物である果樹の生産量にも影響があるのではないかと思います。

質問の1点目としまして、農家の戸数の減少が南部町の主要農産物である果物の生産量に影響がないかお伺いします。

また、一方、全国各地で定年帰農という取り組みがあります。言葉のとおり、農業以外の職種に定年まで勤務した後に就農することです。定年後に就農する事例は数少ないと思いますが、農業従事者の減少の歯どめになる可能性がないか、また、南部町は兼業農家も多い町であると思いますので、2点目としまして、定年帰農の実績や現状についてお伺いします。

3点目は、農家戸数の減少に対しての対策についてお伺いします。

南部町におきましては、町単独での新規就農支援事業や県の補助金に町でかさ上げするなど、農家へ対しての支援は手厚いと考えていますが、人口減少などにより農家戸数の減少は危惧されていると思います。難しい問題ではありますが、基幹産業である農業に対して、農家の減少に対

してのこれからの取り組みやお考えの対策がありましたらお願いいたします。

以上、３点について答弁をお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、久保利樹議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、農家戸数の減少は主要農産物の生産量に影響はないかというご質問でございますが、５年ごとに実施される農林業センサスにおいて、農家戸数については調査項目がありますが、主要農産物の生産量の農家戸数の項目はございませんので、こちらにつきましては作物別の農業経営体数や農家戸数を農家等戸数として作付面積とあわせてお答え申し上げさせていただきたいと思っております。

２００５年、平成１７年でございますけれども１，６３８戸、１０年後の２０１５年、平成２７年は１，２３１戸で、１０年間で４０７戸の減となっております。

次に、作物別の農家等戸数と作付面積についてですが、調査対象となる作物が農林業センサスの調査年により変更となっておりますので、水稻は農林業センサスにおける農家等戸数と作付面積、リンゴと桜桃は県の特産果樹生産動態調査における作付面積となりますことをご了承いただければと思います。

まず、農林業センサスにおける水稻につきましては、２００５年は農家等戸数８９５戸、作付面積５２３ヘクタール、生産量約２，８６１トン、１０年後の２０１５年は農家等戸数６２２戸、作付面積４７４ヘクタール、生産量約２，５９３トンと、１０年間に農家等戸数は２７３戸の減、作付面積は４９ヘクタールの減、生産量は２６８トンの減となっております。なお、生産量は反収５４７キログラムで換算しております。

次に、特産果樹生産動態調査におけるリンゴにつきましてはでございますが、平成１９年は作付面積７０９ヘクタール、生産量約１万９，１４３トン、平成２８年は作付面積６９５ヘクタール、生産量約１万８，７６５トンと、１０年間に作付面積は１４ヘクタールの減、生産量は３７８トンの減となっております。なお、生産量は反収２，７００キログラムで換算しております。

同じく、特産果樹生産動態調査における桜桃につきましては、平成１９年は作付面積１４４ヘクタール、生産量約７２０トン、平成２８年は作付面積１４９ヘクタール、生産量約７４５トンと、１０年間に作付面積は５ヘクタールの増、生産量は２５トンの増となっております。なお、生産量は反収５００キログラムで換算しております。

水稻につきましては、農家等戸数の減に伴い、作付面積、生産量も減となっております。リンゴにつきましては、作付面積の減に伴い、生産量も減となっておりますが、西洋梨、桃、桜桃については逆に作付面積が増加している状況にありますので、他の果樹への転換により減となっているものと思われます。

桜桃につきましては、農家等戸数の調査項目がございませんので推測になりますが、農家等戸数が減となっているものの、農家1戸当りの作付面積が増加しているため、作付面積や生産量は増加しているものと思われます。

したがって、農家戸数の減少が生産量に与える影響は、農林業センサスなどの統計上は農家戸数の減少が生産量の減の一因と考えられますが、経営改善や省力化の推進により、農家1戸が作付できる面積をふやすことや高品質の農産物の生産を可能にすることにより、農業経営の健全化、安定化を図ることができるものであると思われます。

次に、定年帰農の実績と現状についてですが、これにつきましても農林業センサスの調査項目にございませんので、農業後継者の状況によりご説明させていただきたいと思います。

農林業センサスで「農業後継者がある」と回答した農家等戸数は、2005年は810戸、2015年は556戸と、10年間に254戸の減となっております。

その内訳は、同居か、農業を継承予定ではあるが他の市町村などで生活している方も含まれる別居かで分類されており、同居している農家等戸数は、2005年は686戸、2015年は362戸と、10年間に324戸の減となっております。また、別居の農家等戸数は、2005年は124戸、2015年は194戸と、10年間に70戸の増となっているところでございます。

農業後継者が別居している農家戸数の増は、他市町村などに転出している農業後継者が定年後にUターンして就農する方が多いと推測されます。

次に、農家戸数の減少に対しての対策についてであります。これまでの定例会などで答弁申し上げていることとなりますが、新規就農・営農支援として、新規就農者支援事業、農業次世代人材投資事業、農業後継者対策事業「南部農夢」などを実施しているところでございます。

町の農業の将来を見据えますと、議員ご質問の増加が見込まれる定年後に就農する方、いわゆる小規模農家への対策も考えていかなければならないものと思っております。農林水産省や東北農政局との意見交換会では、ほとんどの首長から小規模農家への支援の要望が出されており、私も昨年12月22日の意見交換会で要望したところでございます。

国におきましては、今のところ大規模農家への支援を優先しておりますが、粘り強く要望を続けてまいりたいと考えておりますし、同時に町独自の施策につきましても考えていかなければな

らないと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、定年後の就農に関すれば、恐らく果樹、リンゴ関係はやはり厳しいのかなと。水稻、畑作、あとサクランボなんかの軽量の果物等については、面積を抑えながら栽培するのは可能かと思いますが、リンゴ園に関しては重量等々、年齢的、そういう部分では、定年後のリンゴの栽培というのは厳しいのが現状かなと思っておりますので、そういう水稻または畑作、定量果樹、そういう部分の推奨ということも考えていかなければならないのかなと、そういうふうにも感じています。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。久保利樹君。

○2番（久保利樹君） 農林業センサスにない部分の資料を調べていただき、ありがとうございました。

サクランボに関しては面積が現在ふえているということで、全体の数字ではありますけれども、すばらしいことだなと感じて答弁を伺っておりました。

先ほど町長の答弁の中でもありましたけれども、やはり果樹農家さんの場合においても軽量の果物、例えばリンゴからサクランボとか、やはり作業の軽減がなされている、また、果樹の作物自体の転換が進んでいるのかなと思います。

定年帰農に関しましては、一般的な会社にお勤めした方が定年後に新規で就農するというのはごくまれな事例であって、なかなか全国的に見ても数少ない事例ではありますが、例えば年金を受給しながら人材バンク的なものが仮にあったとしまして、そういった中に農家さんが依頼をして作業員のご紹介をいただくとか、まず経営を促すものではなく、定年後のそのやる気のある方々に就労の場を与える、また、その場合も賃金とか、やはり農家の場合の日当等は金額的には安いので、農家の皆さんにもそういう指導をしていけるような機関があればまた変わった形になっていける可能性があるのではないかなと思って、定年帰農の部分については質問いたしました。

南部町におきましては、果樹の里、また、基幹産業が農業であるということで、さまざまな部分で農業が絡んでおりますが、やはり農家戸数の減少が危惧されている中でこれは本当に難しい問題ではありますが、今現在、施策としてなくても、これからも例えば長期的な取り組み、または各農家で考えていても、やはり各農家さんは自分たちのことで割と精いっぱいな感じがしますので、やっぱりそういった部分にちょっとだけアドバイスの手助けを、介入まではいかないにしてもそういうものができないかな、また、もしこれからそういうお考えがありましたらお伺い

いたします。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） ただいまの農家戸数の減少とか定年後の就農に対しましては、昨日、中館議員、それから西野議員のご質問でも町長がお答えいたしましたけれども、これまでの農業経営というのは国の政策とすれば大規模農家への支援が主で、その経営改善や省力化による政策を継続しているところでございますけれども、近年問題になっている補助労力とかにつきましてはこれから考えていかなければならない重要課題と認識しております。

繰り返しになりますが、国のほうでも補助労力の対策として平成30年度から新規事業、それから県におきましても昨年度から対策に入って、補助労力の研修、それから技術系等を模索しております。

町といたしましても、その動向を注視しながら、そういうものを活用しながら、定年後に研修等を終えまして自分で農業経営ができるような政策とかを考えていかなければならない時期に来ていると思いますので、時間はかかると思いますけれども、これから一緒に県のほうとも相談しながら力強く進んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松橋 悟君） 今、久保議員がおっしゃられたように、農業委員会のほうには、親が前に農業をやっていたんですが、自分は勤め人で定年まではまだ10年、20年ありますということで、農地を何とか借りてくれる方を探していただけないでしょうかという相談は年々ふえてきております。これまでも質問等にお答えしてきたように、農地中間管理機構への紹介とか、あとは農業委員の中で要するに地元の方でその農地を引き受けていただける方を探したりとかいろいろしているわけですが、なかなか特に果樹園については、この成り木の部分については育てるのに時間がかかる、あるいは1年でも手入れを休んだ農地については特に敬遠されているのが現状です。

そこで、定年されるまでの間の方に、農業委員会としてはやはりとにかくその農地を休ませないようにするように農林課のほうとも情報のやりとりをしながら、その事業を引き受けていただける方、担い手の方に事業等も紹介しながら、休耕する農地を少なくしていくようにしていきたい

いと考えています。

以上です。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。久保利樹君。

○2番（久保利樹君） ご答弁ありがとうございました。

少し後ろ向きなきょうの一般質問だったんですけども、これから新品種のジュノハートであるとか、さまざま少量、多収が見込める作物の開発等も進んでまいりますと思いますので、これからも農家は生産に頑張ると思います。

きのうも山田議員の質問に中にもありましたが、販売戦略やブランド化については農家はまだまだそこまでたどり着けていない現状もありますので、販売戦略やブランド化のほうのご協力を、農家のほうにアドバイスをお願いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君） これで久保利樹君の質問を終わります。

続いて、16番、川守田 稔君の質問を許します。川守田 稔君。

（16番 川守田 稔君 登壇）

○16番（川守田 稔君） おはようございます。

私は2点質問させていただきます。南部町図書館の整備についてと、若者の地元定着についてであります。

1つ目、図書館の整備についてお伺いします。

先日、久しぶりに南部町の図書館に行ってきました。南部町の図書館に足を踏み入れたのは数回程度であります。ですが、ある方に図書館の蔵書、並んでいる本の貧弱さですとか、こういった傾向の本が重点的にとか、そういった特徴がないなというようなことを指摘されました。それで、ちょっと確認に行ってきた次第であります。

私は、読みたい本は買って読むという姿勢なものですから、余り図書館にはそういう意味では行きません。ですけれども、入手困難な書籍が必要だったり非常に高価な本が必要な場合は、八戸の市立図書館などにはたまに参ります。その程度の図書館の利用ですので、その現状がよくわかりませんでした。行ってみました。ああ、なるほどなと思いました。

そこで、以下のことを質問いたします。

一般の利用者数はどれぐらいおられるのでしょうか。一般の方に対しての貸し出し書籍数はどれぐらいでしょうか。

本を買い足す際にどのような基準で書籍を選定していますでしょうか。郷土史ですとか民俗学的な書籍資料等は旧南部町、名川町、福地村を含めまして周辺の町史、村史、その類いが並ぶぐらいで、非常にその部分では貧弱さを感じました。そういった書籍の増補の考えはございますでしょうか。

2点目であります。高校卒業以降の若者の地元定着数について質問いたします。

私たちは、少子高齢化に伴い、子育て支援の一環として給食の無料化、児童生徒、今回の議会で高校生まで幅を広げて医療費の無料化などを考えておられるようですが、子供を一人でも多く産んでもらって、町が子育てがしやすい環境を整えますからと、そういった施策を考えていくのは重要なことであります。議員を含めて皆さんはそのようなことに心と多くの時間を費やされているのが事実であります。

ですが、そういつて育った子供たちは、高校を卒業すると進学ですとか就職のためにこのふるさとを多くが離れていってしまいます。それぞれの場所で消費を行って、お金を使う。ある人たちは納税を行います。一遍そのような生活を始めますと、余りふるさとに帰ってきていないように思います。

私の姪っ子などは、山形に進学しましたら山形で嫁に行きました。甥っ子は、郡山の専門学校に行ったら郡山でマスオさんになりました。少々せつない思いもあります。

以上を踏まえて、高校卒業以降の若者の町外、県外、その流出数の具体的な数は把握しておられますでしょうか。また、県内の大学、専門学校卒業後の動向を把握しておられますでしょうか。もう一つ、町外、県外での学業終了後の地元への回帰者数の具体的な数を把握しておられるのであれば、お知らせいただきたいと思います。

ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） 川守田 稔議員にお答え申し上げます。

まず、議員ご質問の図書館は名川中学校図書室1階のことと理解し、初めの一般の利用者数と

貸し出し書数についてお答え申し上げます。

図書室は、学校施設である図書室1階をどなたでも利用できる施設として運営を行っていることから、大人から子供までご利用いただいております、その入室者人数をカウントし、平成28年度実績で1万135人で行いました。

また、貸し出し利用者と貸し出し冊数については、平成28年度実績で小中学生857人、大人3,605人で、合わせて4,462人の貸し出し利用者で1万4,724冊を貸し出しております。

次に、増書の基準ですが、第一に、利用者からのリクエスト箱に要望を受けた書籍と毎週発刊される新刊情報誌や全国的な人気書籍、各ジャンルごとのお薦め書籍などを勘案し、図書室の全体的バランスを見ながら各ジャンルに偏りのないよう、毎月40冊から50冊で年間約500冊ほどを購入してございます。

次に、民俗的書籍、資料などが貧弱さを感じ、増補の考えがあるかについてであります、名川中学校図書室1階では、全体で約2万8,000冊の蔵書があり、日本十進分類法による分類ですと、社会、民俗的書籍は3社会に分類され、1,213冊となっております。また、町史、村史などは2歴史に分類され、877冊となっております。

専門的な書籍を閲覧、講読される方は、既に専門的知識を持たれた方々が多いと思われ、その専門性にお応えする書籍については、利用者の書籍のリクエストを重視しつつ、他の図書類とのバランスを考慮し、図書の選書、購入に向けてまいりたいと考えております。

また、当町では、名川中学校図書室1階を窓口とした青森県立図書館との相互貸借事業、そして平成29年12月1日から八戸圏域で取り組みを行っている八戸圏域連携中枢都市圏形成事業の一環であります図書館相互利用事業により、当図書室に蔵書がない場合での貸借などに対応しており、こちらも活用していただきたいと思います。

次に、高校卒業以降の若者の町外、県外への流出数と県内大学、専門学校卒業後の動向を把握しているかについてのご質問であります、毎月町から県に対しまして人口移動調査報告がなされております。この調査は、年代ごとの転入、転出について、届け出者から移動理由をアンケート式により記載していただいております、それを毎月町から県に報告しているものでございます。

議員ご質問の高校卒、大学卒、専門学校等卒のくくりで調査しているものではございませんが、年代により移動理由ごとに集計している報告書がございますので、そちらの資料を使いましてご説明いたします。

平成28年度人口移動調査報告書によりますと、15歳から19歳、20歳から24歳、25歳から39歳の

年代で県内からの転入者が平成28年度では164名ございます。そのうち、学校卒業後の移動と思われる方が39名おります。その内訳としましては、転勤17名、就職13名、転職7名……（「これは流出ですか、流入ですか」の声あり）転入です。内訳としまして、転勤が17名、就職が13名、転職7名、就学1名、卒業1名でございます。

また、県外からの転入者であります、121名ございます。そのうち、学校卒業後の……（「転入が今の」声あり）先ほどは県内から。（「県内」の声あり）県内からです。先ほど申し上げたのは県内からです。これから申し上げるのは県外からです。（「県外」の声あり）県外からの転入者であります、121名ございます。そのうち、学校卒業後の移動と思われる方が55名おります。その内訳としましては、転勤18名、就職11名、転職25名、就学1名でございます。

次に、県外への転出者であります、193名ございます。そのうち、学校卒業後の移動と思われる移動が149名おります。その内訳としましては、転勤23名、就職86名、転職17名、就学22名、卒業1名でございます。

県内と県外からの転入者は合計94名で、県外転出者は149名でありますので、差し引きで55名の減ということになります。就学の部分で見ますと、転入者2名、転出者22名となり、20名の減となります。

なお、この数字はアンケート式の移動理由によるものでありますので、正確なものではないことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） ご答弁ありがとうございました。

その転入、転出については、後でその資料をいただければ幸いです。

今、説明いただいた人数が多いのか少ないのか、ちょっと私も判断に困るようなところがあるのですけれども、今回は余り深いところまでという気持ちもなかったものですから、簡単な数字の資料をとって質問した部分であります。

それはなぜかという、ある結婚相談所みたいな会社が意識調査をしたそうです。それを何かおもしろいなど思いながら読んでいますと、明らかにふるさとに対する意識の違いのようなものがあるんだと感じた次第であります。この内容も詳しくは申しません。ですが、結婚したいと思える相手がいるなら、転職とかそういったことを含めて田舎に帰って暮らしてもいいかなと

か、余り私らの時代では考えられないような将来への選択肢が1つぐらいふえているのかなというような気がしたりしていました。

ですから、そういった当町を離れて若い人がどういう気持ちで暮らしているのかなということについてちょっと興味がありました。それで、I Tの時代ですから、例えばSNSでもって町とつなげるようなことができたなら、ちょっとはそういう気持ちの変化だとか、今どきの若者気質といますか、そういったところがわかるのかなと漠然と思った次第であります。そういうふうな側面を町としても把握しておく、例えばこの町に帰ってきてもらうというような施策の一助になるのかななどと個人的には思いました。そういったことの流れでの質問でありましたので、ご理解ください。

これは以上です。

それから、図書館の整備で、私の聞き違いなのかもしれませんが、郷土史とかそういったものはどこのコーナーにあるんですか。入り口で私が「どこのコーナーにありますか」と言ったら、「一番奥にあります」と言うので、そこのコーナーを見て、あらま、これはちょっと貧弱だなと思った次第だったんです。ところが、何ですか、800冊だとかなんか、そういった何かのレベルで蔵書があるとのことですので、そこのところをもうちょっと説明をください。お願いします。

○議長（馬場又彦君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木高弘君） 先ほどの議員からのご質問なんですけれども、町史、村史は一応貸し出し禁止用となっておりますので、資料室、一番奥の部屋、あそこの棚に入れております。

それから歴史物等ですね、図書室の部屋なんですけれども、パソコンの列から資料室に向かったところに棚ごとに番号が振っております。とりあえずゼロから9番まで。その番号を見ていただくとそこに蔵書が入っております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 本に限らず、いろいろやはり好きな分野だとか、そういったものとい

うのは皆違うんだと思うんです。例えば研修に行った先でちょっと散歩して、本屋さんがあると寄ってみます。そうすると、八戸とは違うような本の種類があって、地域地域でそういったものが違うなと感じることがあります。古本屋さんもそうです。さすがに図書館には寄ったことはないのですけれども、行く先々で地域性のようなものというのが本屋さんにあらわれているような、それは確かだと思うんですよ。例えば八戸の本屋さんに見に行くと、青森と弘前、また違うような気がする。そういうところが余りよくわからなかったんですよ、南部町の図書館というのが。それで、その利用者の方たちがどれほど満足しているのかなと思ったりした次第なんです。

ですから、どういう方向性、どういう特徴づけでもってこれから図書館を運営していくのでしょうかと思ったのが1つ。やはり地域の図書館であれば地域のその特徴というものを如実にあらわすような、そういった増書を考えてもらいたいと思った次第なんです。

それから、あそこの図書館を管理する人、本が好きな人たちなのかなと思ったりしたんですよ。ですから、本に限らず、例えば楽器にしろ、ライブハウスにしろ、ライブスペースにしろ、そういったものが好きな人がいてこそそういう特徴づけができるんだと思うんです。ですから、そういう管理運営を心がけてほしいなと漠然と思った次第であります。

先ほど座って質問しました、歴史的な書籍というものの冊数、それぞれもう1回ご説明いただけますでしょうか。どういった分野の歴史書籍でしょうか。よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 教育長。

○教育長（高橋力也君） 先ほど川守田議員からありましたどういう図書館にしたいか、図書館というのは本があって、本を読むだけが図書館じゃなくて、調べ物をしたり、地域のいわゆるカルチャーセンターとしての機能がありますので、先ほど申しましたようにリクエスト箱とかを置いてありますので、地域住民の方々の要望にお応えする形でそういう、先ほど申し上げましたように南部町の一般住民が活用する図書館ですので、一般住民の方々の意見を聞いて運営していきたいと。

それから、管理者の話ですけれども、現在3名おりますけれども、非常に熱心に働いていただいております。ですから、日誌もすばらしく毎日きちんと書かれてありますので、その辺はご心配いただかなくても……、申しわけございません、十分きちんとやっていますので、おこたえします。

それから、歴史、地理としては877冊、3.1%あります。一番多いのが児童書で21%。ですから、

かなりの割合の歴史書があると思います。（「歴史全般のこと」の声あり）そうです。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） これで川守田 稔君の質問を終わります。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

（午前10時52分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

○議長（馬場又彦君） 続いて、3番、夏堀嘉一郎君の質問を許します。夏堀嘉一郎君。

（3番 夏堀嘉一郎君 登壇）

○3番（夏堀嘉一郎君） 最後になりました。どうぞよろしくお願いいたします。

質問いたします。

まず初めに1番、新庁舎までのアクセス道路についてであります。

（1）南部地区から新庁舎まで大型自動車で向かうためには、高さ制限がある陸橋、そしてその陸橋下の県道は幅狭で大型車とのすれ違いが厳しく、雨天時には大きな水たまりとなり、多くの町民は遠回りをしなければならない状態ですが、今後の道路対策について伺います。

当路線は、路線バスの経路になっていることから、生活道路としての需要性が高く、町民の移動手段として大いに稼働していると思います。しかしながら、その道路幅はところどころで狭くなっており、大型車とのすれ違いの場合には一方の車両が待避して対向車の通行スペースを確保しなければならない状況です。

また、近年多く見られる突発的で局地的な集中豪雨があると、たちまち水たまりができてしまうことや、高さの制限があること、そして大型車とのすれ違いが大変厳しい、その路線最大の難関とも言える陸橋下の県道は、多くの町民が長い間懸念しているところでございます。

そしてまた、庁舎完成後には多くの町民が来館し、町民のこれまでの生活道路であったその経路は、さらに需要が増えて、町民の移動手段に影響を与えてしまうことが予想されてしまいますが、今後の対策について考えをお聞きます。

（2）洪水時などにおける新庁舎へのアクセス道路は、山側から下る道路1本のみとなつてし

まいますが、その周辺道路の対策について伺います。

昨今の洪水災害の中で平成23年、平成25年が代表的なものですが、当時は新庁舎建設地へ続く道路のほとんどが水没し通行どめとなり、唯一水没のなかった名久井岳側から下る町道だけが通行可能になっていました。今後、洪水やさまざまな災害が発生した場合に、この周辺の現況のアクセス道路自体が多く町の足かせとなってしまうようにするためにも、何らかの対策が急務であると考えますが、いかがでしょうか。

(3) これら町民へ降りかかる問題点を踏まえ、新庁舎建設の完了までに新庁舎までのアクセス道路の建設も完了させることが責務であると考えますが、工期、そして財源はどのようなものか伺います。

私は、防災庁舎としての機能を完璧に果たすためにも、新庁舎建設と同時期にこれらの問題を抱えているアクセス道路を完成させなければならないと思います。仮にこのような状態で水害が起きてしまった場合、その被災者は新庁舎へ避難することはできませんし、また、新庁舎を利用していた町民は道路が水没する前に早急に帰宅しなければならないという焦りと不安と混乱を招いてしまう危険性があると思います。

このようにアクセス道路が不完全なままの状態では、せっかくの新庁舎は防災庁舎としての機能を果たせずじまいとなると思いますが、どのようにお考えでしょうか。そして、これらアクセス道路の財源はどのようにして捻出するのでしょうか。

続きまして、まちづくりについてであります。

「やる気と得意な部分を持っている民間人を発掘するための方法がありますか」ということで前回の一般質問でも伺った件ですが、今回は細かくお聞きしたいと思います。

地元住民が肯定できる地域の構築のためには、住民自身が、形や程度はさまざまにしろ、自分たちの地域のまちづくりに対して能動的にかかわっていく必要がある。また、「住民に寄り添うべし」という雰囲気にとらわれた行政が用意した形骸的な参加の場に住民が付き添う状態では、住民、行政の双方にとって時間と労力を奪われるだけである。住民がまちづくりに対して楽しみや内発的な目的意識、達成感を感じ、自分自身の意思として前向きな姿勢でかかわれることは、住民自身にとってよいことであるのは自明だが、上述のようなまちづくりの内容、プロセスへの実質的な影響を考えてみても重要な因子である。そのためには、個々の住民がモチベーションややる気を高められる状況が必要である。これは、東京大学生産技術研究所のコメントの一部であります。

また、下関市まちづくり協議会の副委員長で四日市大学長のコメントの一部ですが、行政から

の財政支援に頼らずとも自立した活動が続けられるよう、「コミュニティ・ビジネス」の展開による安定的な自主財源の確保という視点が重要である。地域課題の解決のためには、単なるボランティア活動では現実的に活動の継続は難しいが、少額でもお金を稼げることで日々のやりがいにつながり、その結果、活動の継続性につながっていくことも期待できると。私もこのコメントには同意するところが多く、極論としてまちづくりの成功の最終形は雇用が生まれることだと考えます。

現状では、地元にいる自治会及び地元愛のある方がボランティアでまちづくりの組織を運営していただいております。このまちづくりをビジネス化する仕組みを実践している団体などの情報提供、産業連携をすることがこれからさらに必要になると考えます。雇用が発生し、地域が活性化することになれば、今後も人材を継続的に育成、支援できる豊かな体制が町としても大切になってくると考えます。

ことし2月には、「なんぶ農援」と「なんぶの達者村」が当町特産品であるゼネラル・レクラークの新商品開発で国から認定されたという大変喜ばしい記事を見ました。もちろん、当事業主はやる気になってこの事業に専念するとは思いますが、町としても町のブランド化の確立を目的として、さらなるやる気と期待が今後高まることだと思います。その町としてのやる気を成功させるためには、上述でもありましたけれども、住民の個々のモチベーションとやる気が必要とされており、これまでの各種団体のトップが集まり、まちづくりの会議を開催する従来のスタンスでは成功はできないと私は考えます。そして私は、当町の特産品をビジネス化してやる気を持って頑張る当事業主が今後の「コミュニティ・ビジネス」の先駆者としてなり得る可能性と、その活躍も期待されることになると思いますので、まちづくりにおける紛れもなく「やる気のある住民」として当然推薦されるべき貴重な人材だと思うわけでございます。

また、ほかに他自治体の人材発掘の一例として、運動会や祭りの場を生かして発掘の場としている自治体、活力ある団塊世代をターゲットにして発掘している自治体、継続できる方法で新しいイベントを実施して新しいつながりを持とうとしている自治体などたくさんありますけれども、当町でのやる気や得意な部分を持っている人材の発掘方法はどのようなものがあるでしょうか。

最後に、まちづくりについて「笛吹けど踊らず」というネガティブな発言をちまたでよく耳にしますけれども、でも私たちは吹き続けなければならないし、踊り続けるべきです。なぜなら、笛を吹くのも踊るのも楽しいし、気持ちがよく、そして必要だからです。人にさせるのではなく、みずからがするものだからです。

私たち議員も、先般の台湾視察を初めいろいろなところへ研修に行きましたけれども、それらの研修の目的は最終的にまちづくりのためだと思います。他の国や自治体はどのようなまちづくりをしているのかどうかをレポートし、私たちは町民へ発信することが必要であると考えますし、また、そのまちづくりについて町民と対話や交流することもさらに必要であると考えておりました。

結びになりますけれども、未来の子供たちの笑顔のためのまちづくりになることを祈願し、私からの質問とさせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀嘉一郎議員のご質問にお答え申し上げます。

まず最初に、南部地区から大型自動車で統合庁舎へ向かう際、陸橋の高さ制限や幅員が狭いことによるすれ違い困難、雨天時の冠水などの理由から迂回しなければならないことに対する今後の道路対策の考え方のご質問について、お答え申し上げます。

統合庁舎における連絡道路の整備については、用地検討委員会の用地選定の段階から議論がなされ、全体的に道路幅員が狭いという課題を解消するとともに、利便性のよい道路整備について提言されております。その後、基本計画の策定段階においても、建設用地周辺の道路の現況を把握し、周辺道路網の考え方について建設委員会などで議論がなされてきたところでございます。

建設用地は、南側の県道櫛引・上名久井・三戸線、東側の町道広場・名久井小学校線、西側の町道昼ノ前・名久井小学校線に接しておりますが、いずれも幅員が6メートル以下の道路となっており、歩行者の動線も確保されていないことから、統合庁舎までの連絡道路は歩道を附帯させた車道2車線の構造の道路整備が必要と考えております。

統合庁舎までの主要な連絡道路は、国道4号から進入し、町道虎渡・広場線及び県道櫛引・上名久井・三戸線を通る経路となりますが、庁舎への交通利便性の向上、災害時の避難経路の確保などを考慮し、周辺道路の拡幅改良や歩道整備など、早期に実現する必要があります。

議員ご質問の県道高瀬・諏訪ノ平停車場線と青い森鉄道陸橋との交差箇所は、通行車両の高さが3.8メートルに制限されているほか、道路幅員狭小による大型車両のすれ違い困難、また、短時間の集中豪雨や大雨時に冠水し、一時的に通行不能となる問題を抱えております。

ご指摘の箇所の道路改良について三八地域県民局地域整備部道路施設課に確認したところ、国

道4号、青い森鉄道及び馬淵川が非常に近接しているため、道路整備には複数の関係機関との協議が必要になることと、国道、鉄道陸橋及び橋梁の高さの制限があるため、道路改良が非常に難しい箇所と伺っております。

南部地区から統合庁舎までの連絡道路については、県道赤石沖田面線から県道櫛引・上名久井・三戸線へ通じるルートや国道4号から町道虎渡・広場線経由でのルートなど、複数あると考えておりますので、それらの道路対策について今後検討してまいりたいと思っております。

虎渡・広場線につきましては、昨日、中館議員からもご質問をいただいておりますし、また、まだ正式に私のところに書類等では届いておりませんが、議会建設委員会でも現地を見ながら虎渡・広場線、ここを早急に整備する必要があるのではないかという話し合いになったということをお聞きしております。昨日も平成30年度にまず調査に入りたいということで、今、建設課長にも県民局の道路課のほうにどういう事業でやれば可能か、また、水害地帯という中で何かいい事業がないかと、こういうことも今確認に行くところでありまして、今月22日、県の本庁の河川砂防課の職員と私も個別に懇談する機会を設けております。そういう私どもの状況を県のほうにもお話をしながら、早期にできる方法を考えてまいりたいと思っております。

特にご指摘の陸橋の関係、そしてまた、根市議員からもよく「あそこはもうトラクターも通れなくなるし、もう少し相内方向のほうから入れる新しい橋も必要でないか」というご意見もいただいております。ただ、先ほども申し上げました、非常に構造的に難しいのが、青い森鉄道と国道4号が近接しておりまして、近過ぎて、川を渡って鉄道を越えて国道4号にはそのままつなげられないという構造的な問題がございます。あとは、高速道路のようなインターチェンジみたいな形じゃないと国道にはつなげられない、そういう線路と国道4号線が余りにも近過ぎるといふ課題が一つのネックにもなっている状況でございます。

次に、洪水時などにおける統合庁舎への連絡道路が山側からの進入ルートに限られることに対する周辺道路の対策について、お答え申し上げます。

統合庁舎建設基本計画において、幹線道路に位置づけている国道4号からの進入ルートである町道虎渡・広場線は、馬淵川洪水時に冠水し、通行どめとなるおそれがあるため、早急な道路改良が必要であり、先ほど申し上げました、平成30年度には現地調査を検討しているところであります。

このほか、周辺道路の対策としましては、県道櫛引・上名久井・三戸線は、平成30年度に森越地区の改良工事の完成が見込まれており、その後、埵渡地区、赤石地区についても順次整備が進められることになっておりますので、時間はかかると思いますが、来庁者にとりましては現状よ

り確実に道路網の利便性向上が図られていくものと思っております。

統合庁舎完成以降も交通量を把握し、必要性を検証した上で整備が必要な場合は、関係機関へ協議、要望していくほか、優先順位を確認し、可能なものは特定財源を活用しながら計画的に進めていきたいと考えております。

次に、道路整備における課題を踏まえ、統合庁舎建設完了までに統合庁舎までのアクセス道路の整備完了に要する工期及び財源について、お答え申し上げます。

統合庁舎建設基本計画における道路計画については、建設用地と国道4号や各地域との連携をスムーズにする道路ネットワークの整備が必要であると明記されております。このため、国道4号、県道櫛引・上名久井・三戸線及び町道虎渡・広場線、町道昼ノ前・名久井小学校線を幹線道路と位置づけ、歩行者の安全性を確保しながら円滑に通行できるように、十分な幅員と歩道を設置した道路の整備が必要であると考えております。

町道虎渡・広場線から町道下タ町・長尾下線を経由し、町道昼ノ前・名久井小学校線とを結ぶ新設道路を含めた約600メートル区間は、統合庁舎が完成する平成32年度までに整備し、周辺道路のネットワークについても順次構築してまいりたいと考えております。

連絡道路の整備時期は、優先順位を検討した上で町道虎渡・広場線の道路改良を含め段階的に整備することとし、財源としましては、建設用地内は主として合併特例債を、建設用地外は過疎対策事業債などの活用を見込んでいるところでございます。

庁舎の用地の検討、決定に際しましては、検討委員会のほうも現在の決定した場所に関してはあわせて道路整備も必要であるという、そういうこともつけ加えての決定になっておりましたので、私どもも当然、現段階から道路網整備、これもあわせて整備をしていくと。ただ、全路線3方向から一気に平成32年度までというのは少し無理がありますので、まずできるものに最初に取り組み、そしてまた、先ほども申し上げました虎渡・広場線についても町道になっておりますので、どういう財源を持ってきて、それをさらに過疎債を充当していけば、一番財源をかけないでできるのかと、こういう部分をしっかり検討して取り組んでいきたいと思っております。

次に、まちづくりについて、やる気と得意な部分を持っている民間人を発掘する方法について、お答え申し上げます。

人口減少・少子高齢化社会にあって、地域の担い手不足は深刻な問題となってきております。また、町内において地域の実情に合ったまちづくりを進めていくためには、行政だけの取り組みでは困難であり、ご質問のとおり民間の方や住民の方の参画、協力は必要不可欠であると考えております。

現状では、まちづくりに必要となる人材を発掘、育成し、地域の中にしっかりと定着させていく取り組みとして、さまざまな計画策定の際などにやる気と得意な部分を持っている方々から委員として参画していただき、ご意見を頂戴して行政の取り組みへ反映させているところであります。

現在、当町をモデル地区として取り組んでいる青森県型地域共生社会の構築に向けた事業については、剣吉4地区連合会、三戸駅前町内会連絡協議会にお願いをして三八県民局の指導のもと、地域住民主導による生活サービスの実証事業を進めているところでございますので、この事業に関心のある他の団体の方も気軽に参加できるよう調整しているところであります。

また、今では、町内の若者が中心となり、自主的な活動として毎年開催されている「名久井岳トレイルフェスティバル」、「カラフルフェスタ」は、名久井岳及び周辺の観光資源を有効活用したイベントへ成長しており、県内外の交流人口の増加、町の豊富な果物のPRに大きく貢献しているところでございます。

なお、これらの事業について町では、ホームページを活用してPRや一部職員のボランティアスタッフでの参加という形で支援させていただいております。このイベントは、当町の若い方々が町の活性化、地域の魅力発信のため自主的に取り組んでおり、やる気のある若者の活動の場となっております。

まちづくりは行政だけで行うものではございませんので、今後も、まちづくりに主体的に取り組むさまざまな活動に注視するとともに、町主催のまちづくり事業に対してもこれまで以上に住民の方が参加しやすい環境づくりに努め、一人でも多くのまちづくりを自分のこととして積極的にかかわっていただけるような、町内の皆さまの新たな発見を行っていただければと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありますか。夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） ご答弁いただきました。

アクセス道路の件でしたけれども、基本的には新庁舎完成までにはアクセス道路は完成できないということで、それぞれの路線の工期もそれぞれまだ決まっていないという現状だと思いますけれども、新庁舎を建てることになると、その新庁舎も防災庁舎として機能してもらわないと、住民の人たちの安全というものもおそろかになるかと思っておりますので、新庁舎が完成したら本当に早期にアクセス道路も完成していただきまして、町民の防災庁舎としての機能を万全にしていた

だきたいなと、そういうふうに思います。

また、まちづくりのほうですけれども、ご答弁の中でいろいろな団体の名前が上がってきました。私は、今回質問させていただいたのは、団体というものも必要なんですけれども、やる気のある個人といったような人選も必要なのではないのかなということでした。そういった部分に對しまして町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） いろいろな会合、また、計画づくりなどに関しては2つのやり方があるだろうと思っております。1つは、各種団体の代表の方々、それは各団体の考えではどういうふうに考えているかということを知りたいと入っていただくもの。また、個人的に非常にやる気がある、また、まちづくりを考えているの方々。今回の第2次総合振興計画においても、いわゆる一般募集もしております。やる気のある方、そういう方々にも委員として入っていただいておりますので、私どもはその計画、会議内容によって変化ももたらしめていくことも必要であると思っております。

ですから、全てが団体代表の方々だけで議論しているということでもうまいかなだろうし、そして私どもが今、意識してメンバーを考えているのは、まず女性に入っていただくということと若い人たちに入っていただくと。こういうことをまず考えながら編成をしているところであります。

今、非常に若い人たち、特に男性群で若い人が頑張っています。6次産業に取り組んでいる方々、また、先ほども言った「カラフルラン」、「名久井岳トレイルラン」、そういう部分は若い人たちが自分たちで主体的に行っております。非常に盛り上げていただいております。そういう方々を我々行政としていかに支援していけるか、財政的な支援だけではない、やはり多くのボランティアが必要である、そういうときには、職員も先ほど言いました、ボランティアとして出て、人的支援もするとか、支援の仕方はいろいろあるかと思っておりますので、その都度必要な支援をしていきたい。

先般も私は若いそういう頑張っている方々との会合、懇親会もやりました。本当に燃えています。そういう方々をしっかりと生かしていきたいなと思っておりますし、今、達者村のメンバーたちのほかに「南部農夢」のメンバーたち、若いメンバーですけれども、もう少し積極性を持ってもらえるような形にしていかなければならないなと思うしております。

いずれにしても、夏堀議員が言ったような、決して団体だけの部分でやっていこうという考えではございません。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） 先ほどまちづくりのほうで「コミュニティ・ビジネス」というようなことを申しあげましたけれども、「なんぶ農援」とさんと「なんぶの達者村」が国から認定を受けたという記事を見たというような話をしましたけれども、こういうような大きな出来事を活用して、町のブランド化の確立というものもしていくことも必要だと思っておるんですけれども、そのためには町としてのバックアップも必要になってくると思うんですが、その点について町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まさしく私は先般、若い人たちといろいろな懇談をしたという、「なんぶ農援」の岩間さんも入っての話でございました。今、国のほうに申請しているという話も聞いて、今度一緒に仙台のほうに行こうと、こういう話までできております。

ですから、そういうやる気のある方々はしっかりと支援をしていきたいというのが、先ほど申しあげたそういう内容でございます。

○議長（馬場又彦君） これで夏堀嘉一郎君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） これをもちまして、本日の日程は全部終了しました。

なお、3月7日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前11時35分)

平成30年3月7日（水曜日）

第78回南部町議会定例会会議録

（第4号）

第78回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成30年3月7日（水）午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成30年度南部町一般会計予算
- 第2 議案第2号 平成30年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第3 議案第3号 平成30年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第4 議案第4号 平成30年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第5 議案第5号 平成30年度南部町介護保険特別会計予算
- 第6 議案第6号 平成30年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第7 議案第7号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第8 議案第8号 平成30年度南部町病院事業会計予算
- 第9 議案第9号 平成30年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第10 議案第10号 平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第11 議案第11号 平成30年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第12 議案第12号 平成30年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第13 議案第13号 平成30年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第14 議案第14号 平成30年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第15 議案第15号 平成30年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第16 議案第16号 平成30年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第17 議案第17号 平成30年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第18 議案第18号 平成30年度南部町名久井岳財産区特別会計予算
- 第19 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第20 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（平成29年度南部町一般会計補正予算（第5号））
- 第21 報告第3号 専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 第22 議案第19号 南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 第23 議案第20号 南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第21号 南部町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第22号 南部町集落農業研修センター条例を廃止する条例の制定について
- 第26 議案第23号 南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第24号 指定管理者の指定について（苫米地集会所他30施設）
- 第28 議案第25号 指定管理者の指定について（南部町名川老人福祉センター他3施設）
- 第29 議案第26号 指定管理者の指定について（南部町鳥舌内すこやかセンター他1施設）
- 第30 議案第27号 指定管理者の指定について（南部町健康増進センター他1施設）
- 第31 議案第28号 南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第29号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議案第30号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第34 議案第31号 南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第35 議案第32号 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第36 議案第33号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第37 議案第34号 南部町承認地域経済牽引事業計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第38 議案第35号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第39 議案第36号 南部町老人福祉センター条例及び南部町保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第40 議案第37号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第41 議案第38号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第42 議案第39号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第43 議案第40号 南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 第44 議案第41号 南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第45 議案第42号 南部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第46 議案第43号 南部町営地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第47 議案第44号 南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第48 議案第45号 南部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第49 議案第46号 南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第50 議案第47号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 第51 常任委員会報告
- 第52 委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君
13番	根 市 勲 君	15番	馬 場 又 彦 君
16番	川守田 稔 君		

欠席議員（1名）

14番	工 藤 幸 子 君
-----	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	金 野 貢 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君
商工観光交流課長	久保田 敏 彦 君	建 設 課 長	川 村 正 則 君
会 計 管 理 者	小 山 万紀子 君	医療センター事務長	佐々木 大 君
老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	高 橋 力 也 君	学 務 課 長	中 村 貞 雄 君
社会教育課長	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	松 橋 悟 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 里 司	次 長	夏 坂 由美子
総 括 主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第78回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第1号から議案第18号の上程、委員会付託

○議長（馬場又彦君） お諮りします。日程第1、議案第1号から日程第18、議案第18号までの平成30年度南部町各会計予算18件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第18号までを一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました議案18件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第18号までの議案18件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。

委員長及び副委員長を互選するための予算特別委員会をこの席から口頭をもって招集します。

本日、本会議終了後、この議場において開催しますのでご了承願います。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第19、報告第1号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（金野 貢君） おはようございます。

それでは、議案書は1ページから6ページになります。

説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

報告第1号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

昨年12月、地方税法施行規則が一部改正されまして、平成30年1月1日から施行されました。これに伴いまして、南部町町税条例内において引用しております条項番号にずれが生じたため、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、平成29年12月28日付で専決処分を行い、同日公布したものでございます。

条例の施行日は平成30年1月1日とし、所要の経過措置を設けております。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めるものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第1号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第1号は原案のとおり承認されました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第20、報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、平成29年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 企画財政課長です。おはようございます。

それでは、議案書の7ページをお願いいたします。議案書のほうでございます。

報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることにつきましてご説明いたします。

処分理由につきましては、ふるさと納税寄附金の増額に伴いまして返礼品代の支払いが不足することから、平成29年度南部町一般会計予算を補正する必要があるため、専決処分したものでございます。

9ページをお願いいたします。

平成29年度南部町一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,486万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億6,210万2,000円とするものでございます。平成29年12月28日付で専決処分しております。

歳出から説明いたします。18ページをお願いいたします。

2款総務費1項1目一般管理費は9,486万6,000円を追加とするものとしております。8節報償費は寄附者の方々に対します返礼品代、12節役務費は返礼品の送料となっております。13節委託料は寄附金の受け付けや配送管理の委託業務となっております。

続きまして、17目地域振興基金費は1億5,000万円を追加するもので、今年度において寄附金を基金に積み立てし、積み立てました額は平成30年度において同額を取り崩しまして各種事業に

充当することとしております。

続いて、歳入をご説明いたします。16ページをお願いいたします。

9 款地方交付税 1 項 1 目地方交付税は9,486万6,000円を追加するもので、今回の補正予算の一般財源としております。

次に、16款寄附金 1 項 1 目一般寄附金につきましては1 億5,000万円を追加するもので、ふるさと納税寄附金の増額によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第 2 号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第 2 号は原案のとおり承認されました。

◎報告第 3 号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第21、報告第 3 号、専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） おはようございます。

それでは、報告第3号、専決処分した事項の報告について、損害賠償の額を定め和解することについてご説明いたします。

説明資料の2ページをお開き願います。

交通事故等により発生しました損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分したものを地方自治法の規定により報告させていただくものでございます。

最初に、報告第3号の1、専決処分第12号についてご説明いたします。

日時等でございますが、平成29年10月4日午前8時40分ごろ、場所は南部町大字下名久井字田端地内でございます。相手方は南部町在住の69歳の男性、過失の割合につきましては相手方の損害のうちの80%を負担ということになりました。損害賠償額は11万7,452円、示談日は平成29年12月8日でございます。事故の内容でございますが、南部町が所有する車両を私有地から町道へ右折させた際、右側のほうより直進してきた相手方車両と接触したものでございます。

次に、説明資料の3ページをお開き願います。

報告第3号の2の専決処分第1号になります。

日時等でございますが、平成29年12月11日午前8時25分ごろ、場所は南部町大字鳥舌内字沢田地内でございます。相手方は南部町在住の61歳の男性、過失の割合につきましては相手方の損害のうちの100%を負担ということになりました。損害賠償額は39万7,880円、示談日は平成30年1月4日でございます。事故の内容でございますが、南部町が所有する車両が上りを走行中、路面が凍結していたため、上り坂を上れずそのまま後方に滑りおりてしまい、後方に停車していた相手車両と衝突したものでございます。

なお、損害賠償については、保険、一般財団法人全国自治協会青森県町村自動車共済にて対応してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで報告第3号を終わります。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第22、議案第19号、南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは、議案第19号、南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の4ページをお開き願います。

趣旨でございますが、各種交流施策を通じて人口減少対策などを効果的に推進していくため、新たに交流推進課を設置するとともに、商工観光交流課の名称を商工観光課に改めるために条例の改正を行うものでございます。

交流推進課の分掌する事務は、1つが人口減少対策の企画、立案及び調整に関すること、2つ目が国際交流、地域間交流に関すること、3点目が達者村に関すること、4点目がグリーンツーリズムに関することとなります。総合振興計画、総合戦略で最重要課題として重点的に取り組むことにしている移住定住、都市交流施策により人口減少対策を効果的に推進していくため、これに特化した課を設置するものでございます。

施行日は平成30年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 課員の人数、大体予定をしていると思うんですが、何人ぐらいの予定ですか。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 新しく設置する交流推進課については8名の予定で現在おります。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第23、議案第20号、南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは、議案第20号、南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の5ページをお開き願います。

趣旨でございますが、国の個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正に伴いまして、町の個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

内容でございますが、1点目が個人情報の定義を明確に整備したもので、定義の中に個人識別符号が含まれるものとして明確に定義されたものでございます。2点目が要配慮個人情報の取り

扱いの規定の整備として、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害をこうむった事実等を不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、特に配慮する情報と規定するものでございます。３点目が罰則規定の整備で、個人情報をご自己または第三者の不正な利益のために用いた職員等を処罰するための罰則規定を国と同様に整備したものでございます。

なお、新たに条例に罰則規定を設ける場合は検察協議が必要であり、当町では青森地方検察庁での協議を終えております。

施行日は平成30年４月１日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第24、議案第21号、南部町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 説明資料の6ページをお願いいたします。

議案第21号、南部町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、必要な事項を定めておりまして、引用している規定について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、1点目が「心身障害者」を「身体障害者」へ改めること、2点目としまして、要綱の改正に伴いまして、引用する要綱名を改めること、3点目として、法律では老齢福祉年金関係情報は特定個人情報に含まれていないことから削除するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号から議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。日程第25、議案第22号、南部町集落農業研修センター条例を廃止する条例の制定について、日程第26、議案第23号、南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第22号及び議案第23号の議案2件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは、議案第22号から議案第23号について一括でご説明いたします。

説明資料の7ページをお開き願います。

最初に、議案第22号、南部町集落農業研修センター条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

小波田農業研修センター、相内農業研修センター、埴渡研修館、杉沢研修館、滝田研修館及び小泉集会所の6施設を南部町集会所条例に移行することに伴い、本条例を廃止するものでございます。

中ほどに施設の一覧表を記載しておりますが、番号①の小波田農業研修センター、②の相内農業研修センターの施設の名称が、集会所条例に移行後、小波田町内会館、相内町内会館にそれぞれ変更になります。また、施設の運用については、集会所条例に移行しましてもこれまでどおり特に変わるものではございません。

施行日は平成30年4月1日になります。

次に、説明資料の8ページをお開き願います。

議案第23号、南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨でございますが、南部町集落農業研修センター条例が廃止されることに伴いまして、所管がえをする6施設を追加し、また剣吉地区及び広場地区（広場団地内）に新築した集会所施設を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

追加する施設は、表に記載のとおり①から⑥の施設は集会所条例に移行し追加する6施設で、

新築により追加する施設は⑦の広場台集会所、施設の設置場所は南部町大字平字虚空蔵 8 番地 5、⑧の上中町公民館、施設の設置場所は南部町大字剣吉字上町 9 番地 1 の 2 施設でございます。

施行日は平成30年 4 月 1 日になります。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号及び議案第23号の議案 2 件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第22号及び議案第23号の議案 2 件は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号から議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。日程第27、議案第24号、指定管理者の指定について（苔米地集会所外30施設）、日程第28、議案第25号、指定管理者の指定について（南部町名川老人福祉センター外 3 施設）、日程第29、議案第26号、指定管理者の指定について（南部町鳥舌内すこやかセンター外 1 施設）、日程第30、議案第27号、指定管理者の指定について（南部町健康増進センター外 1 施設）の議案 4 件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第24号から議案第27号までの議案4件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは、議案第24号から議案第27号について一括でご説明いたします。

説明資料の9ページをお開き願います。

議案第24号、指定管理者の指定について（苔米地集会所外30施設）についてご説明いたします。

平成30年3月31日で指定期間が終了する30施設及び平成29年度に建設した1施設について、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間につきまして指定管理者を指定するものでございます。

なお、指定管理者となる団体等については、9ページから10ページにかけての表のとおりでございます。10ページの表の26をごらんください。

平成29年度に建設しました上中町公民館については、指定管理者となる団体の名称は上中町町内会、事務所の位置が南部町大字剣吉字上町9番地1でございます。平成30年3月31日で指定期間が終了する後の30施設については、指定管理者となる団体の名称等これまでの指定管理者と同様でございます。

なお、先ほどの議案23号、南部町集会所条例の一部を改正する条例に追加した広場台集会所については、公営住宅法により指定管理者を置かず町が管理運営することになります。

次に、説明資料の11ページをお開き願います。

議案第25号、指定管理者の指定について（南部町名川老人福祉センター外3施設）についてご説明いたします。

健康福祉課所管の4施設について、平成30年4月1日からの3年間につきまして指定管理者を指定するものでございます。指定管理者を指定する施設は南部町名川老人福祉センター外3施設で、指定管理者となる団体の名称等については中ほどの表のとおりでございます。団体等の名称等はこれまでと同様でございます。

次に、説明資料の12ページをお開き願います。

議案第26号、指定管理者の指定について（南部町鳥舌内すこやかセンター外1施設）について

ご説明いたします。

平成30年3月31日で指定期限が終了する農林課所管の2施設について、平成30年4月1日から3年間につきまして指定管理者を指定するものでございます。指定管理者を指定する施設は、表のとおり鳥舌内すこやかセンター外1施設で、指定管理者となる団体等の名称等はこれまでと同様でございます。

次に、説明資料の13ページをお開き願います。

議案第27号、指定管理者の指定について（南部町健康増進センター外1施設）についてご説明いたします。

商工観光交流課所管の2施設について、平成30年4月1日からの3年間につきまして指定管理者を指定するものでございます。指定管理者を指定する施設は、表のとおり、指定管理者となる団体等の名称等はこれまでと同様の団体でございます。

以上で議案第24号から議案第27号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 議案第27号のほうについて質問します。

これは一般予算の中でも明示されて明らかなですけれども、ここの施設が今までは指定管理料というのを計上した上でここということをやっていました。ただ、今回はありません。ないということは、今までと指定管理の業務の内容、また管理の内容ががらりと変わるということに私は解釈しますので、ここがどういう管理の仕方をしていくのか、管理のさせ方というのか、またどこまで経費的なところをチェックした上で指定管理していくのか。また、この一般財団法人は、1年2年で赤字を出せば解散しなきゃいけない団体であります。これを3年間、同じ条件でやるという条件、この辺が、私は変えるんであれば少なくとも1年、様子を見るために1年の契約にするとか、そこまで検討したのかどうか。まず、その根本的に大きく変えた理由と管理の仕方について説明をお願いします。

○議長（馬場又彦君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（久保田敏彦君） ただいまのご質問についてご説明したいと思います。

まず業務と管理の内容でございますけれども、基本的に従来と業務あるいは管理の内容としては変わりはございません。

今回、一般財団法人南部町健康増進公社を指定管理者として指定するということにしました点につきましては、まずこの公社は、健康増進や交流を設置目的としましたバーデハウス等の運営管理を行わせるために、当時は村でございますが、福地村が設置したものでございまして、その上でこれまでずっと指定管理をしているということで、ノウハウと実績を兼ね備えているということですので、バーデハウス等の設置目的、条例にうたっております設置目的を達成するためには引き続き公社に指定管理を行わせることが最善と判断したものであります。

今お話のありました指定管理料のことでございますが、指定管理料につきましては、昨年6月の定例会におきまして町長が答弁しておりますが、修繕費あるいは燃料費などをしっかりと区別して町が支払うことによりまして、公社の経営努力、それが目に見えるような形にして、それが結果に反映されて経営改善につながるということで、平成30年度当初予算におきましては大幅な見直しをしております。

町の設置条例に基づいた目的を果たして、なおかつ公益上の必要性を確保すること、そして今後も利用者に喜ばれることというのを当然大前提にいたしまして、具体的には指定管理料をゼロにしまして、運営の必要経費のうち変動が大きい水道光熱費、燃料費、修繕費を町が支払うということにしまして、公社の職員の意識改革や、あるいは新たなアイデア等を実践していただくことによって収入増が図られると。そしてまた、町が支払う経費以外の経費がございますので、その辺につきましては、そこを節減していただくことで、それが公社の直接的な利益につながるということになりますので、これまで以上に活性化が図られるものと考えております。

参考までに、平成28年度決算に当てはめてみますと、町から支払った指定管理料は7,296万3,740円で、7,300万円ほどがゼロになります。町が支払うことになる燃料費等の合計は7,200万円程度でございます。ですので、平成28年度決算ベースにおきますと差し引き150万円程度、公社の負担が大きくなるということでございますが、事業収入をふやす等の経営努力によって十分に運営可能と考えておるところでございます。

また、議員皆様もご心配かと思いますが、燃料費等を町が負担するということにおきまして、当然経費節減の感覚が薄れるということもやはり考慮しなければなりませんので、その部分につきましては担当課におきまして運営状況の把握に努めて常に確認していく体制をとるということにしております。

また、平成30年度におきましては、バーデハウス等の施設の今後の修理コストの調査、将来的

にいつごろどのぐらいのコストがかかっていくのかという調査を行うこととしております。その調査結果を踏まえまして、将来的な施設管理のあり方は当然検討してまいりたいと考えております。

また、指定管理の期間、1年がいいのではないかとのご指摘でございますが、やはり公社の安定的な経営ということ、そしてこれから経営努力をしてどのような形で運営していくかというのを実践するためには、やはり3年という期間で指定管理しまして、それで公社のほうに運営していただきたいというふうに考えております。

また、先ほどありました、資産が300万円を下回った場合のお話でございますが、議員ご案内のとおり、当然そのようなことがありますと純資産が2期連続して300万円を下回った場合は自動的に解散になるということはございます。ただ、平成29年3月末現在の貸借対照表上の純資産はたしか2,000万円を少し、今ちょっと正確な数字はあれですが、2,100万円ほどの純資産がございましたので、現時点におきましてはそういった意味で3年間の指定管理は十分できるというふうに考えての状態でございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 今の説明はわかりました。ただ、これは予算委員会のときに細かいところをやろうと思っていましたんですが、今、数字も出てきたもんですから。

我々が受けている決算上は、今まで水道光熱費、燃料費というのは昨年は6,257万円ということで我々は決算上は報告を受けております。その前の年は6,710万3,266円、これを燃料費、水道光熱費として払っているということで決算を受けていると。ただ、ことし、今概算で30年度はここに、単純にですね、これは説明を受けてない、単純に去年と同じ経費を別な施設を使ったほかにという7,630万円ぐらいになるんですよ、実際にはですね、燃料費から。というのは昨年より1,000万円も多い予算がここに計上されている。ただ、今、課長の説明の中では修繕費といいますか、そういうものの形で、それを足せばもうちょっと7,000万円近くなるかもしれない。その辺の科目にも計上した金額しか出てないんです、我々がわかるのは。修繕費というのはほかにも出ている、その中のこれも使うんだということで。そうすると予算のときになれば全部の項目を出せということになってしまうんです。だからその辺を私はちょっと危惧したもんですから、実際にこれしかなくて、燃料費と水道光熱費だけ払って、あとは全部やれと。確かにやれるかも

しれません、2,000万円ぐらいのまだ財産があるもんですからね。マイナス300万・300万のマイナス600万円になるまではまだまだ大丈夫だということであるかもしれませんが、よほどここは吟味してやらないと、これとこれが知らないうちに払われていて、出てこない。

そうすれば、金の出しはどういう形でこれからやるんですか。燃料費、それは一旦公社の会計に入れて、公社の会計から相手先に払っていくのか、それとも直接町の会計のほうから請求に応じてやっていくのか。

どこまでそれを考えておいてこういう指定管理の仕方をしようとしたのか、ちょっとこれではわからないんですよ、予算書を見ても今のこれを見てもですね。どこまで吟味した上でそれをやったのかわからないもんだから、私、様子を見るのであれば、1年でやってみて、実際にこうだというのがあったところでさらに3年とかというほうが、相手とよほど検討した上でこの方法でもいけるとなったんだろーと思います、ただ我々はその経過がわからないもんだから、その辺について、どこまで本当に責任を持った形で指定管理として受けれるという自信を持った、相手方がいいと言ったからここを、いや仕事そのものを私は否定するわけじゃありませんよ。公社の方々のやっているのは否定するわけじゃありませんけれども、金が絡むことですから、よほどそこは。今までのように一つの指定管理料を決めれば、それでも決算のときはそれ以上出ていることもありましたけれども、それはお互いに了解した上でのことだったんですが、今回は予算上はあくまでも水道光熱費と燃料費しか出てきてないんですよ。そこにしか出てないんです。ほかの修繕費のどこが予定しているものか、何を予定しているのか全然わからないんですよ、この予算書から見ていけば。これは予算委員会の中で説明するつもりだったかわかりませんが、ただここでぼんと管理者はここと来たもんだから、その辺のところをもうちょっと具体的に説明を受けないと、じゃいいですよ3年間というわけにいかないような気がするんです。

その辺は、これは副町長がその理事長という立場ですけれども、その辺のところのお互いの、理事長の立場で副町長からもその辺の受けるほうの覚悟といいますか、この予算だけでいいと、あとは自分たちで。確かに今までの経緯を見ても、管理料として町から入ったのが、例えば28年度は町から入ったのが7,331万4,000円、そしてそのほかの収入というのが1億7,490万円ぐらいあるもんですから、その中でやりくりすればいい。ただ、去年、28年度は80万7,000円だけの利益と発表になった。その辺を見て、だからその辺がどこまで議論した上でこの方法をとったのか、もう一度説明をお願いします。

○議長（馬場又彦君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（久保田敏彦君） 初めに私のほうから、先ほど説明しました点がちょっと説明足らずの部分があったようですので、もう一度ご説明申し上げます。

町で支払うものは、水道光熱費と燃料費と修繕費、修理代でございます。それを合わせての金額ということになります。

そして、お金の出し方につきましては、一旦公社に入るとい形になりますとこれまでの指定管理料と同様のやり方になりますので、会計の部分をわかりやすくするという意味で直接町が支払います。つまり一旦公社にお金が行くということではなくて、直接町が支払うということでございます。

そして、これまでのこういう形になった経過でございますが、担当課のほうでさまざまなパターンをつくり、それをもちろん副町長、町長、そして財政と十分吟味して、いろいろな形をパターンを考えて長期的なことをつかんで、全て考えた上でこの形が現時点で最善と判断して出したものでございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 私のほうからも申し上げます。

まず、この変更になったのは、これまで何回も議会のほうでも議論になりました。わかりにくいということでございます。確かにそのとおりです。本来であれば詳細に説明すべきであります。ただ議会で今度は公社の中身を詳しく説明するとなりますと相当時間を要しますので、決算時期のときにまとめたところで報告しておりますが、そういうことで見直しが必要だというのが第1点であります。

これまでは、前にも申し上げたときがありますけれども、基本的には人件費は公社が負担、それから先ほどのさまざまな経費につきましては負担割合を定めておりました。互いに話し合いの中で決めて、燃料費はバーデの場合には30%を町が持つ、70%は公社が持つ、そういう負担割合を長年の経験の中から拾ってやってまいりました。

それから、基本的なことを申し上げますと、リンクのほうは、人件費は半々あるいはまた6対4の割合で6が公社負担、4が町の負担、それからプールにつきましてはほとんど町が負担してございました。それは公共的な部分が強いということで町のほうから負担をしていただいております。

ましたが、そういう負担割合になりますとなかなか外から見ているとわかりにくいということで、先ほどお話がありましたように、27年度は6,200万円ですか、28年度は7,200幾らということで数字が変わってきます。

それは、一番大きな変化があるのは燃料費、いわゆる油が極端に上がったり下がりますと負担が少なくなるということで、精算をさせてもらっていました。当初予算では8,000万円ぐらい予算計上してもらっていますが、実質は燃料費が安いときには6,000幾らに下がったり7,000幾ら、逆に高いときには合併後において9,000万円を指定管理料を超えたときがあります。そういうことになりますと非常に向こうもやりにくいし、また町側も数字が動くもんですからやりにくいと。そういうこともあって、今度は町が直接払うということにしました。

そうすると、さっきのような負担割合、細かい部分の負担割合をやるとまたわかりにくいということで、過去の例を見ておきますと、さっき課長がお話ししました燃料費、それから光熱水費、修繕費、これがすごく動きやすい数字でありますので、町のほうから直接支払ってもらえば向こうのほうの経理が余り動かない、やりやすいという部分があります。ただ、事務のほうは今度は町のほうに少し仕事の量がかかってくるようになりますが、ただどちらが払っても係る経費は負担していくということになりますので、そういうまとめ方をしたところであります。

ただ、細かく計算しますと少し公社側のほうに今までよりも負担がかかりますが、それはやはり企業努力してその穴埋めをしていかなきゃならないという私のほうの気持ちもあって、これでいきましょう、よろしいですということで。ただ、何年かやってみて、どうしても負担がかかるときには町長のほうに、そのときには2年なり3年やってみて、無理がかかるときには面倒を見てくださいというお願いはしております。そういうことで、議員の皆さんのほうにも予算のときをお願いをすることがあると思いますので、よろしく願いをいたします。

また、今までどおり決算を報告いたしますので、その部分は指定管理料ということじゃなくて、完全に向こうのほうの経理は経理と。それから、今お話ししたところは町のほうの決算書に出てまいりますので、仕事のやり方は全く変わらない、ただ経理の仕方を、仕組みを変えたということになりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 最後にします。確かに事業報告はやる必要はないんですよね、法律上は。公社は別な組織なもんだから、やる必要ない。これは議会に気を使って報告してくれていると思

うんですけれども。

それともう一つ、ちょっとこれは確認ですけれども、もうけたとき、がばつともうかるときがあるかもしれないんですよ。損したときは、今、理事長が言ったようにお願いして、何とか助けてくださいと。もうかったときは、これは担当課長でいいです、もうかったときは公社のほうで自由にどうやろうということになるわけですよ、ここまでやるということは。その辺のところ、もう一回、それだけ確認します。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 今、大変なときだけの話を申し上げましたけれども、過去において極端にもうかったときの事例はないですが、もしもうかったときには、向こうのほうの職員にも話ししておりましたけれども、寄附行為ができます。町のほうに、極端にもうかって何もかも潤っていったというときの方法、町のほうに寄附ということもできますので、その道は伝えておりますが、なかなかその辺については頭がこういう、わかりましたというのは今までは出てきてないですが、そういう方法もあります。

ただ、今のところはかなり人件費を抑えておりますので、もし余裕、余裕というのは今まで感じたときはありませんが、何年も積み重ねであったときには手当か何かでお返しするという方法も考えております。というのは、余り今度は利益を上げますと税金、国税、それから県のほうにも税金を取られますので、合わせますと恐らく結構な、三十七、八%でしたか、それぐらいの税金を納めなきゃならなくなりますので、その辺はやはり経営者として考えていかなきゃならないと思っていましたので、公社のほうの職員とそこはぴしりと見ていかなきゃならないと思っていました。

以上であります。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。7番山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 今、運営形態というか、支払いのほうが変わるという説明を受けましたが、そこまでやったのであれば、やはり運営する母体というか、今、副町長が理事長を務めるような格好で行われているわけですが、それは一般財団法人ですから、一つの別組織で、会社であるわけですよ。それを我々からすれば、いや町でやっているんだという意識がすごい強い部分

が出ている。そういう中で、やはり人事も自主運営できるというか、町が余りかかわらない、そういう中で自主運営をさせるような、そうすれば働く人たちもやはり我々が頑張らないといけないんだとかそういう思いにもなろうかと思えます。この議員の中からも監査、理事等が入っているわけですが、監事等は町の予算も入っていますからそれは仕方ないことだと思えますけれども、やはりそういう組織自体も自主組織というふうな考え方をしたほうがいいのではないかなと思っております。

ただ、今、世の中、騒がれているのは働き方改革ということで、残業問題とかいろいろ出ているわけですが、その辺もそのことによって公社の働いている人たちの負担が大きくなるとかそういうものであれば大変困ると思うので、やはりその辺も考慮して、金がオーバーするからあれだという話ではなく、その辺も含んだ予算をきちっと立てたほうがいいのではないかなと思っております。赤字だからなくするという話であれば全てのものがなくなってしまうわけですが、やはり町もある程度使って、温泉に入って楽しかったとかそういう方々がたくさんいると思うんです。それはやはりまだ我が町の中である程度賄える部分があると思うので、それは継続してやっていただきたい。ただ、組織改革はやはり必要になってくるのではないかなと思えますので、その辺もちょっと考慮に入れておいてもらえればと思います。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号から議案第27号までの議案4件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第24号から議案第27号までの議案4件は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第31、議案第28号、南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは、議案第28号、南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の14ページをお開き願います。

南部第4分団屯所及び福地第4分団屯所の新築移転に伴いまして、位置を変更するため、消防施設条例について所要の改正を行うものでございます。

1つ目が、南部第4分団屯所の所在地を改正前の「大字沖田面塚ノ越21番地7」から改正後「大字沖田面字塚ノ越21番地2」に改正するものでございます。

もう一つが、福地第4分団屯所の所在地を改正前「大字法師岡字仁渡34番地2」から改正後「大字法師岡字仁渡29番地8」に改正するものでございます。

施行日は公布の日からでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第28号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第32、議案第29号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは、議案第29号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の15ページをお開き願います。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、非常勤職員に関する育児休業期間の延長が可能な場合を追加するとともに、育児休業の取得等を行うことができる特別の事情について明文化、規定の整備をする必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、1点目が非常勤職員（当町ではチェリウスの職員が該当）の育児休業取得可能な期間の延長でございます。最大1歳6カ月に達する日まで育児休業を取得できるとしていたものを2歳に達する日まで取得できるものとするものでございます。

2点目が、育児休業等の取得要件の追加でございます。要件にこれまで国・県とも予想することができなかった事実当たり特別な事情があるものと解釈して運用してきたものを人事院規則で明文化されたことに伴いまして、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを取得要件に追加するものでございます。

施行日は平成30年4月1日からでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。9 番中舘文雄君。

○9 番（中舘文雄君） ちょっとこれ解釈を聞きたくて質問します。

議案書の102ページの中で、第4条に、育児休業にかかわる子について、「保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」という文章になっているんですよ。これはあくまでも本人がここと、ここに入りたいんだと、ただそこは入れないと言われたときも認めるのかどうか。これは町の条文だけじゃない、国全体から来た、この解釈が、どう解釈、町ではこういう条文をつくっているけれども、恐らく、申し込んだ、でもあそこに入れないからまだ休みますというか、まだ休業をとるということにも解釈できるんですよ。南部町の場合は幼稚園と保育所、児童館がなくなるから2カ所。ただ、本人が八戸のどこどこに入りたい、申し込んでいた、そこはことし入れませんでしたといったときに、どう解釈して対応するかというのが問題になる。この辺の解釈の仕方というのは、どこか統一的にこうするという何か来ていますか、ここだけ、確認だけです。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） ご質問ですが、今までこの保育所等における保育云々、当面その実施が行われないことという言葉自体がなくて、国・県ともこれまで要は予想することができなかった事実をまず解釈してやっていました。それを保育所等という言葉をも文化、人事院規則の改正によりまして改正してきたということで、この改正によりこれまでの育休の運用は変わるものではないです。ですから、どこどこ保育所とかそういうものではなくて、ここの部分を今まで特別な事情という解釈で進めたものを言葉にして追加したというだけで、この改正で運用が変わるというものではございません。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第29号を採決します。本案は原案の決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第29号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第30号から議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。日程第33、議案第30号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第34、議案第31号、南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第35、議案第32号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案3件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第30号から議案第32号までの議案3件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは、議案第30号、議案第31号、議案第32号について一括でご説明いたします。

いずれも平成29年10月10日付、青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告にあわせて県に準じて改めるものでございます。

説明資料の16ページをお開き願います。

議案第30号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

期末手当の支給割合が見直されることとなったため、県に準じて南部町議会の期末手当の支給

割合を改めるものでございます。現行の期末手当年額3.0月分から0.1月分引き上げまして、年額3.1月分の支給割合に改めるものでございます。

表下段の第2条の規定では、平成30年4月改正として期末手当の支給割合を6月、12月支給でそれぞれ1.55月分として平準化し、合計で3.1月分とするものでございます。

施行日は、第1条の規定が公布の日から施行し平成29年12月1日から適用するもので、第2条の規定は平成30年4月1日でございます。

次に、説明資料の17ページをお開き願います。

議案第31号、南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第30号と同じく期末手当の支給割合が見直されることとなったため、県に準じて南部町特別職の町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合を改めるものでございます。現行の期末手当年額3.0月分から0.1月引き上げ、年額3.1月分の支給割合に改めるものでございます。

施行日は、第1条の規定が公布の日から施行し平成29年12月1日から適用するもので、第2条の規定は平成30年4月1日でございます。

次に、説明資料の18ページをお開き願います。

議案第32号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案第30号、議案第31号と同じく青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて職員の給与月額及び勤勉手当の支給割合を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

制定内容でございますが、第1条の改正としまして、1点目が第20条第2項の改正で、勤勉手当の支給割合を0.15月分引き上げ、従来年間4.05月分から4.20月分に改正するものでございます。2点目が平成29年4月1日から適用する行政職及び医療職の給料表の改正で、別表第1から別表2の改正でございます。青森県人事委員会の勧告に準じて月額給料について若年層に重点を置きながら行政職初任給で1,000円の引き上げ、若年層においても同程度の改定を行い、そのほかは400円の引き上げを基本に改定するものでございます。

第2条の改正としまして、第20条第2項の改正、勤勉手当の支給割合を改めるもので、平成30年4月改正として、勤勉手当の支給割合を6月、12月支給でそれぞれ0.85月分として平準化するものでございます。合計では平成29年12月改正の年間の賞与4.2月分と同額でございます。

施行日は、第1条の規定が公布の日から施行し平成29年4月1日から適用するもので、第2条

の規定は平成30年4月1日でございます。

なお、議案第30号の町議会議員の期末手当と議案第31号の特別職の職員の期末手当は年間では3.1月分と同じでございますが、議案第30号の町議会議員の期末手当の支給割合は、6月支給、12月支給の割合がそれぞれ1.55月分と平準化されております。これは議員任期の関係、9月の改選であるため不公平が生じないように平準化されているものでございます。

以上で議案第30号から議案第32号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第30号から議案第32号までの議案3件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第30号から議案第32号までの議案3件は原案のとおり可決されました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前11時05分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時16分）

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第36、議案第33号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松橋 悟君） それでは、説明資料19ページをお開き願います。

議案第33号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

趣旨ですが、国が交付する農地利用最適化交付金を反映した報酬を農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員へ支給することができるよう条例に農地利用最適化推進委員を追加し、農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の報酬に活動成果実績に応じて支給することができる能率給を追加するものです。

内容ですが、別表の改正を行なうもので、委員の区分の欄、スポーツ推進委員の次に農地利用最適化推進委員を追加し、報酬の額の欄、農業委員会委員と農地利用最適化推進委員のそれぞれの報酬に能率給の支給を追加するものです。

ここで言う能率給とは、農業委員と農地利用最適化推進委員の活動で、高齢や後継者不在などの理由により耕作ができないような方と経営規模拡大を望む方との間に入って仲を取り持ち、農地の売買や貸し借りを成立させたり、耕作放棄地の所有者に対し再生するよう働きかけ、再生に至ったとき、その活動成果実績に応じて支給することができる報酬のことです。

国が交付する農地利用最適化交付金は、活動成果実績に交付されるもので、農地パトロール作業などのように単に勤務日数に日額を乗じての支給とはならないため、日額とは別に委員の成果実績割合により配分して支給することができるようにするためのものとなります。

なお、能率給の財源は全額が国から交付される農地利用最適化交付金になります。

施行日は平成30年4月1日からです。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。8番八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） 今の説明の中で能率給の配分に関しましてですけれども、具体的にど

ういう状態の配分になるのか、その中身をちょっと教えてもらいたいですけれども。

○議長（馬場又彦君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松橋 悟君） 例えば農業委員さんが10日間の活動実績があり、その10日間で農地の耕作放棄をしている方を再生させるまでに至ったといった場合に、10日間については日額の報酬、農業委員さんの場合1日5,900円が支給となります。それとは別に、再生に至ったことに対して国のほうから再生できた実績としての交付金を別に町のほうに交付されることになりますので、それを委員さんのほうに分けることになります。ですので、委員さんは農業委員が16名、最適化推進員が14名、全部で30名おりますが、それぞれ委員の皆さんは活動を行っているわけですが、やはり活動を行っているんですが、再生に結びつくことができた方、また活動をいろいろしているんですが、まだ再生までには至っていないといった場合に、再生に至った部分に関して国のほうで交付されるものがありますので、それを人数で割るという形の支給になります。

○議長（馬場又彦君） 8番八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） 実際、町の名で来たとして、その部分ののりつけの出し方もほぼ面積によるのか、そういう部分をちょっとお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松橋 悟君） 交付金の算式ですが、国から示されておるのが、農業委員の数掛ける基準単価1人1万4,000円、一月ですね、掛ける12カ月分というのがまずありまして、それに成果に応じた評価点というのがありまして、それを乗じて交付されることになります。仮に、もらえるとき最低額というのがあるんですが、遊休農地の解消で言いますと、例えば目標を立てた面積の40から50%未満、これが最低のラインなんですけど、先ほど申し上げた委員全員分30人掛ける基準単価1万4,000円掛ける12カ月に評価点等の成果率を掛けまして、最低で56万円が南部町に交付されるということになります。ただし、耕作放棄地の解消の目標を39%、要するに40%未満ですね、39%以下だった場合には交付はゼロという形になります。基準単価の一番

のもとになるのは1人1カ月当たり1万4,000円が解消の成果の単価として示されております。
以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第37、議案第34号、南部町承認地域経済牽引事業計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（金野 貢君） それでは、説明資料の20ページをお開き願います。

議案第34号、南部町承認地域経済牽引事業計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例につきましては、昨年いわゆる地域未来投資促進法として大幅な法改正が行われまして、これに基づき昨年条例の一部改正も行ったところであります。

その後、八戸圏域連携中枢都市圏における産業振興部門の担当におきまして、この法に基づく基本計画の策定を進めておりまして、昨年12月22日に国の同意を得ることができました。これを受けまして、国から同意を得た基本計画に記載されている産業分野の工場施設等に対する固定資産税の課税免除に関し、圏域構成市町村が足並みをそろえて同様の内容となるよう条例を整備し、企業を支援していくこととなったため、条例を改正するものであります。

改正内容としましては、課税免除の対象となる施設につきまして、現行条例では「法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って設置される施設」としていたところですが、これを八戸市の条例に倣いまして「法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のために設置した施設」を対象とするように条例名及び字句を改めるほか、先般総務省令の一部改正が行われたので、これに伴い引用条項や対象金額等を改めるものでございます。また、改正されるこの条例を引用しております南部町工場誘致条例につきましても、附則におきまして引用条例名を改める改正を行うものでございます。

この条例の施行日は公布の日としまして、法に基づく基本計画への同意を受けた昨年12月22日から適用するというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第38、議案第35号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（金野 貢君） それでは、説明資料の21ページをお開き願います。

議案第35号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

このたび国民健康保険法施行令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容としましては、1点目として、いわゆる国民健康保険の都道府県単位化が平成30年度から行われることとなるため、町で徴収する国民健康保険税を県へ支払う納付金に充てられる旨の規定を加えるものでございます。2点目としましては、国保税の基礎賦課額の限度額を54万円から58万円に4万円引き上げるものです。3点目としましては、国保税の軽減対象世帯を拡充するため、軽減判定を計算する際の被保険者数に乘じられる金額を5割軽減世帯にあっては27万円を27万5千円に、2割軽減世帯にあっては49万円を50万円にそれぞれ引き上げを行うものでございます。

この条例の施行日は平成30年4月1日とし、平成30年度以後の国保税について適用するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第39、議案第36号、南部町老人福祉センター条例及び南部町保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、説明資料の22ページをお開きください。

議案第36号、南部町老人福祉センター条例及び南部町保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨でございますが、南部町名川老人福祉センターと南部町保健福祉センターぼたんの里及び南部町総合保健福祉センターゆとりあの使用に関して、浴場の使用料に差異があり、サービスの統一化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、3施設それぞれの浴場の使用料、入浴料のことですが、下の新旧対照表のとおり改正し、3施設ともに同じ料金体系に統一するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

改正前の欄は、3施設それぞれの現在の料金体系でございます。特に、下段のゆとりあについては、浴場の使用料に関し規定は何もしていない状況となっております。改正後の欄をごらんください。改正前の3施設それぞれの料金体系を改正後は3施設ともに表のとおりと同じ料金体系に統一するものでございます。

施行日は平成30年5月1日とし、所要の周知期間を設けるものでございます。

以上で議案第36号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第40、議案第37号、南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） 説明資料の23ページをお開きください。

議案第37号、南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、2点ございます。まず1点目ですが、今回の法の一部改正によりまして、国民健康保険の被保険者であって、県外の病院、施設等に入院、入所等をしている住所地特例者につきましては、後期高齢者医療に移行後も引き続き住所地特例者として扱うため、当該住所地

市町村の加入する後期高齢者医療広域連合の被保険者となることが規定されたため、ちなみに当町の場合は青森県後期高齢者医療広域連合となります、このため、引用する条項の追加や整備など所要の改正を行うものです。２点目は、附則第２条につきまして、この附則は平成20年度における規定であることから、全文を削除するものでございます。

新旧対照表は資料のとおりとなっております。

25ページをお開きください。25ページの表は、前ページの新旧対照表の第３条の改正につきまして、具体的に説明したものです。

第３条は、後期高齢者医療の被保険者について規定している条項でございます。

改正前の欄をごらんください。上段から第３条の２号、３号、４号とありますが、いずれの号におきましても住所地特例の適用を受ける被保険者につきまして規定しているものでございます。

改正後の欄をごらんください。改正後の第３条の２号、３号、４号の説明文の最後尾に同様の内容で括弧書きをしてございますが、２号、３号、４号いずれも改正後はこの括弧書きの内容を新たに加えることとするものでございます。

一番下の第３条の５号ですが、新たに号を追加するもので、内容といたしましては「国民健康保険法による住所地特例の適用を受け、県外の施設において75歳に達した者を被保険者とする」という規定を新たに追加するものでございます。

施行日は平成30年４月１日でございます。

以上で議案第37号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第41、議案第38号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） 説明資料の26ページをお開きください。

議案第38号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。趣旨でございますが、国民健康保険の都道府県化に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、2点ございます。

まず1点目の第1条の改正でございますが、青森県が国民健康保険の保険者に加わることとなり、国民健康保険の事務としては県が行う事務と町が行う事務に分かれることになります。このため、県と町を明確にするという趣旨から、町が行う国民健康保険の事務とするものです。見出しについても同様でございます。

2点目の第2条の改正でございますが、国民健康保険の都道府県化に伴いまして、国民健康保険の市町村条例の改正について国から指導されているところでございます。

第2条は、国民健康保険の運営に関する協議会の定数について規定している条項でございますが、この協議会につきまして、改正前の第2条では当町の固有の名称である「南部町国民健康保険運営協議会」としてありますが、改正後は固有の名称ではなく、国からの指導に従い「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」とするものでございます。見出しについても同様に「国民健康保険運営協議会」から「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」とするものでございます。

なお、改正後の当町の「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」自体の名称は、従前か

らの「南部町国民健康保険運営協議会」に変わりはないものでございます。

新旧対照表は資料のとおりとなっております。

施行日は平成30年4月1日でございます。

以上で議案第38号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第42、議案第39号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、説明資料の27ページをお開きください。

議案第39号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨でございますが、2点ございます。

まず１点目ですが、第７期の介護保険事業計画の策定に伴いまして、平成30年度から平成32年度までの各年度における第１号被保険者（65歳以上の方です）の介護保険料率等を改正するものでございます。

次に２点目ですが、介護保険法施行令に基づきまして、平成27年度から平成29年度において実施している第１段階の介護保険料を軽減する措置を平成30年度から平成32年度までの期間も引き続いて実施するため、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、１点目の介護保険料に関しまして、当条例の第２条第１項関係でございますが、表にあるとおり、介護保険料の基準額、第５段階の保険料のことです、これを改正前（平成27年度から平成29年度の欄）年額８万４,０００円（月額７,０００円）から改正後（平成30年度から平成32年度の欄）年額８万８,８００円（月額７,４００円）とするものでございます。

２点目の第１段階の介護保険料を軽減する措置に関しましては、当条例の第２条第２項関係でございますが、表にあるとおり、第１段階の介護保険料を改正前（平成27年度から平成29年度の欄）年額３万７,８００円から改正後（平成30年度から平成32年度の欄）年額３万９,９６０円とするものでございます。

新旧対照表は28ページのとおりでございます。

29ページをお開きください。29ページの表は、前ページの新旧対照表をわかりやすくしたものでございます。

今回の改正は当条例の第２条で、第２条は介護保険料の額を規定してございます。第２条に掲げられている保険料の数値は全て年額でございます。29ページ上段の表は、条例どおりの年額で示した第１段階から第９段階までのそれぞれの保険料の額でございます。下段の表は、上段の表を月額で示したものでございます。

第５段階の欄をごらんください。基準額とありまして、太字で示しています。この第５段階の額が、特に月額のほうでございますが、新聞、ニュース等で報道されている各市町村の介護保険料の額となります。また、第７段階から第９段階につきましては、本人の合計所得金額の上限額が改正後はそれぞれ10万円引き上げられることとなっております。

28ページにお戻りください。

一番下ですが、施行日は平成30年４月１日でございます。

以上で議案第39号の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第39号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて、日程第43、議案第40号、南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(福田 勉君) 説明資料の30ページをお開きください。

議案第40号、南部町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨でございますが、厚生労働省令で定めている基準の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、まず本条例は、指定介護予防支援事業者、これは要支援1から2までの

認定を受けた方のケアプランを作成し、サービス事業者や関係機関との連絡調整を行う事業所のことで、当町の場合は地域包括支援センターのことを指します。この事業所の諸基準を定めている条例でございます。省令で定めている基準の一部改正に伴いまして、指定介護予防支援等の事業に関し、運営に関する基準や介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準などについて改正するほか、文言や条項の整理など、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては資料のとおりとなっております。

施行日は平成30年4月1日でございます。

以上で議案第40号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第40号は原案のとおり可決されました。

.....
◎議案第41号から議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。日程第44、議案第41号、南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第45、議案第42号、南部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並

びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての議案２件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第41号及び議案第42号の議案２件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、議案第41号から議案第42号まで一括してご説明申し上げます。

説明資料の31ページをお開きください。

まず、31ページの議案第41号の条例及び資料34ページの議案第42号の条例は、いずれも介護保険の地域密着型サービスの基準等を定めている条例でございます。議案第41号のほうの条例は、要介護１から要介護５までの認定を受けた、原則として町民の方に限定されるサービスに係る基準を定めた条例でございます。また、議案第42号のほうの条例は、要支援１から要支援２までの認定を受けた、原則として町民の方に限定されるサービスに係る基準を定めた条例でございます。

まず初めに、議案第41号から説明いたします。

また31ページにお戻りください。

議案第41号、南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、趣旨といたしましては２点ございます。１点目は、介護保険法の一部改正に伴って所要の改正を行うもの、２点目といたしまして、厚生労働省令で定めている基準の一部改正に伴って所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、１点目は、介護保険法の一部改正に伴い、認知症の定義を規定している条項が１項建てから３項建てに改正されたことから、本条例におきましても引用する当該条項を改正するものでございます。

新旧対照表は資料のとおりでございます。

32ページをお願いします。

２点目でございますが、省令で定めている基準の一部改正に伴い、地域密着型サービスの事業に関し人員に関する基準や運営に関する基準等について改正することを初め、介護保険の新たな

施設サービスとして介護医療院が創設されたことから、関連する条項に介護医療院を追加するほか、文言や条項の整理などを行うものでございます。

主な改正の内容でございますが、サービスの種類ごとの主な内容は①番から次のページ、33ページの⑧番までのとおりとなっております。

施行日は平成30年4月1日でございます。

次に、説明資料の34ページをお開きください。

議案第42号、南部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨といたしましては、2点ございますが、議案第41号の趣旨と同様でございます。

内容といたしましては、34ページの1点目及び次のページ、35ページの2点目、これらにつきましても議案第41号の内容と同様でございます。主な改正の内容でございますが、サービスの種類ごとの主な内容は資料のとおりとなっております。

施行日は平成30年4月1日でございます。

以上で議案第41号及び議案第42号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号及び議案第42号の議案2件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第41号及び議案第42号の議案2件は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第46、議案第43号、南部町営地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（中野弘美君） 説明資料の36ページをお願いいたします。

議案第43号、南部町営地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨でございますが、町営地方卸売市場の活性化並びに買受人業者育成のために、市場施設の使用料を見直しすることとしまして、所要の改正を行うものでございます。

別表第41条の改正でございまして、資材倉庫第1種1平方メートルにつきまして月額315円を236円に、第2種1平方メートル当たり月額262円を月額196円に改正しまして、駐車場第1種1区画月額1,620円及び第2種1区画1,080円を削るものでございます。

施行日でございますが、平成30年4月1日からでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第47、議案第44号、南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川村正則君） 議案第44号、説明資料の37ページをお願いします。

南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより道路占用料の額等が改正されたため、所要の改正を行うものです。

内容は、別表といたしまして38ページから41ページにあります新旧対照表のように占用料を改正するものであります。

施行日は平成30年4月1日とするものです。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第44号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第48、議案第45号、南部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川村正則君） 議案第45号、説明資料の42ページをお願いいたします。

南部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

趣旨について、道路標識、区画線及び道路表示に関する命令の一部を改正する命令が施行されたことにより案内標識の識別番号に変更が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、高さ限度緩和指定道路の識別番号を以下のとおり改正前の「118の4－A・B」から改正後「118の5－A・B」とするものでございます。

施行日は公布の日からでございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第49、議案第46号、南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川村正則君） 議案第46号、説明資料の43ページをお願いいたします。

南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨といたしまして、平成29年4月26日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律による公営住宅法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

内容といたしましては、認知症の方などであって収入の申告や報告の請求に応じることが困難な事情にあると認められる入居者について、収入申告義務を免除するとともに、地方公共団体が官公署の書類の閲覧により把握した収入により家賃を決定することが可能となったものでございます。

新旧対照表による改正後の家賃の決定の第13条の4の追加及び44ページ、収入超過者に対する家賃の第31条の3等を追加するものでございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第50、議案第47号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 企画財政課長です。説明資料の45ページをお願いいたします。

議案第47号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてでございます。

趣旨につきましては、青森県新産業都市建設事業団の平成30年度の設置団体各負担金額が変更となることから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、左が現在の計画となっております。（55）としまして、平成29年度において負担する額は合計674万8,000円で、南部町は18万8,000円で行いました。対しまして、（56）としまして、平成30年度において負担する額は、平成29年度と比較しまして総額で17万2,000円の減額となりまして657万6,000円、南部町の負担額は17万7,000円で1万1,000円の減額となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第51、常任委員会報告を議題とします。

本件は、お手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第52、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

本件は、お手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、常任委員

長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

.....

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） これをもちまして、本日の日程は全部終了しました。

なお、3月12日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

ご協力ありがとうございました。

（午後 0 時05分）

平成30年3月12日（金曜日）

第78回南部町議会定例会会議録

（第5号）

第78回南部町議会定例会

議事日程（第5号）

平成30年3月12日（月）午前10時開議

- | | | | |
|---|----|--------|---------------------------------|
| 第 | 1 | 議案第1号 | 平成30年度南部町一般会計予算 |
| 第 | 2 | 議案第2号 | 平成30年度南部町学校給食センター特別会計予算 |
| 第 | 3 | 議案第3号 | 平成30年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算 |
| 第 | 4 | 議案第4号 | 平成30年度南部町国民健康保険特別会計予算 |
| 第 | 5 | 議案第5号 | 平成30年度南部町介護保険特別会計予算 |
| 第 | 6 | 議案第6号 | 平成30年度南部町介護サービス事業特別会計予算 |
| 第 | 7 | 議案第7号 | 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 | 8 | 議案第8号 | 平成30年度南部町病院事業会計予算 |
| 第 | 9 | 議案第9号 | 平成30年度南部町公共下水道事業特別会計予算 |
| 第 | 10 | 議案第10号 | 平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 第 | 11 | 議案第11号 | 平成30年度南部町営地方卸売市場特別会計予算 |
| 第 | 12 | 議案第12号 | 平成30年度南部町介護老人保健施設特別会計予算 |
| 第 | 13 | 議案第13号 | 平成30年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算 |
| 第 | 14 | 議案第14号 | 平成30年度南部町大字平財産区特別会計予算 |
| 第 | 15 | 議案第15号 | 平成30年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算 |
| 第 | 16 | 議案第16号 | 平成30年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算 |
| 第 | 17 | 議案第17号 | 平成30年度南部町大平財産区特別会計予算 |
| 第 | 18 | 議案第18号 | 平成30年度南部町名久井岳財産区特別会計予算 |
| 第 | 19 | 議案第48号 | 平成29年度南部町一般会計補正予算（第6号） |
| 第 | 20 | 議案第49号 | 平成29年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号） |
| 第 | 21 | 議案第50号 | 平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 第 | 22 | 議案第51号 | 平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 第 | 23 | 議案第52号 | 平成29年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号） |
| 第 | 24 | 議案第53号 | 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 第 | 25 | 議案第54号 | 平成29年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |

- 第 26 議案第55号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 第 27 議案第56号 平成29年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）
 第 28 議案第57号 平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）
 追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明
 追加第2 議案第58号 南部町教育委員会委員の任命について
 追加第3 議案第59号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 追加第4 発委第1号 町道虎度・広場線の早期整備に関する決議

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君
13番	根 市 勲 君	14番	工 藤 幸 子 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	金 野 貢 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君
商工観光交流課長	久保田 敏 彦 君	建 設 課 長	川 村 正 則 君
会 計 管 理 者	小 山 万紀子 君	医療センター事務長	佐々木 大 君

老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	高 橋 力 也 君	学 務 課 長	中 村 貞 雄 君
社会教育課長	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	松 橋 悟 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 里 司	次	長	夏 坂 由美子
総 括 主 査	留 目 成 人			

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） ただいまから第78回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第1号から議案第18号の委員長報告、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第1、議案第1号から日程第18、議案第18号までの平成30年度南部町各会計予算の議案18件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案については、予算特別委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。予算特別委員長、沼畑俊一君。

（予算特別委員会委員長 沼畑俊一君 登壇）

○予算特別委員会委員長（沼畑俊一君） おはようございます。

予算特別委員会の審査結果をご報告いたします。

3月7日の本会議において、本委員会に審査を付託されました議案第1号から議案第18号までの平成30年度南部町各会計予算18件につきましては、8日及び9日に本委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、賛成多数により原案のとおり可決しました。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（馬場又彦君） 予算特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略し、討論を行います。討論ありませんか。3番、夏堀嘉一郎君。

（3番 夏堀嘉一郎君 登壇）

○3番（夏堀嘉一郎君） 平成30年度一般会計予算に対する討論を行います。

私は、昨年度の平成29年度一般会計予算に対しましての反対の討論をいたしましたけれども、現在もその考えは変わらず、新庁舎建設の必要性を理解することができません。また、その予算分は医療センター周辺などの洪水対策に充当させるべきだと、今でも確信しております。

よって、一般会計予算に計上されております2款総務費1項総務管理費22目統合庁舎建設費だけは賛成できません。

以上、反対討論といたします。

○議長（馬場又彦君） ほかに反対討論はありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、久保利樹君。

○2番（久保利樹君） おはようございます。

私は、賛成の立場から討論させていただきます。平成30年度一般会計予算ももちろん賛成でございますが、今回は庁舎建設費についての反対討論が出ましたので、私のほうも庁舎建設費のほうの賛成の討論をさせていただきます。

これまで議会の中でもさまざま庁舎の統合性の必要、例えば職員の集約であるとか車両の配置であるとか、今後節約という面でもさまざまなメリットもありますし、建設する金額自体は大きいですが、当然、合併特例債という制度も使用しながらということで、今議会でも一般質問の中で道路整備、アクセス道路、町長のほうからもさまざま前向きな意見がございました。さまざまな面でご配慮いただいて庁舎建設、進んでいきます。これは町民のための庁舎建設でありますので、私はそれをもって町民のためになるものと確信しております。

よって、庁舎建設費を含む本予算に賛成いたします。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

討論がありますので、分別して採決します。

最初に、議案第1号、平成30年度南部町一般会計予算を採決します。採決は起立によって行い

ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（馬場又彦君） ご着席願います。起立多数です。

議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成30年度南部町学校給食センター特別会計予算から議案第18号、平成30年度南部町名久井岳財産区特別会計予算までの議案17件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第2号から議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第19、議案第48号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） おはようございます。

それでは、議案の271ページをお願いいたします。

議案第48号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第6号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,473万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億4,737万円とすることとしております。第2条は、地方債の変更でございます。

292ページをお願いいたします。

292ページ、歳出からご説明いたします。

2款総務費1項9目自治振興費は、900万5,000円を減額とするもので、集会施設建設事業費の確定によるものとなっております。

続きまして、10目地域交通対策費は、581万3,000円を追加するもので、13節の委託料は里バスの修繕料によるものとなっております。

次のページをお願いいたします。

同じく16目公共施設整備基金費は、2億1,999万円を追加するもので、基金への積立金としております。

298ページをお願いいたします。

2款4項2目南部町町長選挙費は、1,039万8,000円を減額するもので、選挙が無投票となったことから執行経費の残を減額するものであります。

続きまして、3款民生費1項2目住民生活費は、908万8,000円を減額とするもので、次のページをお願いします。28節の国民健康保険特別会計繰出金は、919万7,000円を減額しております。保険基盤安定事業費の減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

6目障害者福祉費は、2,046万7,000円を減額しておりまして、主に20節の扶助費でございます。障害者自立支援給付費は、1,918万6,000円の減額としております。利用者の減によるものとしております。

続きまして、3款2項2目保育所費につきましては、1,692万5,000円を増額とするもので、20節の扶助費の保育給付費は処遇改善加算の割り増し分と入所者8名追加によるものとなっております。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費1項3目予防費は、815万4,000円を減額とするもので、13節の各種予防接種業務の確定に伴いまして減額するものとしております。

次のページをお願いします。

同じく4款2項3目排水施設費は、786万3,000円の減額となっております。合併処理浄化槽設置基数の確定によるものとなっております。

次のページをお願いします。

6款農林水産業費1項5目果樹振興費は、1,153万8,000円の減額としており、特産果樹産地育成確立事業は県補助金との調整によるものとなっております。

次のページをお願いします。

同じく11目農村整備費は、2,615万6,000円を減額するもので、19節負担金は県営事業に対しまして町負担分が確定しましたので、974万3,000円の減額とするものでございます。17節の用地買収費と22節の補償費に関しましては、中山間地域総合整備事業の用地取得が難航したことにより減額するものとしております。

314ページをお願いします。

8款土木費2項2目道路橋りょう新設改良費につきましては、1億450万円の減額としております。国の補助金が橋などの長寿命化対策を最優先採択事項としていることから、道路改良事業への採択が非常に厳しい状況となっている結果でございます。

次のページをお願いいたします。

8款6項1目宅地造成費につきましては、6,000万円を減額するもので、盛り土工事に必要な土砂について予定しておりました県の工事が3月末まで工期が延長になりまして、盛り土が不足していることから工事を平成30年度へ延期したこと、あと、前面の町道改良工事を過疎対策事業へ移行したことによるものでございます。これら工事費に関しましては、平成30年度当初予算へ計上しております。

続きまして、9款消防費1項2目非常備消防費は、1,263万6,000円を減額とするもので、消防防災施設及び消防車両整備事業完了によるものとなっております。

320ページをお願いします。

10款教育費4項1目教育振興費は、455万7,000円を増額とするもので、20節の扶助費は保育所と同じく処遇改善加算に伴う増となっております。

326ページをお願いします。

12款公債費1項2目利子につきましては、553万4,000円を減額するもので、地方債の借り入れにおいて、政府資金を利率0.3%と見込んで算定しておりました。現実には0.01%まで下がりましたので、減となるものでございます。

続いて、歳入をご説明いたします。

280ページへお戻りください。

1款町税2項1目固定資産税は、3,427万7,000円を追加するもので、償却資産市町村配分決定による増によるものとなっております。

同じく1款4項1目市町村たばこ税は、1,656万円の減額となっております。喫煙者の電子たばこへの移行に伴い、販売額が減少していることによるものとなっております。

続きまして、9款1項1目地方交付税は、7,347万9,000円を追加するもので、普通交付税の今年

度の交付決定額でございますが、総額46億6,808万5,000円となっております。前年度と比較しますと、5.5%、約2億7,200万円の減額となっております。

次のページをお願いします。

13款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金は、525万2,000円を増額としております。2節の児童福祉費負担金は、保育士の処遇改善加算及び入所児童8名がふえたことによる増額となっております。

次のページをお願いいたします。

13款2項4目土木費国庫補助金ですが、8,016万7,000円を減額とするもので、先ほど歳出で説明しましたが、社会資本整備総合交付金事業の交付額の確定により減額したものとしております。

続きまして、14款県支出金1項1目民生費県負担金は、2,325万6,000円を減額するもので、主に国民健康保険における保険基盤安定事業負担金の確定によるものとなっております。

次のページをお願いします。

14款2項4目農林水産業費県補助金は、1,360万5,000円の減額とするもので、農業次世代人材投資事業や特産果樹産地育成確立事業などの事業費の確定により減額となっております。

続きまして、19款5項3目雑入につきましては、1,558万5,000円を追加とするもので、主に後期高齢者医療療養給付費の前年度精算分1,316万7,000円によるものとなっております。

最後の20款の町債につきましては、第2表の地方債補正で説明いたしますので、276ページにお戻りください。

地方債の限度額を変更するものでございます。一番上の臨時財政対策債は交付額確定により減額調整したもので、次の過疎地域自立促進特別事業債から最後の公共土木施設災害復旧事業債まで、全て事業費確定により調整したもので、総額1億603万9,000円の減額となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 292ページ、293ページにかかわるところで2款総務費1項1目の13節、これは職員の健康診断ということで減額になっていきますけれども、予算が600万円ぐらい、それで減額額が180万円または400万円ぐらいで済んだ、それで済んだということでしょうけれども、

職員の健診率というのは何%ぐらいになっているんですか。本当に職員はそんなに人の異動がないと思ったものだから、それほど数字が違うのはちょっと、何が原因でこんなに違ったか、まずお聞かせください。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） お答えします。

この委託料の182万1,000円の減というのは、職員の健診委託料については70万円ほどの減です。ですから、受診率も例年どおりかなり高い数字でございますけれども、そのほかの減額理由がストレスチェックの委託料なんです。このストレスチェックのほうも病院の職員も含む全職員でストレスチェックを受けていただいていますけれども、ここのストレスチェックの減額が100万円ちょっと、ここが一番大きいわけですが、これが相談窓口、例えば高ストレスとなった場合の相談窓口料として予算化しておりました。ところが、職員の中でこの相談窓口まで行く職員がなかったものですから、ここで100万円ちょっとですけれども減額しております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） そうすれば、行かなくても仕事に支障がないというか、ならいいんですけれども、ちょっと職員のここの予算のところでちょっと減額があったものですから聞きました。

それから次に304ページ、これも衛生費、4款1項3目の予防費の減額とか、それから次のページの1項8目の委託料、集団健診とか、合計額になるんですけれども、この辺は実際に当初予定したうちの何%ぐらいのそういう形になってこう減額措置になっているか、ちょっと数字があるかどうかはわかりませんが、あつたら、実際にそういう受診というか健診というのはどれぐらいになっているのか。そしてまた、それをアップするためにどういう逆に運動といいますか、町民に対して呼びかけをやっているか、その辺をあわせてお答えいただきたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の305ページの下、予防接種の委託料の件でございますが、まずさまざま予防接種の種類、かなり種類がございます、それぞれの見込みの数字といたしますか、ちょっと資料がございませんのでこの場ではお話しできませんが、まず予算に関しては予防接種、住民が希望できる範囲といたしますか数量といたしますか、その量を見込んで当初予算を計上してございますが、3月でこのように減額となったのは、当初の見込みより実際に予防接種された方は少ない結果となったということでご理解いただきたいと思います。

それから、次のページ、2つ目ですが、307ページの中段の健康対策費の集団健診の委託料の減額でございますが、これは当初予算の中でもお話ししましたが、人口の減少等によりまして実際に健診を受ける方自体が減少している傾向にございまして、それでもなお当初予算では健診ができる最大の人数といたしますか、それで積算してございますが、実際は当初の見込みより少ない結果となったということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） そうすれば、この集団健診のことですけれども、まずこれは健診率アップということでいろいろな形で町民の健康に結びつくことだと思うんですけれども、じゃこの率は今は数字的には何%になったかちょっとわからないわけかな、健診率というか、その辺はわかりますか。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 職員の健診につきましては、私のほうからお答え申し上げます。

決裁に上がってきているものを見ますと、出産、それから病気で休んでいる職員以外はほぼ受けておりますので、パーセントで言いますと、私から申し上げますと、手元に正確なものがないですが、99%ぐらい受けていると思っております。これは、庁舎のほうの職員、それから施設、ほとんどの職員に受けていただいておりますし、また、臨時職員にも受けてもらっております。

以上であります。

それからもう1点でございますが、予算を相談のほうの費用にとっておりますけれども、その

中から数名ぐらいしか相談に入っておりませんので、結果的には予算の金額を使わないで済んだということでもあります。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） ページ数は360ページです。4款衛生費の2項清掃費3目排水施設費の19節負担金補助及び交付金の626万3,000円の減額ですけれども、これは合併浄化槽の設置者に対する補助金ということなんだけれども、多分実績でいくと、これは422万8,000円ということだから10基か何ぼと。実際のあれは25基を想定したわけなんだけれども、これは前に全協でも話をしていますけれども、要するに集排施設、それから集排水事業、それから公共下水でやらない箇所、ここについてはもう当然浄化槽設置でいかなければならないということになるので、建設課長はそのPRをしていると言うんだけれども、これは絶対に強くしていかないと、やっぱり環境の問題ですので、当初予算も今年度平成30年度は1,049万1,000円と同じく25基を出しているわけだね。

やはりこういうものは実績を削るという考え方でなくて、できるだけ消化していくということの考え方に持っていかないと、この地域の環境対策というものがおくれていくことになりますので、ひとつよろしくお願いしたいと。これはちょっと10基だと思っただけけれども、まずその辺をちょっと教えてください。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） ご指摘のとおり、25基の分のうち10基分の補助金です、実際この分の補助金ということですので減額になっておりますけれども、前にも述べましたとおり、ちょうど平成29年度からこの5年間の計画ということで立てさせていただきましたということはお答えしたとおりで、それらに対して広報等だけでなくもっと広く住民に周知ということの注意を受けましたので、またそれなりに課に持ち帰りまして十分これらをどのように広く周知徹底していくか、現在進行形の下水道地区の南部地区の加入率についてもそうですけれども、これらについても十分これから周知の方法、広報及び今町でやっておりますホームページ並びにこれらを取り扱う業者の方々といういろいろな面での考え方をもう少し具体的に考え、それらを実施していく

ようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） なぜこの質問をしたかといいますと、全協で話をしているのは記録には残らないわけですね、議事録をとるわけじゃないから。ですので、これをわざわざ取り上げているので、今後5年間の計画でやるというのであれば、やはり先にこういうものをPRしていないと、下水のカバー率が下がっていくので、頑張ってもらいたいということで質問したので。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） ページ数、309ページ。6款農林生産業費の1項3目の中で19節、先ほど補助金に関しましてはちょっと説明を受けましたけれども、私、農業次世代人材投資事業、これの727万1,000円の減額ですね、大体予算から見るとほぼまず半額ぐらいの減額になるのかなという感じがしますし、先ほど特産果樹の602万幾らの減額も、これは県との調整による減額という説明でしたけれども、これと同様なものなのか、その要因をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） まず初めに、次世代人材投資事業についてご説明申し上げます。

平成29年度当初予算で平成29年度の新規、個人3名、それから夫婦1組を予定しておりましたが、平成29年度の個人3名を見込んでいた分が要望がなかったということで減にしております。それから、平成27年度の承認者が1人、事業を取りやめたという結果による減でございます。

それから、特産果樹の補助なんですけれども、県の補助事業に上乘せしております。平成28年度に希望を取りまとめまして平成29年度に県のほうに要望している県補助金なんですけれども、当初要望は12件の要望があり、満額を予算化していたところでございますけれども、県において採択が8件になったということでございます。県の予算配分が見込んでいたとおり満額がつかなかったということでございまして、率にすると64.9%が県の枠範囲で採択になったということで

ございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） わかりました。今の最初のほうの農業次世代人材投資事業のほうについてもう少しお伺いしたいんですけれども、予定は3名とか、個人の応募見込みをしていた中で実際応募者がなかったと。これはこれから農業を後継していく中での大変ありがたい制度かなと思っていましたけれども、応募しても人がない状態なのか、こういうせっかくある補助を利用できるようにするためにはこれから何か対策みたいなものが必要なのかなという感じもしますけれども、その辺に関しましてはどうでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） 町のホームページと、それから定住関係で農業を新しく始める方というのは結構要望がございます。県のこの次世代のほうは意外と条件が厳しいと。5年間の補助ということで、青森県で研修を行いまして、それから各市町村のほうに開始方ということで来るんですけれども、そこに住んでいる方、南部町で農業をやりたいという方が今年度は1人ございましたけれども、その方は八戸に開始方ということで八戸からこの次世代を使うということになっております。

それから、この次世代が結構使い方が難しいということですので、町のほうでは新規就農者、条件を少し緩和しまして補助金を充てているということでございまして、これからもまだまだPRはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに。工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） 同じく309ページの同じく19節の共同防除組織強化支援事業が445万7,000円、要するに予算からしてみたら1台しか購入する団体がいなかったのかなという数字ですが、今町内にある共同防除の所有しているスプレアというのは自動的にわかるわけですが、

も、今後、まだ新年度の予算は750万円ですて新しく3台分は確保しましたよということですが、まず新年度の共同防除組合の予定といいますか、何台ぐらい現在のところ申し込みがあるか教えてください。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） 予算委員会ของときにもご説明申し上げましたが、平成30年度の希望団体は、1団体が「要望」、それから「検討する」が3団体の4団体でございます。さらに、平成31年度につきましても希望をとっておりまして、平成31年度は希望が3団体、検討段階にあるのが2団体で、平成31年度は5台分が検討されております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） 予算委員会でもお話いただきましたが、確認で、なぜこういったまたしつこく質問したかといいますと、2年ほど前の予算委員会の場で、馬場又彦議長が防風網の網の修理の補助もしてほしいと。以前はずっと前から旧南部町、名川町、福地村時代も単体の町では防風網の補助事業がありましたが、破れたりワイヤが切れたということで修理をする方々も、今、防風網の修理業者が1個しかいないですよ。1つの会社ですかね、板柳町の。わざわざ来て3時間かけて修理していくには、やっぱりまとまった量がないと値引きとかはできないという、個人の方々もそれなりに注文したり見積もりをとったりする中で高いということで放置して、破けたままの方がたくさんいらっしゃいます。防風網の破けぐあいによっては、設置されていないという判断をされますと、これは共済組合の加入も変わってくるんですね。防風網を設置してある園地は果樹共済も安くなってきますし、設置していないところは風に弱いだらうということで共済組合に加入するときには高く請求されるという、そういった危惧具合が発生しますので、当時のその2年前の答弁では、このスプレアの補助事業等々が一周して終われるようであれば、その予算を充当していきたいという答弁であったと思いますが、予算は先ほど言ったみたいに平成31年度まで検討している団体がいらっしゃるということは、まだまだこの防風網に関しての事業の考えは出てこない、事業をつくろうというあれはまだないですか。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） 防除組織なんですけれども、現在33団体ということで計画では1年に3台ずつということで、10年で全共防さんに要望しようということで、事業が始まったのが平成27年度でございますので、平成37年度まではこの事業を継続していくということです。

それから、防風ネットの補助なんですけれども、県のほうにも要望いたしまして、特産果樹とかできないものかということでしたけれども、ネットに関しましては消耗品扱いですよということでちょっと難しいという回答はいただいております。それから、特産果樹の補助事業において防風ネットの支柱等の設備は事業で扱えるということになっております。その中において設置した段階において、防風ネットの消耗品的なネットにつきましては、ある程度農業者の方々において積み立てをして賄っていきましようということもありますので、現段階では町といたしましては、そのネットの事業化ということにつきましてはまだ考えておりません。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 工藤正孝君。

○10番（工藤正孝君） では、前におっしゃっていた答弁は違うということになるわけですが、そうであるならば私も各団体さん、いろいろな果樹農家を経営している仲間がいっぱいますので、網の補助は全くないというふうにお答えをしなければなりませんし、個々の対応、消耗品だと、消耗品というのは全てスプレアも含めて全部消耗品であるわけでありますので、財政的にも県とかではなくて、防風ネット全部を立てるほどの額ではないかと思います。農業者が自分で頑張って自分の園地の修理は自分で行うというのももちろんでございますので、そういった周知徹底は今後していきたいと思いますが、少しでも検討材料があるならば、また引き続きお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） 防風ネットにつきましては、これからも県等に採択の中に入れていくという要望は今後も継続して続けてまいります。また、農業団体等から要望等があれば、検討

していかなければならない事項だと思います。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 中館さんは先ほど3回やりましたので。

根市 勲君。

○13番（根市 勲君） 工藤正孝議員と関連するスピードスプレアのことですけれども、これは私が一般質問でスプレアの補助を出した結果でございましたが、大いに活用されてよいことだと思っているけれども、補助を各組合の団体に出しているんだけれども、隣の人がかけてくれと言え、かけてくれないという団体があるんですよ。何のためにこの補助をもらって、俺は町を、この地域をよくしてやるために、助けてやるために補助を出してくれとお願いしたのに、お金ばかりをもらって隣の人の畑にかけてくれないというのは、これはやはり課長のほうからぎりっと組合に言ってもらえないと困るなと思って。（「組合員でないとかけてくれないでしょ」の声あり）いやいや、組合に入っているけど隣の人は入るのとはかでないという、そういうこともあるのよ。だから、その辺も説明して、やっぱり地域をよくしていくために質問したのであって、その団体だけでよくなるつもりで補助を出せと言ったのではございませんよ。そこはやっぱり課長のほうがそのほう、入るなり、どうするか要望をとって、もう少し拡大していってもらわないと、1台しかスプレアはありませんって、もっと困っている人はたくさんいるんですよ。私がそういう面があるから1人で2台も買ってあるんですよ、貸し出ししようかと思って。何のための町の補助を使っているか、その辺は課長がもう少し考えて皆さんに説明したほうがいいと思うんですけども、ひとつよろしくお願いします。（「答弁がないよ」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） スピードスプレアの補助につきましては、防除組合の集団的地域の集団化に対しての補助であります。組合の規約等によりましてその加入者のところにかける、かけないというのは、その組合、各単体の方針に基づいて行うものであると思いますので、町のほうからはそういった組合でない方のところもどうだろうという指導はできないものと思っております。

また、町に共防連がございますので、共防連の会合等があったときにはそのように、どのよう

な体制で行っているのか、どのような方法ですればいいのかなということは共防連のほうとも話し合いをしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 根市 勲君。

○13番（根市 勲君） いや、これは本当に大きくリンゴ果樹にかかわることですよ。10団体があれば、今は34団体だったか、まだまだリンゴをやっている人はたくさんいるんですよ。そのために大いに活用してもらえればなということで一般質問したのであって、そういうものをもらった人たちからそういうことを言われるのであれば廃止したほうがいいの。そこはやっぱり町長が考えて指導して町をよくするためにお願いします、お願いしますと言って俺はお願いされて、ああ、よかったなと思っていたのが、今度はくれてしまったら、今度はそういう一般的な何というか、あらゆる、やっていない人が病気になったりして亡くなるでしょう。そうしたら、誰かがかわってやろうとしたとき、同じく会員に入っているんだからやってちょうだいと言ったら、だめですという、そういう面もあるんですよ。だから、農業委員の方がわかるんだけど、大きい反別の人が木を切ってやめているでしょう。やはり隣の人が手を支えるというのが、町と同じく補助を出して頑張ってもらってやってくれというのが結果につながるんじゃないですか。そういうつもりだから、やはり課長はただその補助補助と出すじゃなくて、やはりもっと会員を集めてよくしてくれみたいな、何というか、手を支える側のほうなんだから、そういう面でリードしてもらえればということ言っているんですよ。個人的にやればトラブル、補助が絡んでいるんだもの。補助という意味をもう少し把握してやってもらえればということでございます。よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） ただいまの件に関しては、先ほどもお答え申し上げましたけれども、スピードスプレアのこの防除に関しては、その防除組織のために補助しているということでございます。それから、個人向けのスプレアにつきましては、産地パワーアップ、それから担い手育成経営体において個人向けのスプレアの機械についても補助事業がございます。

根市議員がおっしゃられましたように、これからの地域の集団化ということで考えれば、共防

連の総会、それから各団体の総会等におきまして、そのように共同防除のあり方について町のほうでも何か意見は述べていきたいと思っております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 304ページです。予防費、ことしといいますか、今シーズンはやはりインフルエンザワクチンが非常に不足したという話を聞いております。それは何で不足したんでしょうか。ご存じでしたら、教えてください。

それで、遅い時期になって、何か1カ月ぐらい待たされて接種したというような方々も何人か知っているんですけども、折しもことしはインフルエンザが大流行ということで、こういった現象というのが大流行のようなことにつながったというような見方というのはあるんでしょうか、ないでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、インフルエンザのワクチンの件でございますが、まず国のほうから12月ころだったと思いますが、全国的にワクチンの製造量が不足していますという通知が来てございまして、実際に委託している医療機関からも12月の初旬ですが、あと数週間分しかないというお話が実際に来てございまして、12月の後半あたりから実際にインフルエンザの予防接種はできないというお知らせもしてございまして、やっと新年に入って1月中旬あたりから供給量といいますか、ワクチンが入ってきてございまして、ワクチンの接種を再開した経緯がございます。

それで、先ほどのご質問、そのワクチンの量といいますか製造がどのようになっているかという趣旨の質問かと思いますが、町としては国のほうの製造会社に対する製造量の注文といいますか、その辺はまだ勉強しないとちょっとわからない状況でございます。

それから、今年度の今シーズンのインフルエンザの流行といいますか、それらのことについてですが、これは新聞等々で報道されていることでございますが、A型のインフルエンザから始まって、同じ人でもまた次B型にかかる、ですから1回発病してもまた2回目といいますか、違う種類のインフルエンザにかかるという状況がことしの特徴といいますか、ということが報道され

ておりますが、今シーズンみたいなパターンといいますか、このようなインフルエンザの傾向と
いいますか、これについては予想はできていなかった状況でございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。

質疑に関しては1人3回までですので、本件1件当たりは3回までですので、その点よろしく
お願いします。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩とします。

（午前10時56分）

.....
○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）
.....

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第20、議案第49号、平成29年度南部町学校給食センター特別会計補

正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） それでは、議案書の331ページをお開き願います。

議案第49号、平成29年度南部町学校給食センター特別会計補正予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,679万7,000円とするものでございます。

341ページをお開き願います。

歳出からご説明いたします。

1款1項1目の給食管理費は、2節給料、3節職員手当、19節負担金を合わせて人件費に係るものとして3万9,000円の増、11節の需用費については、食缶前処理機が経年劣化により故障し、修繕料に不足が生じたため、100万円の増となるものでございます。合わせまして、103万9,000円の増となるものでございます。

次に、歳入を説明いたします。

338ページ、339ページをお開き願います。

2款1項1目の一般会計繰入金は、歳出の増に伴い103万9,000円の増となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第21、議案第50号、平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、議案書の343ページをお開きください。

議案第50号、平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,684万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,161万8,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。主なものをご説明いたします。

356、357ページをお開きください。

下段からの2款の保険給付費でございますが、給付額の決算見込みによりまして1項1目の一般被保険者療養給付費につきましては、2,071万1,000円を減額するものです。

次のページ、358、359ページをお開きください。

上段の2項1目の一般被保険者高額療養費につきましては、高額調剤の適用内容が拡充したことによりまして高額医療費が見込み以上に増加したため、1,000万円を増額するものでございます。

2段目、3款後期高齢者支援金及び3段目、6款介護納付金は、いずれも社会保険診療報酬支払基金への負担金でございます。3款は2,649万円の減額、6款は3,070万6,000円の減額で、いずれも被保険者の減により減額となるものでございます。

次に、176、177ページをお開きください。

下段の7款共同事業拠出金でございますが、これは青森県国民健康保険団体連合会への負担金でございます。7款1項1目高額医療費共同事業拠出金及び次のページ、360、361ページをお開

きください。上段の２目保険財政共同安定化事業拠出金を合わせまして、７款につきましては１億３万１,０００円の減額となっております。これは、高額医療費の当初の積算時における調剤の価格につきまして、平成２９年２月の国の緊急薬価改定におきまして拡充の対象となる調剤が当初と比較して５０％引き下げられたことによるものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。主なものをご説明いたします。

３５０、３５１ページにお戻りください。

上段の３款１項国庫負担金及び中段の２項国庫補助金、下段の社会保険診療報酬支払基金からの５款１項前期高齢者交付金、次のページ、３５２、３５３ページをお開きください。上段の６款１項県負担金、中段の青森県国民健康保険団体連合会からの７款１項共同事業交付金ですが、これらは本年度の交付決定または見込みによりまして、それぞれ増額または減額をするものでございます。

下段、９款１項１目一般会計繰入金でございますが、９１９万７,０００円を減額し、総額を２億５,３５０万６,０００円とするものです。これは、被保険者の減に伴う軽減世帯数の減少によることや各事業の完了及び事業費等の確定見込みなどによりまして、各節の一般会計からの繰入金を増額または減額するものでございます。

３５４、３５５ページをお開きください。

中段、９款２項１目財政調整基金繰入金でございますが、４００万円を増額し、総額を４,４４５万８,０００円とするものです。これは、財源の不足分を国保特別会計の財政調整基金から繰り入れるものでございます。

下段、１１款２項１目一般被保険者第三者納付金でございますが、これは事故等により第三者から加害を受けた医療費の損害賠償金である第三者行為納付金のことでございます。多額の賠償金が発生した事故によりまして増額をするものでございます。

以上で議案第５０号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第22、議案第51号、平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、議案書の365ページをお開きください。

議案第51号、平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,883万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,390万円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。主なものをご説明いたします。

378、379ページをお開きください。

上段、1款1項1目総務管理費でございますが、82万9,000円を減額とするものです。これは、職員人件費の調整に伴う増額と事務費等の確定及び確定見込みによる減額で、合わせまして82万9,000円を減額するものでございます。

380、381ページをお開きください。

2款の保険給付費でございますが、上段の1目介護サービス等諸費から、382、383ページをお開きください。上段の2つ目、6目介護予防サービス等諸費まで、2款合わせまして6,333万4,000円を減額し、総額を25億6,172万2,000円とするものです。これは、介護保険のサービス給付費の確定見込みによるものでございます。

下段、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、1,442万4,000円を減額し、総額を2,326万4,000円とするものです。これは、職員の人件費につきましては調整に伴い増額となったほか、主に19節負担金補助及び交付金でございますが、説明欄の訪問型サービスと通所型サービスにつきましては、当初の見込みより利用件数が減となる見込みのため減額となり、合わせまして1,442万4,000円を減額するものでございます。

384、385ページをお開きください。

上段、3款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費でございますが、ケアプラン作成の委託件数が減となる見込みから、256万円を減額するものです。

下段、3款2項1目介護予防普及啓発事業費でございますが、職員人件費につきましては調整に伴い増額、事業費や事務費等につきましては確定及び確定見込みによりまして減額、合わせまして120万4,000円を減額するものです。

388、389ページをお開きください。

2段目、3款3項4目任意事業費でございますが、295万2,000円を減額するもので、13節委託料の配食サービス業務につきまして、当初見込みのサービス利用件数が減となる見込みから216万円を減としたことが主な理由でございます。

390、391ページをお開きください。

下段、4款1項1目介護給付費準備基金積立金でございますが、791万5,000円を増額し、総額を1,078万7,000円とするものです。これは、介護保険特別会計の収支の決算見込みによりまして、第1号被保険者の保険料を保険給付費の財源として充当させますが、その際、充当残額が見込まれることから、同額を計上し、介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。主なものをご説明いたします。

372、373ページにお戻りください。

上段、1款1項1目第1号被保険者保険料でございますが、131万7,000円を増額し、総額を5億707万円とするものです。これは、保険料の収入見込みによりまして、1節の現年度分特別徴収保険料につきましては312万円の減額、2節の現年度分普通徴収保険料につきましては443万7,000円を増額で、合わせまして131万7,000円を増額するものです。

2段目の3款1項国庫負担金及びその下、2項国庫補助金、下段の4款1項支払基金交付金、次の374、375ページをお開きください。2段目の5款1項県負担金及び3段目の2項県補助金、4段目の3項県委託金まで、本年度の交付決定または交付決定見込みにより、それぞれ増額または減額をするものでございます。

下段、7款1項一般会計繰入金でございますが、1目介護給付費繰入金から、376、377ページをお開きください。上段の4つ目、5目低所得者保険料軽減繰入金まで、合わせまして1,528万7,000円を減額し、総額を3億8,218万3,000円とするものです。これは、歳出でもご説明いたしましたが、保険給付費の確定見込みを初め、事業の完了及び事業費、事務費等の確定見込みによりまして、合わせて1,528万7,000円を減額するものでございます。

中段、7款3項1目介護サービス事業特別会計繰入金でございますが、50万4,000円を新たに計上するものです。これは、地域支援事業交付金の算定方法の変更に伴い、交付金が減額されることによって生じる財源不足を補うため、介護サービス事業特別会計から繰り入れるものでございます。

以上で議案第51号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） ページ数、388ページ、389ページです。3款3項4目の任意事業費のところなんですけれども、13節の委託料216万円の減額なんですけれども、配食サービス業務とこうあるんですけども、ちょっと勉強不足で申しわけないんですけども、どこのどういう業者さんに、これは多分弁当を配食すると思うんですけども、介護保険適用者の方に配食するんだと思うんですけども、どういう方が対象になっているのかというのがちょっとわかったら教えてほしいです。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、委託料ですのでまず委託先ですが、町の社会福祉協議会に委託してございます。

それと、あと対象者ですが、これは地域支援事業でございますので、介護保険の認定度がございまして、要介護1から5、それから要支援1、2とございまして、地域支援事業でございますので、この介護になっていない方で配食といいますか給食を希望される方が対象となってございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 何となくわかったような、わからないような。ちょっとまず後でまたあれですけども、その中で当初予算902万円ということでここは減額しているんですけども、要するにそうすれば利用する方が少なかったという考え方でよろしいという。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

この地域支援事業ですが、今年度から制度が変わりまして、今まで保険給付として支払っていた一部が地域支援事業のほうに移行するという、平成29年度から新たな介護保険制度が始まったわけなんですけれども、この配食サービスもその一環とした事業の中に入るんですが、初年度でございますので、どの程度希望というか量があるのか、ちょっと当初予算の算定時でははっきり申し上げて予想できなかったということで、結果としては多く見過ぎたということになります。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第23、議案第52号、平成29年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、議案書の395ページをお開きください。

議案第52号、平成29年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,113万8,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明いたします。

404、405ページをお開きください。

上段、1款1項1目居宅介護支援事業費でございますが、1万5,000円を増額し、総額を885万円とするものです。これは、職員人件費の調整に伴う増額と事務費等の確定及び確定見込みによる減額で、合わせまして1万5,000円を増額するものでございます。

次に、中段、2目訪問看護サービス事業費でございますが、9万3,000円を減額し、総額を1,701万2,000円とするものです。これも同様に、職員の人件費の調整に伴う増及び事務費等の確定見込みによる減額等々で、合わせまして9万3,000円を減額するものでございます。

下段、3目介護予防支援事業費でございますが、66万7,000円を減額し、総額を527万6,000円とするものです。これは、11節需用費につきましては、事業費等の確定見込みによりまして減額、13節委託料の介護予防計画作成業務につきましては、委託件数が当初見込んでいた件数より減少することが見込まれることから減額とするものです。また、28節繰出金は新たに計上するもので、地域支援事業交付金の算定方法の変更に伴う介護保険特別会計の財源不足を補うため、介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

402、403ページにお戻りください。

上段の1款サービス収入1項介護給付費でございますが、1目居宅介護支援計画費から3目訪問看護事業費まで合わせまして233万6,000円を減額し、総額を938万1,000円とするものです。い

ずれの目につきましても、収入額の見込みによりまして減額するものでございます。

下段、２款１項１目一般会計繰入金でございますが、159万1,000円を増額するものです。これは、職員人件費の調整に伴うものでございます。

以上で議案第52号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第24、議案第53号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、議案書の407ページをお開きください。

議案第53号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）でございますが、歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55万4,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億9,982万8,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

416、417ページをお開きください。

上段、１款１項１目一般管理費でございますが、９万円を増額し、総額を1,128万5,000円とするものです。これは、13節委託料でございますが、特定健診の受診者数が当初の見込みより増と
なることが見込まれ、医療機関への健診の委託料を増額するものです。

下段、２款１項１目後期高齢者医療広域連合会納付金ですが、64万4,000円を減額し、総額を
１億8,741万3,000円とするものです。これは、19節負担金補助及び交付金ですが、説明欄の後期
高齢者医療保険料分として過年度分の保険料納付分となりますが、276万1,000円を増額、また、
後期高齢者医療保険基盤安定分として事業費の決定により340万5,000円を減額、合わせまして
64万4,000円の減額となるものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。主なものをご説明いたします。

414、415ページにお戻りください。

上段、１款１項後期高齢者医療保険料でございますが、１目特別徴収保険料を147万3,000円減
額し、２目普通徴収保険料を147万3,000円増額するものでございます。これは、保険料収入額の
見込みによるものです。

続きまして、３段目の３款１項１目一般会計繰入金でございますが、62万9,000円を減額し、
総額を7,816万6,000円とするものです。これは、説明欄ですが、保険料軽減分となる基盤安定負
担金の交付決定によりまして、保険基盤安定繰入金を340万5,000円減額するほか、財源の不足分
として事務費等繰入金を277万6,000円増額するもので、合わせまして62万9,000円の減額となる
ものでございます。

以上で議案第53号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第53号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第25、議案第54号、平成29年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川村正則君） それでは、議案書の419ページをお願いいたします。

議案第54号、平成29年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、事業の確定等により予算を精査し補正するものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,697万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,582万6,000円とするものでございます。

次に、422ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございますが、建設事業の確定により、下水道事業債の限度額を2,500万円減額し、8,200万円とするものでございます。

次に、428ページをお願いいたします。

最初に、歳出の主なものについてご説明いたします。

中段の2款1項1目公共下水道建設費においては、1,628万4,000円を減額し、1億7,919万円とするものでございます。主な内容としましては、13節委託料の157万9,000円と15節工事請負費の1,200万円を減額しており、それぞれ事業費の確定によるものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

次に、426ページをお願いいたします。

歳入の主なものについてご説明いたします。

中段の4款1項1目一般会計繰入金は、400万3,000円を増額し、1億10万7,000円とするもので、総事業費の確定によるものでございます。

6款1項1目雑入は、268万3,000円を増額し、268万4,000円とするものです。これは、平成28年度分の消費税確定申告による還付金でございます。

7款1項1目下水道事業債は、第2表での地方債のとおり2,500万円を減額し、8,200万円とするもので、補助事業費の確定によるものでございます。

以上で議案第54号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第54号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第26、議案第55号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川村正則君） それでは、議案書の431ページをお願いいたします。

議案第55号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,947万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億252万2,000円とするものでございます。

次に、440ページをお願いいたします。

最初に、歳出の主なものについてご説明いたします。

中段の1款1項2目施設管理費は、2,954万2,000円を減額し、1億293万2,000円とするものでございます。主な内容としましては、13節委託料の施設管理業務費423万円を不用額として減額しております。また、県道改良に伴う管路移設事業費として13節委託料の測量設計及び施工監理業務費910万8,000円と15節工事請負費の1,689万円をそれぞれ減額しており、事業費の確定によるものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

次に、438ページをお願いいたします。

歳入の主なものについてご説明いたします。

中段の5款1項1目雑入は、2,913万2,000円を減額し、3,091万2,000円とするもので、県道改良に伴う排水管路移設補償費の確定によるものでございます。

以上で議案第55号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 438、439ページにかかわる歳入の負担金のところに関係して質問します。

この減額をして216万円に確定した。これは休工分ですよね。この数を入れて加入率は何%になりますか、全体の加入率。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 負担金の減のところの説明ですけれども、この減は、平成29年度の例えば町の公共施設的な集会所及び個人の方で増改築及び新築した場合に、排水路のルートが新しくなって工事がなりますけれども、その方々は初めにますを持っていますと、加入の負担金というのはもう初めからあることから、それらについては生じないというような形になってございます。それらの全体的なカウントを数えまして、12の減というような形になっております。例えばアパートにおいても4戸、連棟式で1棟4戸分となれば、まずは1戸分で、料金についてはそれぞれ水道メーターがありますので、水道料金の2分の1というようなことで、それらをカウントして加入分担金の減が生じているものでございます。

それから、全体の加入率というようなことでやっていたけれども、今、平成29年度分というのは持ってきておりませんけれども、今ある資料の中においてご説明できるのが平成28年度分ですけれども、苫米地87.8%、下名久井75.3%、片岸79.7%、上名久井56%、福田48.8%というものを前にご説明しておるところですけれども、新たに水洗化率といたしまして、この区域の中で今言った浄化槽を設置している方々のパーセンテージが出ておりまして、苫米地が2.2%、下名久井が4.1%、片岸はゼロ、上名久井は8.6%、福田が12.8%ということで、今まで50%位といいますか、上名久井等々はかなり低いというような形であったわけですが、これらを足すことによりますと、上名久井でも64.6%、福田でも61.6%の水洗化率というようなパーセントは出ておりますけれども、また、平成29年度の今言った最終的なあれについては今後精査して、結果が出た場合にはお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） いや、私の手元には、たしか去年、平成29年3月に議事録では全体比15.1%ですという答弁があります。私がそのときにも問題にしたのは、これは受益者が限定された事業ということで、あくまでも加入率をアップしなければ、今でも一般会計からここ二、三年、2,000万円、2,600万円、平成29年度の予算では4,000万円ぐらい一般会計からこの事業に入れて事業を運営しているというような形なんですよね。

ですから、この前、平成30年度以降の戦略の中にも文章として書いているので、ここについては徹底的にやらなければ、加入率を上げることによってこの事業が成り立つというような文章まで見えていますよね、戦略の中にも。何しろここがポイントだ。ここが上がらなければ一般会計か

ら毎年出していかなければいけないんですよ。この加入率を上げることによって使用料も上がります。そうすれば、その受益者の方々の収入によってこの事業が成り立つんですよ。今そうじゃない状態になっているから、私は予算のときも言ったけれども、何でここを減額というか、安くするという考え方は私、残っているのは1,000戸以上、戸数からいけばあるはずなんだ。それを例えば1年に10戸ずつやったら、100年かかりますよ。1年に10戸ずつやって、加入率を上げていくというだけでは。

だから、そこをどういう形でやっていくかという戦略ですよ、逆に。加入させる。加入させなければ、もうずっとこれはもう永久に一般会計からつぎ込んでいく、そのうち今度古くなればまた直さなければいけなくなるので、この辺についてさっき、予算の数字はわかりますよ、何戸分というような数字はわかるけれども、負担金のところの数字を上げて、そうすることによって使用料も上がってくる、入ってくる収入が。そこの取り組みというのは、減額を組んだからがっかりしたんですよ。ここがふえたというなら、まだよかったんですけども。そして、次の予算も、平成29年度も安いもので見ている、金額が低いところ。そうすれば加入率も上がっていきますよね。

だから、その加入率アップのためにどういうふうなやり方をしているか。農集排職員はたった1人しか配置されていませんから、その人に全部やれとやっているのか、下水道担当3人でやっているのか、それとも建設課全体でこの加入率アップのためのことをやっているのか、その辺どういうふうにやって加入率アップということを考えているかと。これは補正だけれども、やっぱり一番根本的な問題ですから、そこをひとつお聞かせください。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 最初に言っておきますけれども、数字的なものはこれは決算的なものですので、こういうような形であらわれていることはご承知願いたいということで、今言っているいわゆる加入率についての取り組みということですけども、これらについては常に言われていることですので、言われていても建設課で、じゃどういうふうにとというようなことが形で見えていない、また、町民にもどういうふうな形で知らしめているのかというようなことが全体的に見えていないという注意ですので、もっと積極的に今言われましたことを集落排水についてもどのような形でやっていけばいいのか、今言ったとおり建設課では抱えております集落排水事業、あかね・東あかね団地集落排水と南部地区の下水道及び新築等、リフォームとか、そういう

意味での事業の補助金がありますというようなものを抱えており、そのパーセントが上がっていないし、今後もどのような形でやっていくのか、その形が見えていないということについてのご指摘については、平成30年度もっと積極的に勉強いたしまして、近隣市町村の取り組み等も十分に参考にしながら、前向きにというか、積極的に住民に知らせるよう頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 中館文雄君。

○9番（中館文雄君） やっぱこれは全庁を挙げてといいますか、これをどうするかというのは、これは建設課だけで全部をとというのは難しいかもしれない。これはもう事業採択の段階からこの問題は絶対、公共下水のほうも恐らくこれからそういう問題が出てくると思います。受益者が限定された地域での事業等に対しては、やっぱりそれなりの負担を課するというか、そういう形のもので初めから段取りからやっていかないと、でき上がってから入りましょうといっても入らない。これは、入る、入らないは個人の自由ですからと言われればそれまででしょうけれども、ここに毎年何千万円をつぎ込んで、これからもっと補修とかなんかが出てくれば、もっとつぎ込まざる気がするんですよ。

ですから、やっぱり加入率アップのための戦略というのは、これは全庁を挙げて私はやるべきだと思いますけれども、副町長はその辺全体を見ていると思いますけれども、何かありませんか。例えば加入率を80%までやるんだという目途を立てて、それに対してどうしていくかということ、全庁を挙げてこれは取り組んでいかなければ、もうこれから公共下水もあることですから、これだけじゃないと思いますけれども、その辺について何か全庁でこういうプロジェクトを組んでやってみるとか、そういう考え方をひとつ持ってもらえませんかでしょうか。どうでしょう。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） ただいまのご指摘であります。私のほうも大分気にしておりました。もう二、三年前から使用料、保育料、それから公共下水の集排、住宅使用料、これは個人が使用してその恩恵を受けておりますので、ぜひこれをわかってもらう。そのためにはもっともっと周知、最近伝えておりますが、もっと広報紙を活用してほしい。現況をお知らせし、お願いをして

いく。それから、会合があるたびにやっぱり伝えていかなければならないと思っておりますので、ほかにも健康づくりにつきましては、健診を受けていってほしいということも私は会議があるときには追加でお願いしますということをお話し申し上げておりましたけれども、機会あるごとにもっともっと積極的にやっていかなければならないと思っておりますので、ここは平成30年度についてはもっと踏み込んで進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第55号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第27、議案第56号、平成29年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（中野弘美君） 議案書の443ページをお開き願います。

議案第56号、南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

34億6,609万9,000円とするものでございます。

次に、452ページ、453ページをお願いいたします。

1 款 1 項 2 目一般管理費に9万9,000円を追加しまして、2億6,421万1,000円とするものです。主なものについて説明させていただきます。

2 節給料の減額、470万2,000円、異動分によるものでございます。

25節、828万9,000円、積立金の増額でございます。買受人保証金、財政調整基金をそれぞれの基金に積み立てるものでもございまして、基金に積み立てるものでもございまして。

以上が歳出の説明でございます。

次に、450ページ、451ページをお願いいたします。

歳入について説明させていただきます。

買受人保証金に9万9,000円を追加し、10万円とするものでございます。

以上で平成29年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。中舘文雄君。

○9 番（中舘文雄君） 市場長として市場にかかわって6年間やって、その実績を上げてきた、この数字にあらわれていると思いますけれども、私がちょっと市場長に聞きたいのは、一般質問でも私は言いました果樹だとか、いろいろなものを集める手段、というのは、なかなかこれから難しくなってくるんだろーと思いますけれども、そういう経営戦略ですね、どういう形がいいのか。

それから、私も市場の審議員という形で行って……（「議案書にないでしょ」の声あり）いや、だから今そこを聞くからさ……（「ページ数」の声あり）市場の運営だから、ページ数のここの数字ということではありません。ですから、その中でいって、これからの市場運営について市場長の考えを聞いたかったものですから、ですけれども南部町以外に8ぐらいの各地区からも出荷してもらっている、そういうところの今後のやり方とか、いろいろなことがあると思いますけれども、さらにこの市場の売り上げをきちっと押さえていく、安定した市場にしていこうためにこの経験の中からどういう考えが必要かということをお聞かせいただきたいんですが。

○議長（馬場又彦君） 市場長。

○市場長（中野弘美君） 6年間大変お世話になりました、市場の運営につきましては、中館議員がおっしゃいましたように、これから高齢化、農業後継者不足があると思いますけれども、産地市場として生き残るために職員の知恵を、汗を流し、一生懸命考え、南部町営地方卸売市場があつてよかったと思われるような、今までどおりよりもまたいいと言われるように、頑張るように後輩の職員にも言っていきたいなと思っております。

集配につきましては、各地の農業組合等の総会に行っても「年をとったから、わ、これから持っていけなくなるんだよな。どうかしてけねかべか」という話もありますので、これをどう解決していくかというのは、運送業法等もございますので、検討課題になっていくのではないかと思いますけれども、いい方向を見つけていくように努力しなければならないと思っているところでございます。

○議長（馬場又彦君） 中館君の発言は議題外ですので、これで終わります。

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第28、議案第57号、平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（藤嶋健悦君） それでは、議案書の455ページをお願いします。

議案第57号、平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ387万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,514万円とするものでございます。

まず、歳出からご説明いたします。

464、465ページをお開きください。

3、歳出、主なものをご説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございますが、346万3,000円を減額し、2億6,612万2,000円とするものです。夜間の介護従事臨時職員を確保できなかったため、4節共済費、7節賃金の減額、13節委託料は医師派遣業務の確定による減、以下、利用者減に伴い、決算見込みに伴う減額です。

続きまして2目療養費でございますが、41万2,000円を減額し、4,233万2,000円とするものでございます。11節需用費は、医療費、薬品費など医薬材料費の減、利用者の減によるものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

462ページ、463ページをお願いいたします。

2、歳入、主なものをご説明いたします。

1款サービス収入1項1目介護施設サービス費は284万円を減額、施設利用者数の減に伴うものです。

2款分担金及び負担金1項1目負担金は69万円を減額し、同じく施設利用者の減によるものです。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金は34万5,000円を減額、同じく利用者減に伴い減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（馬場又彦君） お諮りします。本日、町長から、議案第58号、南部町教育委員会委員の任命について、議案第59号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案2件が、産業建設常任委員長から発委第1号、町道虎度・広場線の早期整備に関する決議が提出されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第58及び議案第59号の議案2件並びに発委第1号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配付のため暫時休憩します。

(午後 0 時08分)

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程はお手元に配付のとおりであります。

(午後 0 時09分)

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 追加日程第 1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案 2 件につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第58号、南部町教育委員会委員の任命についてであります。平成30年 4 月 4 日をもって任期満了となります教育委員会委員 2 名の任命について、議会の同意を求めるものであります。

委員として任命する方は、いずれも再任の方でありまして、住所、南部町大字福田字あかね・・・・、氏名、佐藤俊男氏、昭和・年・月・日生まれ、同じく、住所、南部町大字大向字泉山道・・・・、氏名、境久孝氏、昭和・年・月・日生まれ。

任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第 4 条において、委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう 1 年以上 4 年以内で定めることが規定されていることから、佐藤氏の任期は平成30年 4 月 5 日から平成32年 4 月 4 日までの 2 年間、境氏の任期は平成30年 4 月 5 日から平成34年 4 月 4 日までの 4 年間であります。

以上の 2 名の方は、すぐれた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め、引き続き南部町教育委員に任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第59号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。平成30年 3 月15日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会委員 3 名の選任について、議会の同意を求めるものであります。

委員として選任する方は、まずは再任の方であります。住所、南部町大字垵渡字垵渡・・・、氏名、佐々木豊氏、昭和・年・月・日生まれ、同じく、住所、南部町大字沖田面字北本村・・・、氏名、岩舘茂好氏、昭和・年・月・日生まれの2名であり、新任の方は、住所、南部町大字上名久井字野月・・・、氏名、中村研一氏、昭和・年・月・日生まれの1名であります。

なお、任期につきましては、平成30年3月16日から平成33年3月15日までの3年間であります。

以上の3名の方は、すぐれた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め、選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、何とぞ慎重審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第58号から議案第59号の上程、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。追加日程第2、議案第58号、南部町教育委員会委員の任命について、追加日程第3、議案第59号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案2件を一括議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第58号及び議案第59号の議案2件を一括議題とします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

説明を省略し質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第58号及び議案第59号の議案2件を一括して採決します。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第58号及び議案第59号の議案2件は同意することに決定しました。

◎発委第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 追加日程第4、発委第1号、町道虎度・広場線の早期整備に関する決議を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。産業建設常任委員長工藤正孝君。

（産業建設常任委員会委員長 工藤正孝君 登壇）

○産業建設常任委員会委員長（工藤正孝君） それでは、発委第1号の町道虎度・広場線の早期整備に関する決議について説明いたします。

平成30年2月16日、第4回産業建設常任委員会を開催し、町道の現地調査を行った結果、町道虎度・広場線について次のように決議することといたしました。

虎度地区と広場地区を結ぶ町道虎度・広場線は、名川大橋を境に国道4号と県道櫛引・上名久井・三戸線までの区間が災害危険基準高より低いため、馬淵川の氾濫時には道路が冠水し、通行どめになります。これまでに馬淵川中流部河川改修事業等により河川改修工事が進められ、洪水に対する備えが整えられてきていますが、想定外の洪水が発生した場合は冠水するおそれがあります。

また、統合庁舎の整備が進められている中、県道櫛引・上名久井・三戸線と同様に町道虎度

・広場線は町民の利用率が高い路線であり、医療健康センター、名川中学校、統合庁舎の主要幹線道路として位置づけられることから、統合庁舎の完成に合わせた早期整備を求めます。

以上、決議いたします。

平成30年3月12日。南部町議会産業建設常任委員会。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発委第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全部終了いたしました。

ここで、閉会に当たり、町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第78回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月2日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中ご出席

をいただき、まことにありがとうございました。

また、各種条例案のほか、平成30年度一般会計及び各特別会計の当初予算並びに平成29年度の補正予算など、慎重審議をいただき、全議案とも原案のとおり、ご議決、ご承認を賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

さらには、追加で提案させていただきました人事案件につきましても、原案どおりご同意をいただき、重ねて御礼申し上げます。

審議の中で、議員各位からいただきましたさまざまなご意見、ご提言には十分留意いたしまして、今後の行政運営に役立ててまいりたいと考えております。

昨日3月11日は東日本大震災の発生から7年目の日に当たり、改めまして犠牲となりました多くの皆様に哀悼の意を表しますとともに、一日も早い復興を心から願うものであります。

復興庁が本年2月末に公表したところによりますと、今なお、発生直後の避難者数の16%強に当たる7万3,000人余りの方々が避難生活を強いられているとのことであります。

こうした現状を再確認し、震災の記憶の風化を防止することは非常に重要であると認識しているところでありますが、何よりも大事なのは、被災された方々に対する心身のケアやコミュニティーの形成支援など、国が復興庁の設置期限である2021年3月までに完了することとしている「復興・創生期間」に掲げた「心の復興」への取り組みが着実に進展することであり、被災者の皆様が一刻も早く平穏な生活を取り戻すことができますよう、心からお祈りするものであります。

当町といたしましても、岩手県山田町の着実な復興のための支援を継続してまいりたいと考えておりますとともに、震災の教訓に学び、常に災害の発生への備えを怠ることなく、防災体制の強化と町民の皆様の防災意識の高揚を図りつつ、引き続き万全を期してまいる所存であります。

さて、先月25日に閉幕した平昌オリンピックにおいて、日本選手団は金メダル4個を含む13個のメダルを獲得し、日本中が歓喜に沸いたことは記憶に新しいところであります。メダルを獲得した選手のみならず、全ての選手が語った言葉には、自分を支えてくれた全ての人に対する感謝の気持ちがあふれ、努力し、なし遂げることのすばらしさに大きな感動と熱い気持ちを感じたところであります。

私たち行政に携わる者の役割は、町民の皆様の夢や希望をかなえるために、しっかりと支え、後押しできる施策を展開していくことであると、改めて肝に銘じたところでございます。オリンピックに続いて、先週9日に開幕したパラリンピックにおきましても、日本選手団の活躍を大いに期待するものであります。

平成30年度は、第2次南部町総合振興計画のスタートの年となります。「みんながつながり達者に暮らす 笑顔あふれるまち 南部町」を目指す将来像に掲げ、「達者村プロジェクト」、「人づくりプロジェクト」及び「暮らし向上プロジェクト」の3つの戦略プロジェクトに位置づける施策を力強く展開し、第2次計画のまちづくりの基本理念である「多様化する価値観やライフスタイルに対応しつつ、町民の皆様が住み続けられる、持続可能なまちづくり」、「町に住む人と訪れる人が安全安心や幸せを実感し、未来に希望が持てるまちづくり」に職員一丸となって全力で取り組んでいく所存であります。

そのためには、議会冒頭で申し上げました所信を基本とし、予算に計上した事業を着実に執行してまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

この冬は非常に厳しい寒さが続きましたが、このところの陽気と、町内各地域で行われている春祈禱の笛、太鼓の音色によりやく春の訪れを感じているところであります。

新年度が災害のない平穏な年であることをお祈りするとともに、議員各位におかれましてはくれぐれもご自愛くださいますようお願いを申し上げ、本定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君） 私より、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、2日の開会以来11日間、議員各位におかれましては、時節柄何かとご多忙中にもかかわらずご熱心に審議を賜り、提案されました平成30年度当初予算を初め、条例などの多くの重要案件を全て議了し、無事閉会の運びとなりましたことを議長として厚くお礼申し上げます。

また、町長初め理事者各位におかれましては、常に真摯な態度を持って審議にご協力をいただき、感謝を申し上げます。

本会議及び予算特別委員会において議員各位から述べられました意見や要望事項につきましては、特に考慮を払われるとともに、その執行に当たっては適切に運用され、町政発展のため一層の努力をお願い申し上げる次第であります。

皆様におかれましては、年度末でもありご多忙中のことと存じますが、くれぐれも健康にはご留意され、町政の発展にご尽力賜りますことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。まことにありがとうございました。

これをもちまして、第78回南部町議会定例会を閉会します。

(午後 0 時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 馬 場 又 彦

署 名 議 員 工 藤 幸 子

署 名 議 員 川守田 稔